

富士山火山広域防災対策検討会
報告書

富士山火山広域防災検討会

平成17年7月

富士山火山広域防災対策検討会報告書 目次

はじめに 1

第一章 検討の目的と方針 3

1. 検討の目的 3
 2. 検討の進め方 3
 3. 富士山火山広域防災のあり方 6
 - 3-1 富士山火山災害の特徴・課題と広域防災対策の視点
 - 3-2 富士山火山広域防災の方向性
 4. 富士山火山広域防災対策の検討 14
-

第二章 富士山火山広域防災対策 17

1. 避難対策
 - 【噴火前避難】
 - 1-1 火山情報に応じた避難の考え方 17
 - 1-2 入山自粛の呼びかけ 28
 - 1-3 観光客等帰宅促進 31
 - 1-4 一般住民の噴火前避難 35
 - 1-5 災害時要援護者の噴火前避難 41
 - 1-6 家畜避難 46
 - 【噴火時避難】
 - 1-7 噴火時の現象に応じた避難の考え方 48
 - 1-8 溶岩流の流下に備えた噴火時避難 52
 - 1-9 火砕流及び融雪型火山泥流の流下に備えた噴火時避難 55
 - 1-10 大量火山灰の降下に備えた噴火時避難 56
 - 1-11 降灰後の雨による土石流等に備えた避難 57
 - 1-12 一時帰宅、避難範囲の縮小・解除 58
2. 広域連携体制
 - 2-1 各機関の本部体制 67
 - 2-2 合同現地本部 68
 - 2-3 火山噴火予知連絡会・火山専門家との連携 72
 - 2-4 応急対策の検討 73
 - 2-5 広域連携・協定 73
3. 火山防災情報の収集・伝達、共有化
 - 3-1 監視観測情報の収集（監視強化） 77
 - 3-2 住民等からの通報受理 79

3-3	監視観測情報・通報等の伝達・集約	80
3-4	被害状況の把握	82
3-5	関係機関相互の情報共有化と発信体制	83
3-6	噴火時の影響範囲の予測	84
4.	住民等への情報伝達・広報	
4-1	住民等への情報伝達・広報	87
4-2	災害時要援護者への情報伝達	89
4-3	登山者・観光客への情報伝達	90
4-4	国内外への情報発信	91
4-5	風評被害防止のための情報伝達・広報	92
4-6	問い合わせへの対応	92
5.	各種応急・復旧活動	
5-1	交通規制	95
5-2	降灰対策	102
5-3	被害の拡大防止対策	104
5-4	食料・飲料水及び生活必需品等の供給	110
5-5	広域応援要員の受入	113
5-6	ボランティアの受入	116
5-7	住宅の確保	117
5-8	被災者への経済的支援	120
6.	災害に強い地域社会の形成	
	—富士山と地域社会との共生—	
6-1	被災後の経済的支援	125
6-2	防災対応及び観光業支援のためのホテル・旅館の活用	126
6-3	風評被害対策	127
6-4	火山と共存した地域づくり	131
6-5	火山資源の活用	132
7.	火山に関する啓発・教育	
	—富士山と富士山に関わる人々との共生—	
7-1	啓発・教育の方向性	133
7-2	地域住民（住民組織）への啓発・教育	137
7-3	観光客への学習機会の提供	139
7-4	学校教育への導入	140
7-5	啓発・教育ツールの整備	141
7-6	拠点施設の整備	142
8.	今後の防災計画のあり方	
8-1	富士山火山広域防災基本方針（仮称）の策定	143
8-2	相互間地域防災計画の策定に向けて	143

検討の経緯.....145

おわりに.....146

はじめに

平成 12 年 10 月から平成 13 年 5 月にかけて、富士山で低周波地震が多発した。これを契機に、富士山の火山防災体制の確立に向け、平成 13 年に「富士山火山防災協議会」（関係都県、地元市町村及び関係省庁）が設置された。さらに同年、内閣府と関係省庁は、学識者等からなる「富士山ハザードマップ検討委員会」を設置し、専門的見地からの検討がはじまった。ここでは、富士山火山噴火に伴う各種現象の影響範囲や程度、それに伴う被害想定等について調査・分析が行われ、火山防災マップ作成や火山防災対策等についてのあり方がとりまとめられた。その結果を受け、「富士山火山防災協議会」において、富士山が噴火した場合、甚大な被害の発生や影響が広範囲に及ぶおそれがあることから、国、都県、市町村が役割分担を明確にした上で、互いに協働して行う広域的な防災対策について具体化する必要があること、富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した具体的な防災対策を検討することが重要であることが提言された。

本報告は、これらの提言を受け設置された「富士山火山広域防災対策検討会」（学識者、関係都県、関係省庁）での専門的な見地からの検討を踏まえ、より具体的に富士山火山広域防災対策のあり方を検討し、とりまとめたものである。

現在、富士山の活動には、低周波地震が多発した時期はあったものの、活発化する兆候は表れておらず、直ちに噴火の発生等を懸念する必要性は小さいものと考えられる。しかし、富士山が噴火した場合には、過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。しかも日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成し、その周囲には多くの人口、東西を結ぶ交通幹線が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、他の火山に比べてはるかに甚大なものになることが予想される。そして、何よりも古くから日本のシンボルとして親しまれ、国内外からも多くの観光客が訪れている。こうした環境にある富士山では、たとえ噴火に至らなくとも、わずかな異常現象の発現によって多方面に及ぼす影響は非常に大きいものがある。

火山防災は、一般的に、複雑に展開する現象に対する的確な状況判断や広範囲に及ぶ被害や影響、そして災害の長期化への対応などが重要になるが、

富士山の場合は、そのスケールの大きさから、さらに広域的な観点での防災対策の確立が求められる。

本報告では、こうした富士山における「広域防災」の重要性を認識し、各種防災対策の具体的な提言を行うとともに、防災対策推進の一環として、富士山火山に対する啓発・教育や豊かな自然環境、地域生活、産業等に配慮した、火山との共生方策についての検討も行った。

第一章 検討の目的と方針

1. 検討の目的

本報告は、「富士山ハザードマップ検討委員会」（座長 荒牧重雄東京大学名誉教授）での火山防災マップ等の成果を踏まえ、「広域防災」の観点から、予防、応急対策から復旧・復興対策に至る総合的な検討を行い、各対策の基本方針をとりまとめたものである。

富士山が噴火した場合には、被害や影響が広範囲に及ぶ可能性があり、被災地の各所で、行政機関をはじめ、数多くの機関が防災対応に従事することになる。従って、各機関の対応に混乱や格差が生じないように、特に次のような点に留意し、各対策についてのとりまとめを行った。

- ・噴火の各段階（噴火前～噴火時、噴火後／火山情報の種類など）に応じてとるべき措置、実施基準等の明確化
- ・国、県、市町村及び防災関係機関等各主体の役割の明確化
- ・国、県、市町村及び防災関係機関等各機関相互の調整や連携体制のあり方
- ・対策に関連する富士山周辺状況の実態把握（資料・データの提示）

2. 検討の進め方

本業務においては、「富士山火山広域防災検討会」（座長 廣井脩東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授）を設置し、学識者等による専門的見地からの検討を行い計画に反映させた。また、本委員会の下に、「富士山火山共生ワーキンググループ」（座長 荒牧重雄東京大学名誉教授）を設置し、富士山火山との共生についての検討も行った。

（富士山火山広域防災検討会・富士山火山共生ワーキンググループ委員名簿
次頁参照）

富士山火山広域防災検討会・富士山火山共生ワーキンググループ委員名簿

〈富士山火山広域防災検討会〉

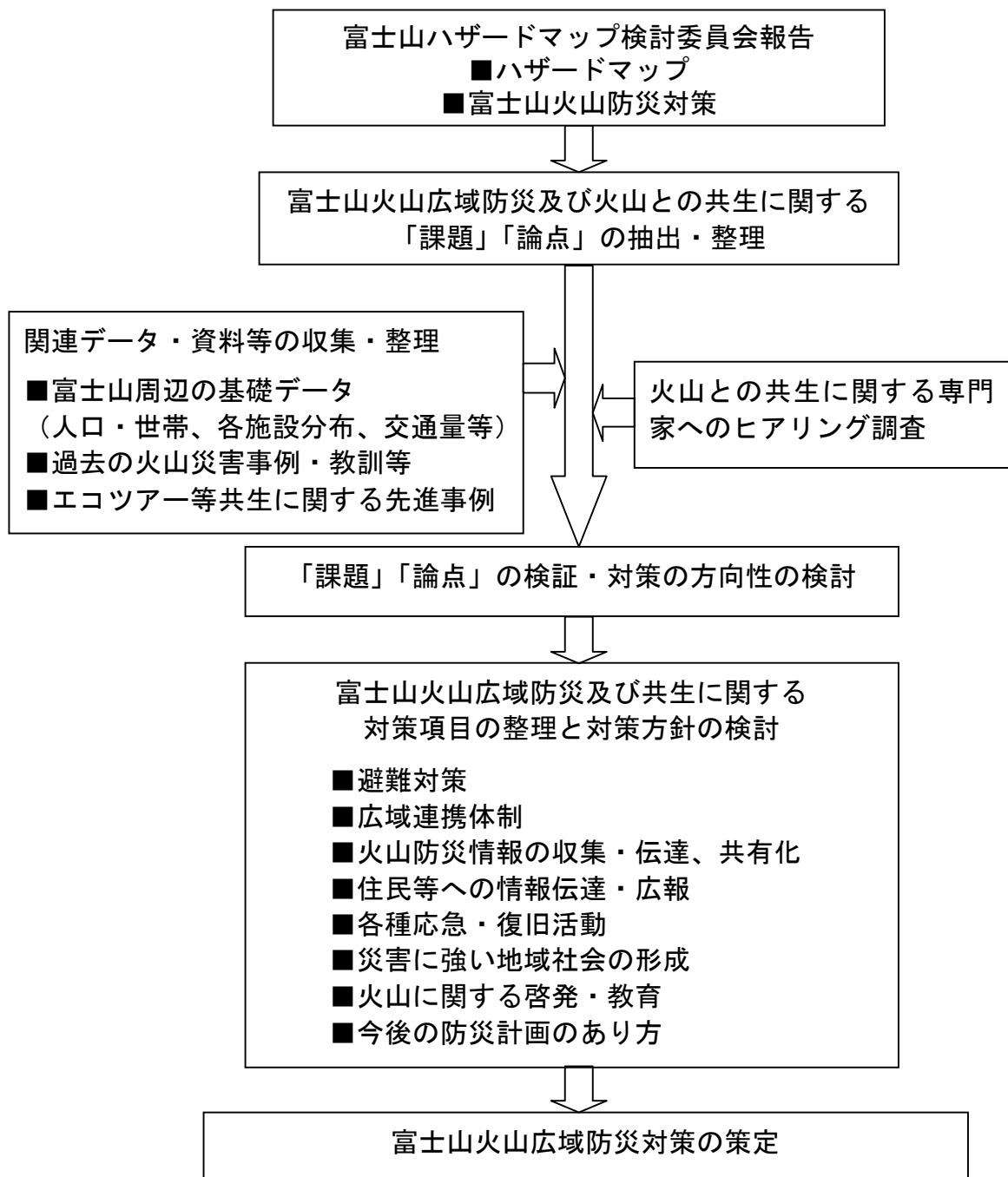
座長	廣井 脩	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
委員	池谷 浩	(社) 砂防学会理事
〃	田中 淳	東洋大学社会学部教授
〃	中村 功	東洋大学社会学部教授
〃	宮地 直道	日本大学文理学部助教授
〃	吉井 博明	東京経済大学コミュニケーション学部教授
〃	安田 実	内閣官房参事官(安全保障・危機管理担当)
〃	上総 周平	内閣府参事官(地震・火山対策担当)
〃	前田 哲	防衛庁運用局運用課長
〃	金谷 裕弘	総務省消防庁防災課長
〃	下河内 司	前 総務省消防庁防災課長
〃	亀江 幸二	国土交通省河川局砂防部砂防計画課長
〃	佐藤 清二	国土交通省河川局防災課災害対策室長
〃	山根 尚之	前 国土交通省河川局防災課災害対策室長
〃	横田 崇	国土交通省気象庁地震火山部火山課長
〃	中禮 正明	前 国土交通省気象庁地震火山部火山課長
〃	芦澤 薫	山梨県総務部長
〃	三井 弘之	前 山梨県総務部長
〃	杉山 栄一	静岡県防災局長
〃	村山 正和	神奈川県安全防災局長
〃	中村 晶晴	東京都総務局総合防災部長
〃	金子 正一郎	前 東京都総務局総合防災部長

〈富士山火山共生ワーキンググループ〉

座長	荒牧 重雄	東京大学名誉教授
委員	小山 真人	静岡大学教育学部教授
〃	重川 希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
〃	堀内 光一郎	富士急行社長
〃	溝尾 良隆	立教大学観光学部教授
〃	吉村 秀實	富士常葉大学環境防災学部教授
〃	上総 周平	内閣府参事官(地震・火山対策担当)
〃	金谷 裕弘	総務省消防庁防災課長
〃	下河内 司	前 総務省消防庁防災課長
〃	亀江 幸二	国土交通省河川局砂防部砂防計画課長
〃	若林 陽介	国土交通省総合政策局観光地域振興課長
〃	横田 崇	国土交通省気象庁地震火山部火山課長
〃	中禮 正明	前 国土交通省気象庁地震火山部火山課長
〃	鍛冶 哲郎	環境省自然環境局国立公園課長
〃	芦澤 薫	山梨県総務部長
〃	三井 弘之	前 山梨県総務部長
〃	今村 修	山梨県森林環境部長
〃	堀内 順一	前 山梨県森林環境部長
〃	野田 金男	山梨県観光部長
〃	杉山 栄一	静岡県防災局長
〃	中村 善行	静岡県生活・文化部理事
〃	大村 義政	前 静岡県生活・文化部理事
〃	府川 博明	静岡県環境森林部長
〃	花岡 志郎	前 静岡県環境森林部長
〃	村山 正和	神奈川県安全防災局長

対策の検討に当たっては、富士山ハザードマップ検討委員会報告を受け、火山広域防災及び富士山との共生の観点から、現状の課題や対策に向けての論点を抽出・整理した。また、富士山周辺地域の実態や過去の噴火事例等のデータや資料を収集し、特に火山との共生に関しては専門家へのヒアリング調査を実施するなどし、課題・論点の検証、対策の方向性についての検討をすすめた。

以上の検討結果を踏まえ、避難対策など重要な対策項目を掲げ、それぞれについての対策方針を検討し、富士山火山広域防災対策としてとりまとめた。



3. 富士山火山広域防災のあり方

3-1 富士山火山災害の特徴・課題と広域防災対策の視点

3-1-1 前兆現象の発現・噴火予知技術の向上による被害の大幅な軽減

富士山火山における観測体制は、近年充実しており、噴火活動には結びつかないような規模の現象である低周波地震の発生を捉えることも可能になっている。これに加えて噴火予知技術も向上しており、富士山において規模の大きな噴火が発生する場合には、前兆現象が捉えられる可能性が高くなっている。そして、そのような前兆現象が現れた場合には、気象庁から、臨時火山情報や緊急火山情報が発表されることとなる。このため、噴火予知技術の向上を**噴火前避難**等の防災対策に生かすことにより、火山災害による被害の大幅な軽減をめざすことが可能である。すなわち、前兆現象が捉えられた場合に、混乱なく、迅速かつ的確な避難体制をとるために、**火山情報が発表された場合における対応を事前に検討しておくことが必要**である。

一方、平成16年に試作された富士山のハザードマップでは、多様な火山現象がシミュレーション技術により再現されており、その影響の及ぶ範囲が明確になっている。多岐にわたる火山現象に適切に対応するためには、あらかじめ、ハザードマップで想定した**各火山現象に応じて影響範囲を考慮した防災対策**を計画しておくことが必要である。

また、前兆現象をより確実に捉えるための**監視体制の強化**、発生した現象を正確に把握するための**監視の連携、情報共有化**も必要である。

3-1-2 複雑な噴火災害現象・時々刻々変化する事態への対応

富士山は、過去の履歴からも火山の持つあらゆる現象の発生する可能性をもっている。ひとたび噴火すれば、火砕流発生の有無の判断や溶岩流到達範囲などについて想定が可能とされているが、予測範囲を超えた噴火の推移をたどることもあり、それによって発生する被害の種類も多岐に及び、その様相も時々刻々変化していく可能性もある。

このような複雑な火山災害に対しては、市町村での避難等についての判断にも限界を超えることが想定される。

過去の火山災害で、国や自治体、火山専門家等が一堂に会し、避難等の防災対応に効果があったことにも鑑み、**国、県、市町村や火山専門家等との連携体制**を事前に確立しておく必要がある。

3-1-3 拡大する災害現象・多数の避難者による広域避難

噴火に伴う現象の中でも、宝永規模の噴火による降灰は首都圏にまで及び、また大規模噴火による溶岩流や融雪型火山泥流も複数の自治体をまたがり拡大する可能性がある。

一方、噴火前の段階から警戒すべきゾーンとして考えられる想定火口範囲や溶岩流の経過別到達範囲は、いずれも山頂を取りまく形で広範囲にわたり、その中に多数の人口を抱え、観光施設等も数多く含まれる。

富士山噴火災害では、まずこれらの危険ゾーンに存在する**多数の住民等の避難対策**が重要である。しかも、避難の対象者には即座の対応が困難な**災害時要援護者や地域外からの登山者・観光客等**も多く存在することに留意し、避難対策を検討しなければならない。

また、危険が及ばない地域外への避難となると、避難距離も長くなり、市町村界をまたがる**広域避難**になる。富士山周辺は、特に、行楽シーズンの場合には、観光客等で混雑し、道路渋滞も深刻化する。多数の避難者が発生することで、さらに渋滞が激化する可能性もある。広域的な避難行動に支障が生じないように、**避難に伴う交通規制、避難ルートの確保や避難方法**についても留意が必要である。

3-1-4 長期化する災害対応・膨大な応急・復旧活動

降灰や溶岩流等の流下によって被災地が拡大し、しかも火山活動が継続すると、**避難生活は長期化し、被災者への食料等物資の供給や被害の拡大防止のための各種の応急・復旧活動も長期にわたり継続して実施されなければならない。**

これらの活動に必要な物資や資機材の調達、多くの活動要員の確保などにおいては、被災地の自治体だけではその対応にも限界がある。

こうした対応においては、**自治体相互の連携**や被災地域外からの**広域的な応援**による対応が不可欠になる。

3-1-5 国内多方面に波及する影響

富士山周辺には、東西の交通を結ぶ主要な幹線道路や新幹線等の鉄道が存在する。溶岩流等の拡大によっては、こうした主要な交通機能も直接的な被害を受けることになる。その結果、旅客輸送や物流などにも支障を来し、国

内の産業や経済活動にも大きく影響する可能性がある。特に、観光客の減少など富士山周辺の観光産業への影響が懸念される。

道路交通の安全確保の面では、火山活動のどの段階で交通規制や鉄道の運行中止等を実施するのか、避難対策と同様に火山情報との関係において明確にしておく必要がある。

また、産業や経済活動への影響に関しては、火山活動の状況や災害の規模、見通し、さらには各施設の復旧状況などの情報を各機関が共有し、国内各方面に広く情報発信し、波及する様々な影響の緩和に努めることが必要である。

3-1-6 日本有数の観光地における災害

富士山は、日本を代表する火山であり、日本有数の観光地でもある。

富士山の場合、噴火に至らずとも異常現象の発現や風評によって受ける影響は多方面に及ぶ。特に、観光客の減少などで、観光施設やホテル・旅館等観光業をはじめ地域経済に与える影響は大きく、火山活動が長期化し、観光客の減少が長期間継続する場合には、他の観光地に足を向けるようになった観光客を再び呼び戻すことは非常に困難になることは、過去の災害事例にも見られた現象である。

噴火災害により直接的な被害を受けた場合はもちろん、噴火前や噴火終息後における影響も勘案し、**観光業等地域産業への支援**のあり方について検討することが必要である。

また、例え噴火しても、被害を発生させない、拡大させない、地域を守るための事前対策を講じておくことが重要である。富士山噴火災害に備えて、地域を構成する**住民や事業者等における防災対策の推進**を図り、**災害に強い地域社会**の構築に向けた取り組みが必要である。

3-1-7 豊富な火山資源・火山教育普及に適した環境

富士山は、1707年（宝永4年）に噴火して以来、約300年間は平穏を保ってきたが、過去には、さまざまな現象を伴う中小規模の噴火を繰り返してきた。実際、富士山には、火山の形成や噴火に伴ってできた独特な地形が多く見られる。

富士山は、優れた観光地であると同時に、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源である。国内外から数多く訪れる観光客に

「火山を学ぶ」「火山を知る」など火山学習の機会をより一層提供することで、火山に関する知識を広く普及することができる。

一方、噴火災害をはじめ過去の災害では、地域の環境や災害の履歴、災害現象を理解していなかったために、人的被害を拡大させた事例は数多くある。災害による被害を防止し、または軽減させるためには、地域を知り、災害を知ることが必要である。

富士山では、平成12年10月から翌年5月にかけて、低周波地震の多発が観測され、改めて活火山であることが広く認識された。豊富な火山資源を有し、また多くの国民から親しみをもたれている富士山は、**火山の知識さらには火山防災の普及を図る場**として適した環境にあり、**火山教育・啓発**をさらに進めていくことが望まれる。

3-2 富士山火山広域防災の方向性

以上の課題を踏まえ、富士山火山広域防災の基本的方向性を示す。

3-2-1 火山情報と避難等防災対応の明確化

火山情報を判断基準とし、避難をはじめ、入山自粛、観光の自粛等の実施時期を明確にし、市町村間で避難等の対応に混乱が生じないように統一的な方針を定める。

また、避難行動時の混雑や渋滞を避けるために、ハザードマップ等の結果を踏まえ、噴火前から各状況に応じた避難範囲等を明確にするとともに、災害時要援護者は早めに避難を開始するなど対象者の属性や避難範囲に基づく段階的避難を計画する。なお、避難等に係わる道路の規制についても、実施時期や規制箇所（案）について定める。

< 広域防災対策の検討項目（例） >

- 火山情報と避難のタイミング【避難対策】
- 危険ゾーン（シミュレーション結果）と避難範囲の設定【避難対策】
- 入山自粛【避難対策】
- 観光への対応【避難対策】
- 災害時要援護者の避難【避難対策】
- 避難に伴う交通規制【各種応急・復旧活動】

3-2-2 広域避難・避難の長期化への対応

避難先は、基本的に火山噴火に伴う現象の危険が及ばない地域とし、その場合、他市町村への避難の可能性もあることから、避難先の確保や避難方法については、域内の避難だけでなく、市町村界を超える広域避難も前提に、その体制や計画を定める。

災害時要援護者の避難や一般住民の広域避難に対しては、バス等による集団避難を基本とし、避難所の確保とともに、搬送手段の確保体制について確立する。

また、避難生活が長期化することも考慮し、避難者の心理的負担を軽減させる目的で、ホテル・旅館等の避難所としての活用も検討する。

＜広域防災対策の検討項目（例）＞

→避難所確保【避難対策】

→バス等輸送手段の確保体制【避難対策】

→避難者の心理的負担を軽減させる目的でのホテル・旅館の活用
【避難対策】 【災害に強い地域社会の形成】

3-2-3 監視体制の強化

監視観測情報は、火山活動状況の把握や活動の判断のために不可欠であり、平常時から山体全体をカバーする監視観測体制を国、県、市町村の連携のもとに整備し、異常が捉えられた場合には、さらにその強化を図るための体制方針を定める。

＜広域防災対策の検討項目（例）＞

→監視観測情報の収集体制【火山防災情報の収集・伝達、共有化】

→監視観測体制の強化【火山防災情報の収集・伝達、共有化】

3-2-4 合同現地対策本部体制の確立

避難対応など各種活動の実施判断や連絡調整について、国、県、市町村等の連携体制を強化する目的で、現地に合同による対策本部（合同現地対策本部）の設置を計画する。また、各種の対応が効率よく実施されるように本部における役割分担を定める。

なお、火山活動状況の把握においては、火山専門家等の助言も得られるように、日頃からの協力体制を構築する。

＜広域防災対策の検討項目（例）＞

→合同現地対策本部の設置【広域連携体制】

→火山専門家との連携【広域連携体制】

→各主体と役割分担の明確化【各対策共通】

3-2-5 広域応援体制の確立

多数の避難者への食料等の供給、医療活動、被害拡大防止、降灰対策等の各種防災対応において必要となる物資・資機材の確保や活動要員の確保にお

いては、被災地の自治体だけではその対応に限界がある。そこで、広域的な応援体制を構築し、事前の活動応援協定や相互間地域防災計画策定などの推進を図る。

＜広域防災対策の検討項目（例）＞

- 自治体間広域応援協定の締結【広域連携体制】
- 相互間地域防災計画の策定【広域連携体制】
- 食料等物資の供給、医療活動、被害拡大防止、降灰対策【各種応急・復旧活動】

3-2-6 中長期にわたる情報の共有化・国内外への情報発信体制の構築

火山情報、被害情報をはじめ、応急活動の進捗状況、各種機能・施設の復旧状況、住民の生活に関わる支援情報、さらには物流や産業活動等日本全体に関わる情報について、各行政機関・関係防災機関が迅速・確実に共有できる防災情報の共有化のためのシステムを構築する。

また、物流、産業活動、経済動向等日本全体に関わる情報については、富士山周辺のみならず国内外に情報発信する体制を確立する。

＜広域防災対策の検討項目（例）＞

- 各種火山防災情報の収集伝達体制の確立【火山防災情報の収集・伝達、共有化】
- 各機関の情報共有化【火山防災情報の収集・伝達、共有化】
- 国内外への情報発信【住民等への情報伝達・広報】

3-2-7 地域住民、地域産業等への支援

富士山噴火災害によって被害を受けた住民の生活、地域産業の早期再建を図るための各種支援のあり方を検討する。特に、観光業等の地域産業に対しては、風評による影響被害も勘案し、噴火前や噴火終息後における対策のあり方についても検討しておく。

また、避難者の心理的負担を軽減させる目的だけでなく、観光業支援という目的でホテル・旅館の避難所活用の促進や噴火終息後の災害遺構の観光資源としての活用方法を検討する。

＜広域防災対策の検討項目（例）＞

- 地域産業への支援【災害に強い地域社会の形成】
- 観光業支援のためのホテル・旅館の避難所活用【災害に強い地域社会の形成】
- 災害遺構の観光資源としての活用【災害に強い地域社会の形成】
- 被災者への支援【各種応急・復旧活動】

3-2-8 「富士山火山防災促進地域（仮称）」の設定

被害の拡大防止や軽減化を図る目的で、早期の避難等の対象になる危険ゾーンについては、避難計画等防災対策を強化すべき「富士山火山防災促進地域（仮称）」として設定し、利用者（住民、事業者等）に防災対策の充実を求め、防災対策の推進を図る。

＜広域防災対策の検討項目（例）＞

- 富士山周辺のハザードマップに基づく「富士山火山防災促進地域（仮称）」の設定【災害に強い地域社会の形成】

3-2-9 防災対策推進に向けて

火山防災対策推進にむけて、富士山火山に対する理解や防災対策の周知を広く地域住民や富士山を訪れる観光客等に図っていくことが重要である。

地域住民、観光客等への富士山火山に関する啓発・教育推進体制や情報提供・発信体制を構築する。

＜広域防災対策の検討項目（例）＞

- 地域住民・観光客等への啓発・教育【火山に関する啓発・教育】
- 富士山に関する情報提供・発信体制【火山に関する啓発・教育】

4. 富士山火山広域防災対策の検討

富士山火山広域防災の基本的方向性を踏まえ、以下のように対策項目を掲げ、検討を行った。

4-1 避難対策（第二章 1.）

前兆現象から噴火が予測できることを前提とした噴火前避難と噴火時避難の大きく二つの局面で検討を行った。特に、噴火前避難においては、富士山火山の活動状況に応じて混乱なく避難等の対応が実施されるよう、一般住民の他、災害時要援護者、登山者・観光客等を対象に、各火山情報に応じた避難等の対応措置、対象範囲等の考え方を明確にした。

4-2 広域連携体制（第二章 2.）

広域防災対応における国、県、市町村等の連携を重視し、現地における「合同現地対策本部」の設置体制や火山専門家との連携について示し、また、被災地に対する地域外からの応援を円滑にするための自治体間等の広域連携のあり方を検討した。

4-3 火山防災情報の収集・伝達、共有化（第二章 3.）

火山の前兆現象などを迅速かつ的確に把握するために、監視観測体制の強化に向けた機器等の整備のあり方や監視情報・異常現象の収集・伝達体制について検討した。さらに、火山防災に関わる各種の重要情報の各機関相互の共有化、噴火時の影響範囲予測の検討体制について検討した。

4-4 住民等への情報伝達・広報（第二章 4.）

避難等に関する緊急情報や各施設の復旧状況など中長期にわたって、住民等に伝達・広報すべき重要な情報を整理し、地域住民、災害時要援護者や登山者・観光客等の属性に適した情報伝達のあり方について検討した。

4-5 各種応急・復旧活動（第二章 5.）

火山活動が活発化してくる段階から、噴火時、さらには噴火終息期において、実施・展開すべき応急活動や復旧・復興対策について抽出し、各対策の活動方針、各機関の役割や実施体制について検討した。

4-6 災害に強い地域社会の形成（第二章 6.）

富士山と地域社会との共生について検討した。具体的には、富士山噴火災害による被災後、富士山周辺を形成する地域や地元産業の早期再建が図れる

ように、風評被害発生時の対策、被災後の事業者への支援策等について検討した。また、災害に強い地域をめざし、ハザードマップを踏まえた土地利用の考え方を整理し、地域の防災対策の推進方策を検討した。

4-7 火山に関する啓発・教育（第二章 7.）

富士山と富士山に関わる人々との共生について検討した。具体的には、火山防災対策推進の一環として、地域住民や観光客を対象に、富士山火山との共生をテーマとした啓発・教育活動を推進していくため、住民組織を活用した啓発事業の展開、エコツアー等観光業への導入、学校教育への導入方策及び教科書など啓発ツールの整備等について検討した。

4-8 今後の防災計画のあり方（第二章 8.）

本報告の検討結果を受けて、富士山噴火災害を前提とした国としての基本方針及び自治体間の相互間地域防災計画策定の推進を提言している。

第二章 富士山火山広域防災対策

1. 避難対策

人的被害の防止は、防災対策の中でも最も重要な課題であり、的確な判断に基づく避難対策をとることが必要である。

特に火山災害においては、監視観測技術の進歩に伴い、あらかじめ噴火に繋がる前兆現象を察知できる可能性も高まってきていることから、前兆現象の段階に応じた避難の方針を確立しておくことが、迅速な避難の実施、人的被害の防止につながる。

また、火山の噴火活動は一定期間（場合によってはかなりの長期間）継続すること、その規模や様相が時間の経過とともに変化することが特徴的である。噴火後は、これらを踏まえた避難の拡大・縮小等が的確に実施できるように方針を定めておく。

【噴火前避難】

1-1 火山情報に応じた避難の考え方

噴火前避難においては、富士山火山の活動状況に応じて混乱なく避難等の対応が実施されるよう、火山活動状況に応じて発表される火山情報に基づき避難対策をとるものとする。各火山情報に応じた避難等の対応措置、対象範囲等の考え方は、以下のとおりである。

1-1-1 避難等の実施基準とする火山情報

噴火前避難は、以下の火山情報を基準として実施する。

臨時火山情報	火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合に発表
（注意喚起）	注意喚起の必要が示された場合
（噴火の可能性）	噴火の可能性が高まったことが示された場合
緊急火山情報	火山現象による災害から人の生命及び身体を保護するため必要があると認める場合に発表

このうち臨時火山情報については、火山活動の状況に応じてさまざまな内容のものが発表されると考えられる。参考として、「臨時火山情報（注意喚起）」及び「臨時火山情報（噴火の可能性）」とする臨時火山情報の文例を以下に示す。

《参考》富士山の臨時火山情報の文例

(1) 浅部地震活動が活発化して地殻変動が現れ始めるケース

臨時火山情報 第1号

平成〇〇年10月19日21時00分 気象庁地震火山部
火山名 富士山

** 見出し *****
富士山では、火山性地震が多くなっており、身体に感じる地震も発生し始めています。今後の火山活動に注意してください。

** 本文 *****
富士山では、本日（10月19日）18時以降、身体に感じる火山性地震が発生し始めています。

富士山では、9月中旬から火山性地震が発生し始めていましたが、本日（10月19日）18時以降、身体に感じる地震が発生し始めています。震源は、南東山腹直下で深さ数km程度です。20時までには4回発生しています。

傾斜計やGPS観測では、地殻変動は観測されていません。

富士山では、地震活動が活発化しており、地下数kmでマグマ活動が活発化していると考えられます。今後の火山活動に注意してください。

臨時火山情報 第2号

平成〇〇年10月29日10時00分 気象庁地震火山部
火山名 富士山

** 見出し *****
富士山では、10月28日以降、地震活動が活発化し、傾斜計に変化が見られるなど、噴火の可能性が次第に高まっていると考えられますので、十分注意してください。

** 本文 *****
富士山では、10月28日夜以降、さらに地震活動が活発化しており、傾斜計にわずかな変化が観測されています。

富士山では、19日以降、活発な地震活動が続いていますが、本日（29日）08時45分、富士山5合目（山頂から南東約2.5km）を震源とするマグニチュード3.5の地震が発生し、静岡県〇〇町では、震度4を観測しました。この地震は、これまでの地震活動で、最大のものでした。この地震の後も、引き続き地震活動が続いています。震源の深さは約5kmで、この数日、変化はありません。29日未明からは、富士山5合目（山頂の南約3km）で、1時間に数回鳴動が聞かれています。

傾斜計では、10月28日夜以降、山体が膨らむわずかな地殻変動が観測されています。GPS観測では明瞭な変化はありません。気象庁では、地殻変動のデータを注意深く監視しています。

以上のように、山体がわずかに膨らむ地殻変動が観測されており、マグマの上昇が始まっている可能性が考えられ、富士山の噴火の可能性が次第に高まっていると考えられますので、十分注意してください。

※宝永噴火シナリオでは、この後、GPSでも変化が検出され、緊急火山情報を発表。

(2) 地震活動が活発化しているなか、噴気活動が現れ始めるケース

臨時火山情報 第1号

平成〇〇年10月19日21時00分 気象庁地震火山部
火山名 富士山

** 見出し ****
富士山では、火山性地震が多くなっており、身体に感じる地震も発生し始めています。今後の火山活動に注意してください。

** 本文 ****
富士山では、本日(10月19日)18時以降、身体に感じる火山性地震が発生し始めています。

富士山では、9月中旬から火山性地震が発生し始めていましたが、本日(10月19日)18時以降、身体に感じる地震が発生し始めています。震源は、南東山腹直下で深さ数km程度です。20時までには4回発生しています。

傾斜計やGPS観測では、地殻変動は観測されていません。

富士山では、地震活動が活発化しており、地下数kmでマグマ活動が活発化していると考えられます。今後の火山活動に注意してください。

臨時火山情報 第2号

平成〇〇年10月21日10時00分 気象庁地震火山部
火山名 富士山

** 見出し ****
地震活動が続いている富士山では、本日未明、南東山腹に新しい噴気活動があることが確認されました。南東山腹での噴火の可能性が次第に高まっていると考えられますので、十分注意してください。

** 本文 ****
富士山では、9月中旬から、南東山腹直下を震源とする地震活動が続いていますが、本日未明、震源域の直上の富士山5合目(山頂から南東約2.5km)付近で弱い噴気活動が現れていることが確認されました。

地震活動の状況に特段の変化は観測されておらず、地殻変動観測でも、明瞭な変化は見られません。

富士山南東山腹での噴火の可能性が次第に高まっていると考えられますので、十分注意してください。

1-1-2 ゾーン区分

ハザードマップに基づき、富士山火山噴火による影響の度合いに応じて、周辺地域を第1～6次ゾーンの6種類に**ゾーン区分**する（表 1-1、図 1-1）。噴火前避難対策は、噴火前に出される火山情報に基づき、このゾーン区分を目安として以下のような考え方で実施するものとする。

- ・第1次ゾーンでは、臨時火山情報（注意喚起）が発表された場合に、入山者・登山者や観光客等に立ち入りの自粛を呼びかけ、臨時火山情報（噴火の可能性）または緊急火山情報が発表された場合に、全対象者が範囲外へ避難する。
- ・第2次ゾーンでは、臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合に災害時要援護者が、緊急火山情報が発表された場合に全対象者が、いずれも範囲外へ避難する。
- ・第3次ゾーンでは、臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合に、災害時要援護者が範囲外へ避難する。

噴火前避難先は、災害時要援護者については、第1～4次ゾーンより外側、一般住民等については、第1～3次ゾーンより外側とする。

なお、このゾーン区分は、噴火前にその前兆現象などから噴火場所が予測できる場合、その状況に応じて境界線を見直す。また、噴火時においても、ゾーン区分が新たに判断されるまでは、噴火前ゾーン区分を用いて避難等の対応をとる。

表 1-1 富士山火山噴火による影響の度合いに応じたゾーン区分（噴火前）

ゾーン	範囲の考え方	ハザードマップに基づく噴火前設定範囲
第1次ゾーン	・ごく小規模の噴火であっても、瞬時に降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある。	ハザードマップにおける ・火口分布領域
第2次ゾーン	・噴火が発生すると、短時間（3時間以内）で流下物による危険の及ぶ可能性がある。	第1次ゾーンの範囲外で、ハザードマップにおいて、以下のいずれかの可能性がある範囲 ・噴石、火砕流・火砕サージが到達 ・溶岩流が3時間以内に到達 ・積雪期において、融雪型火山泥流が到達*
第3次ゾーン	・噴火が発生すると、やや時間をおいて（3時間以上24時間以内）流下物による危険の及ぶ可能性がある。	第1～2次ゾーンの範囲外で、ハザードマップにおいて、以下の可能性がある範囲 ・溶岩流が24時間以内に到達
第4次ゾーン	・想定される最大規模の噴火であれば、最終的に流下物による危険の及ぶ可能性がある。	第1～3次ゾーンの範囲外で、ハザードマップにおいて、以下の可能性がある範囲 ・溶岩流が到達（最大）
第5次ゾーン	・想定される最大規模の噴火でも、流下物による危険のおそれはないが、降下物による影響の及ぶ可能性がある。	第1～4次ゾーンの範囲外で、ハザードマップにおいて、以下の可能性がある範囲 ・火山灰が降下 (降灰堆積厚 2 cm 以上)

*融雪型火山泥流のための噴火前避難範囲の考え方 →次頁参照

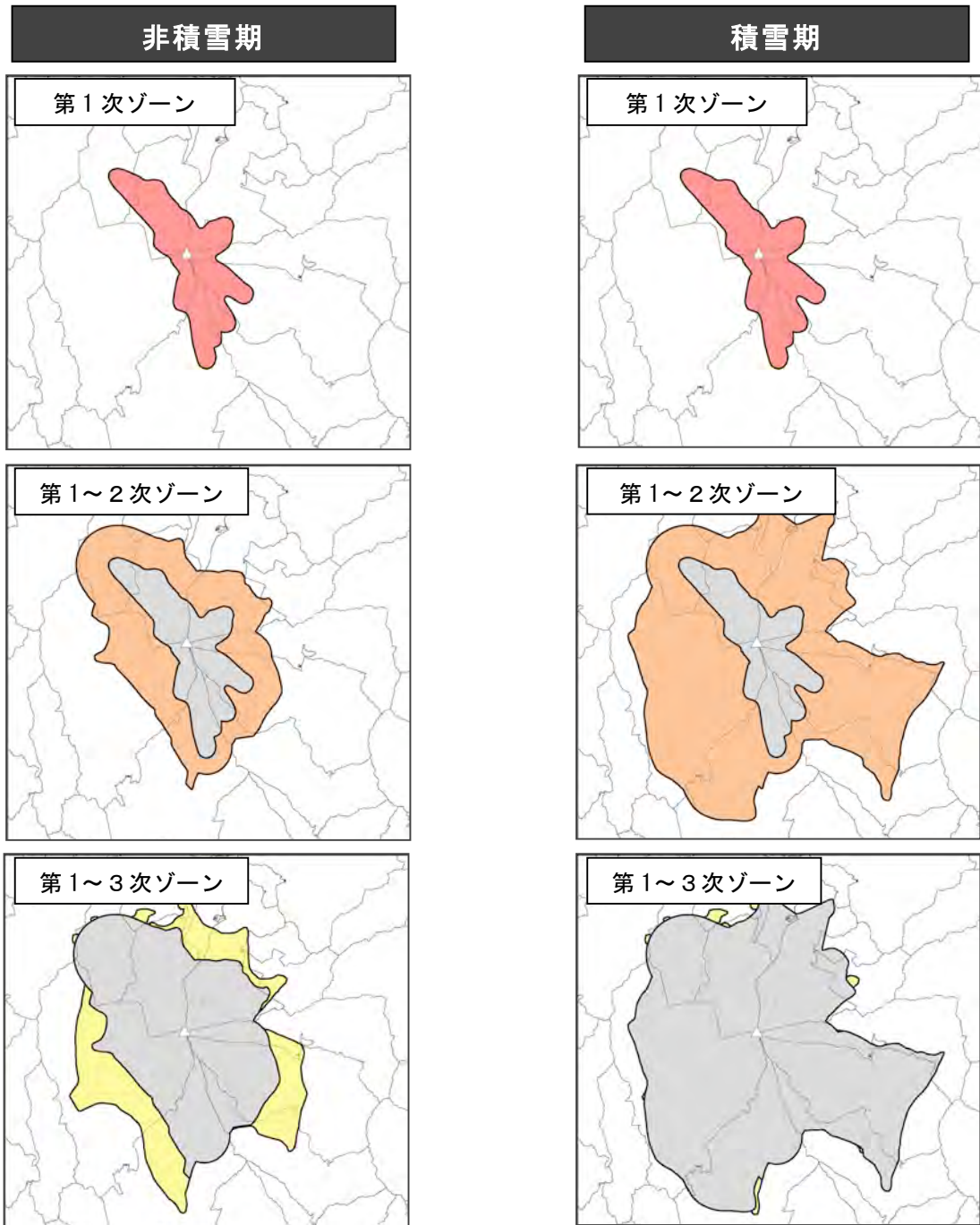


図 1-1 ハザードマップに基づく第1～3次ゾーン（噴火前）

*** 融雪型火山泥流のための噴火前避難範囲の考え方**

融雪型火山泥流の危険に基づく避難範囲については、ハザードマップに示されたゾーンのうち低地・谷筋などのみが危険であることから、以下のような手順で検討し対象範囲を特定する。

- 1) 各溪流の中から、積雪範囲に端を発する溪流を特定する。
- 2) 特定された溪流について、それぞれその砂防施設の能力を把握し、ハザードマップ策定時に想定された融雪型火山泥流の量と比較する。
- 3) 想定される融雪型火山泥流が砂防施設の容量を超えて溢れることが予想される場合は、その溢出量を算出して流下時の水深を推定する。
- 4) 流下時の水深が河川堤防の高さを超えて越水する地域を特定する。

1-1-3 噴火前避難範囲の設定

噴火前避難対策は、噴火前に出される火山情報に基づき、あらかじめ市町村の設定する「噴火前避難範囲」を対象として実施する（表 1-2）。このため、市町村は、第1～3次ゾーンの境界線を参考に、これを包含する形で、あらかじめ以下のように噴火前避難範囲を設定する（図 1-2）。

噴火前避難範囲	参考とするゾーン境界線
臨時火山情報時避難範囲	第1次ゾーン（噴火前）
緊急火山情報時避難範囲	第2次ゾーン（噴火前）
災害時要援護者避難範囲	第3次ゾーン（噴火前）

市町村は、これらの噴火前避難範囲の設定に際し「地域のコミュニティに応じた町内会・自治会」「町丁目などの行政界」「道路・河川などの地勢・地理」などを境界線に用い、住民等にとって分かりやすい地域区分となるよう配慮する（図 1-3）。

また、あらかじめ定めたこれらの「噴火前避難範囲」について、住民等に十分な周知を図る。

表 1-2 各局面における避難範囲別・対象別の噴火前避難対策

凡例) △：避難準備 ○：活動自粛等 ◎：避難

網掛け：段階を追って事態が進展した場合、新たに避難することとなる対象者

【臨時火山情報（注意喚起）】 臨時火山情報により注意喚起の必要が示された場合

対象者 噴火前避難範囲	一般 住民	災害時 要援護者	観光客、 登山者・入山者	市町村の対応
臨時火山情報時避難範囲			○	※入山自粛呼びかけ
緊急火山情報時避難範囲				
災害時要援護者避難範囲				

【臨時火山情報（噴火の可能性）】 臨時火山情報により噴火の可能性が高まったことが示された場合

対象者 噴火前避難範囲	一般 住民	災害時 要援護者	観光客、 登山者・入山者	市町村の対応
臨時火山情報時避難範囲	◎	◎	◎	※避難勧告（指示）
緊急火山情報時避難範囲	△	◎	○	※避難準備（要援護者 避難）情報*注1 ※観光自粛・帰宅呼 びかけ
災害時要援護者避難範囲	*注2 (△)	◎	○	※避難準備（要援護者 避難）情報*注1 ※観光自粛・帰宅呼 びかけ

※この段階で緊急火山情報時避難範囲の家畜も移送（避難）

【緊急火山情報】 緊急火山情報が発表された場合

対象者 噴火前避難範囲	一般 住民	災害時 要援護者	観光客、 登山者・入山者	市町村の対応
臨時火山情報時避難範囲	◎	◎	◎	※避難勧告（指示）
緊急火山情報時避難範囲	◎	◎	◎	※避難勧告（指示）
災害時要援護者避難範囲	△	◎	○	※避難準備（要援護者 避難）情報*注1 ※観光自粛・帰宅呼 びかけ

*注1 「避難準備（要援護者避難）情報」とは、「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援 に関する検討報告」（平成17年3月）に提案された以下の情報。その運用までは、避難準備の呼びかけを行う（これに基づき、災害時要援護者は自主的に避難を行うことが望まれる）。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要 援護者避難） 情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

*注2 一般住民は必要に応じて避難準備を行うことが望まれる。

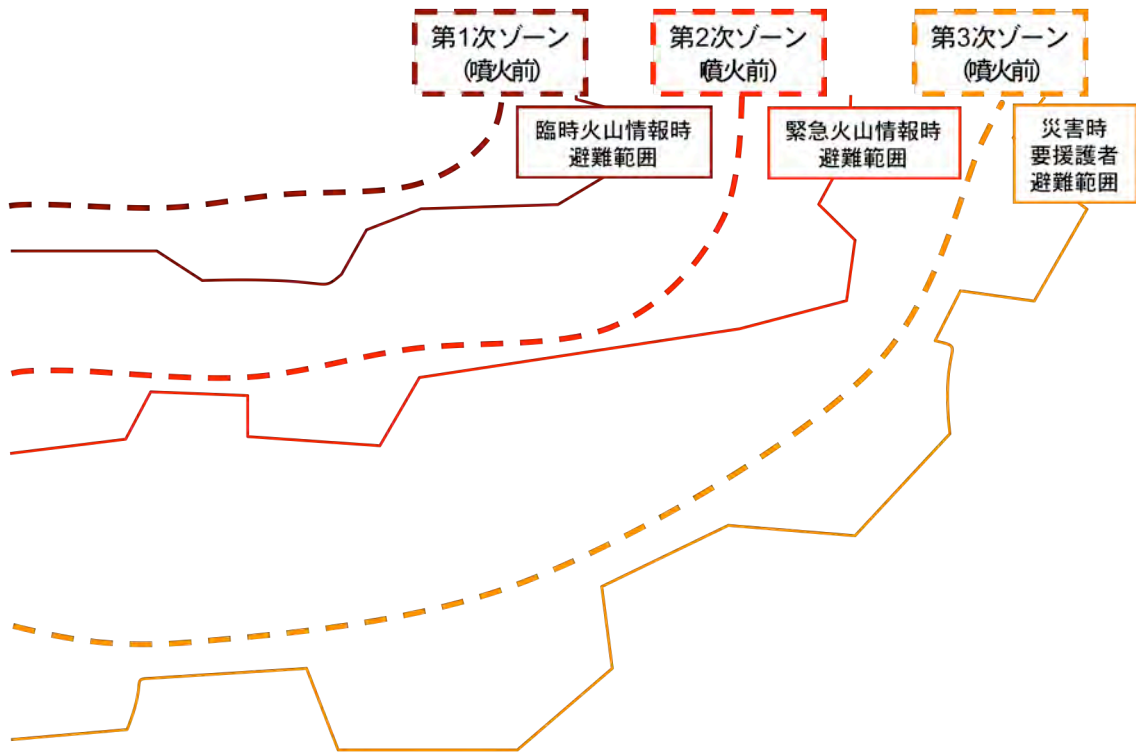


図 1-2 ゾーン区分と噴火前避難範囲

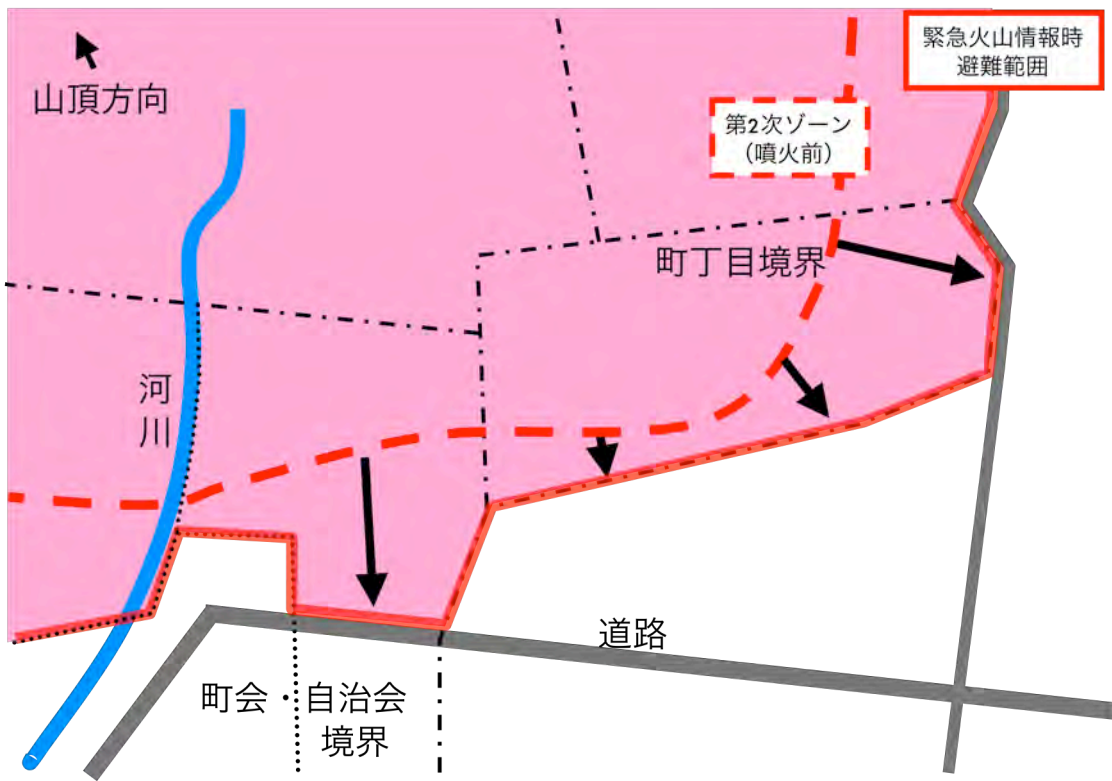


図 1-3 住民に分かりやすい噴火前避難範囲の設定

1-1-4 避難所・避難ルート等の事前設定

市町村は、自主避難者の受入れや噴火前避難のため、以下の避難所をあらかじめ設定する（図 1-4）。

一時集合場所：一般住民等の噴火前避難等の避難における一時的な集合場所として設定（地区の住民に周知されている小中学校、町内会の集会施設や公民館等）。

一次避難所（一時集合場所としても兼用）：一般住民等の自主避難の受入場所、及び避難時の一時的な集合場所として、緊急火山情報時避難範囲及び災害時要援護者避難範囲の地区の避難所に設定。

避難所：一般住民等の噴火前避難等の避難先として、第3次ゾーン（噴火前）より外側に設定。

福祉避難所：在宅の災害時要援護者の自主避難の受入場所、及び噴火前避難等の避難先として、第4次ゾーン（噴火前）より外側に設定。

市町村は、災害時要援護者避難範囲の社会福祉施設、病院など、災害時要援護者を収容している施設に対し、あらかじめ第4次ゾーン（噴火前）より外側にある関係施設等と協定を結び、必要に応じた避難受入先を確保するよう指導する。また、噴火前避難を円滑に進めるため、避難者数、道路幅員、平常時の道路混雑等を勘案し、あらかじめ避難ルートを設定する。

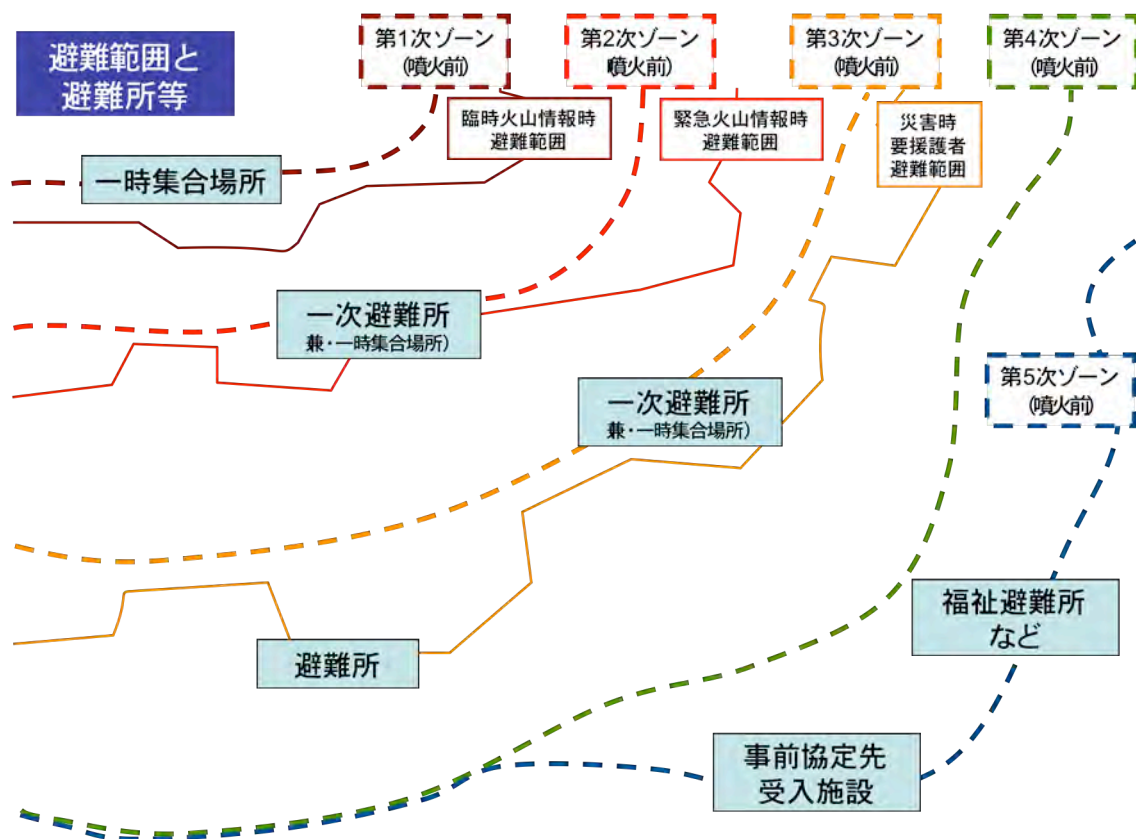


図 1-4 噴火前避難範囲と避難所等の位置関係

1-1-5 前兆現象から噴火場所がある程度絞りこめる場合の判断体制

合同現地対策本部は、前兆現象から噴火場所がある程度絞り込める場合、火山専門家等の意見をもとにゾーン区分（噴火前）を変更し、県、市町村に伝達する。この場合のゾーン区分は、予想される噴火発生場所を基に、余裕をもって定めるものとする。

また県は、合同現地警戒本部の設置前の段階で、噴火場所をある程度絞りこめる場合、火山噴火予知連絡会やホームドクターなど火山専門家の意見を聞いた上で、上記のゾーン区分を変更する。

ゾーン区分が変更された場合、市町村は、噴火前避難範囲の変更を行う。

1-2 入山自粛の呼びかけ

1-2-1 実施基準と対象範囲

入山自粛呼びかけの実施基準及び対象地域は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
臨時火山情報 (注意喚起) 発表時	臨時火山情報時避難範囲	入山自粛呼びかけ

入山自粛呼びかけの対象者は、対象地域内を主たる居住地としていない一時滞在者とする。具体的には、登山者・入山者をはじめ、当該地域に観光などの目的で立ち入る人を対象とする。

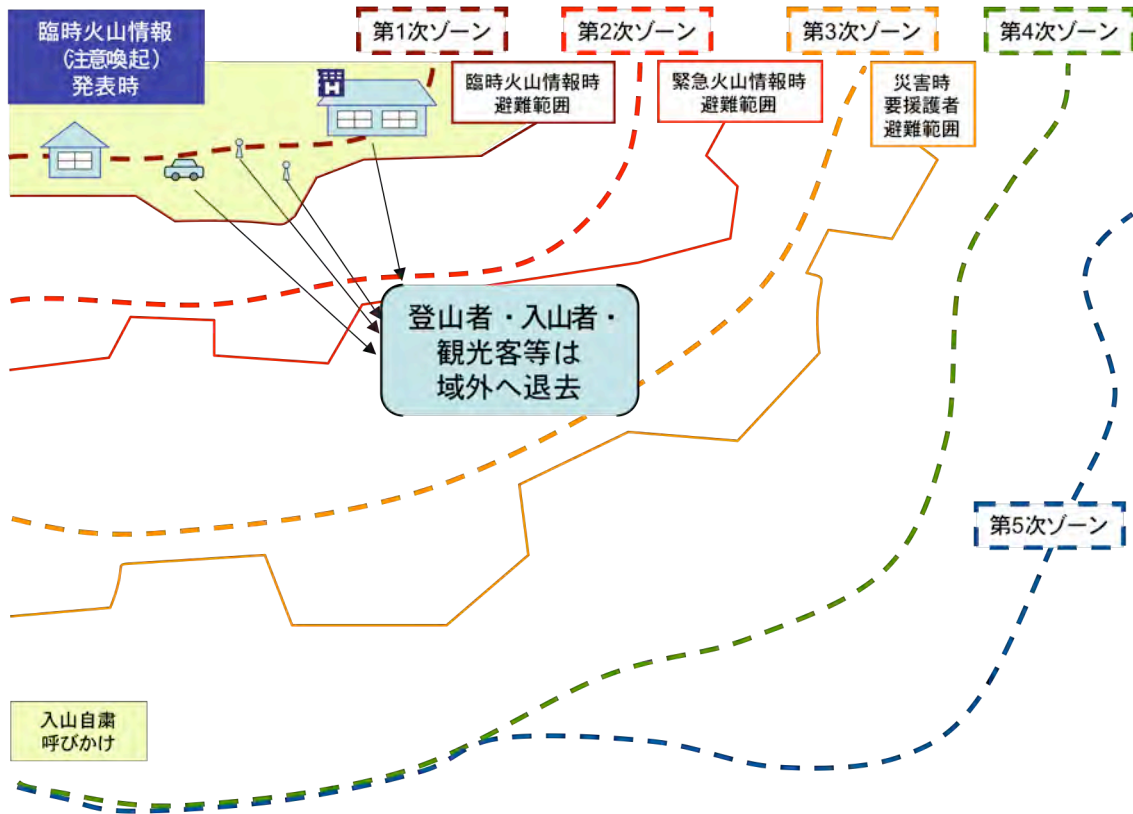


図 1-5 入山自粛呼びかけ体系

1-2-2 実施体制

(1) 登山口等における交通規制

市町村は、入山自粛措置に伴う登山口等の交通規制を行う箇所について、あらかじめ定めておく。

各道路管理者は、臨時火山情報（注意喚起）が発表された場合、必要に応じて、警察署、消防署（消防団）と連携し、主要登山口を閉鎖し、登山道の通行止め措置を講じる。

(2) 入山自粛に関する情報伝達・広報

県・市町村は、入山自粛の対象地域（臨時火山情報時避難範囲）付近の林道及び一般道において、自粛呼びかけの実施箇所をあらかじめ定めておく。

臨時火山情報（注意喚起）が発表された場合、市町村は、有線電話の活用により山小屋への情報伝達を行い、登山者・入山者へ入山自粛（早期下山）を呼びかける。また、特に林道等が集中している地域（北西部山麓、南西部山麓等）において、警察署、消防署（消防団）と連携し、立て看板の設置や巡回を行い、登山者・入山者へ入山自粛を呼びかける。さらに県は、警察署と連携し、一般道の要所への立て看板設置により入山自粛を呼びかけるほか、より広く呼びかけるために、可能な範囲でヘリコプター等を活用した広報も行う。

(3) 対象地域内の住宅（居住者）及び観光施設等（事業者）への対応

市町村は、あらかじめ対象地域内の観光協会、観光施設及び宿泊施設への情報伝達システムの整備を図る。

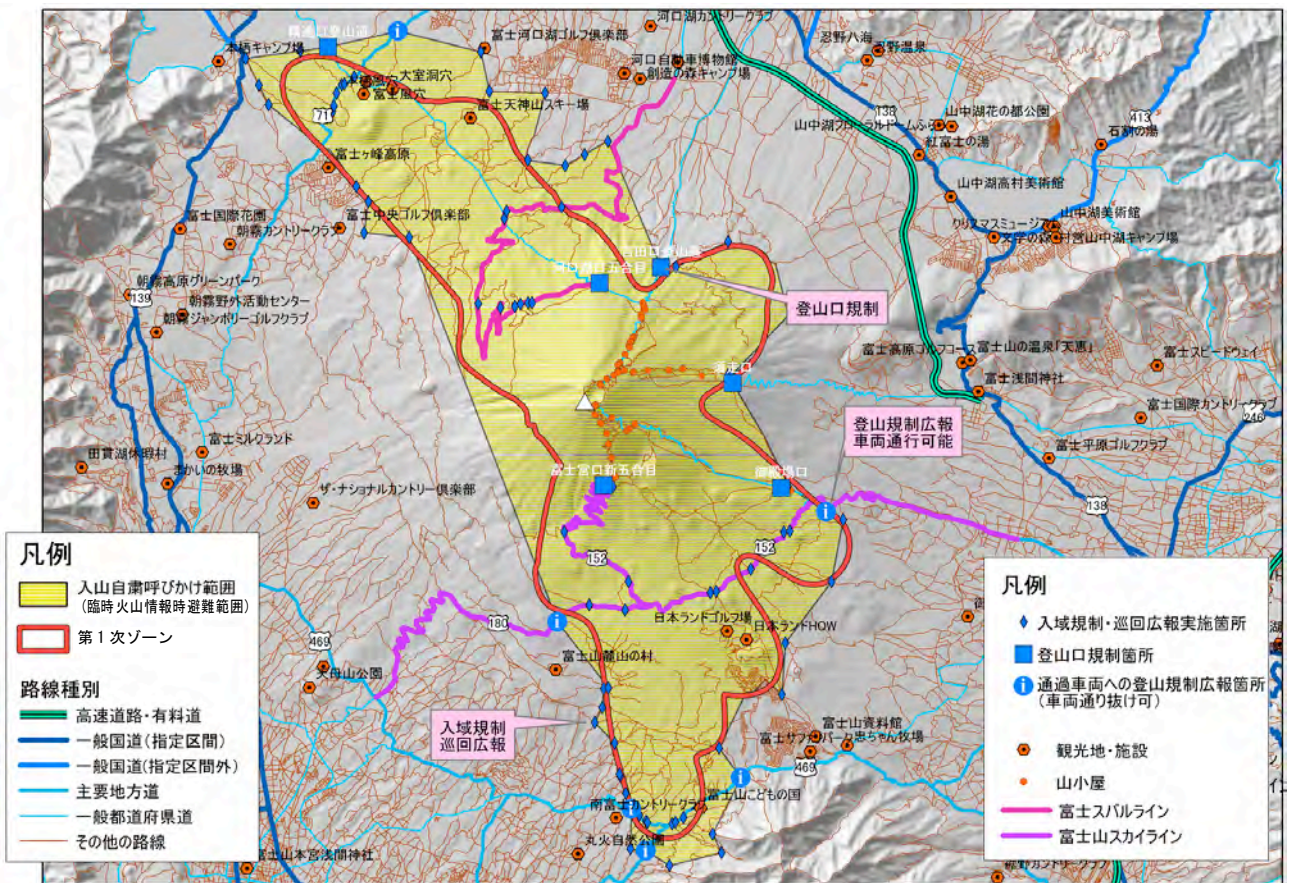
臨時火山情報（注意喚起）が発表された場合、市町村は、対象地域内の居住者・事業者に対し、防災行政無線、広報車等により「今後の防災情報に注意して下さい」等の呼びかけを行う。また、対象地域内の観光施設など不特定多数の人が集まる集客施設（以下「観光施設等」）に対し、入山自粛呼びかけの広報活動を依頼する。

この場合、対象地域内の観光施設等は、施設内の一時滞在者に対し、入山自粛呼びかけの広報を行う。また、以後も平常どおり営業を継続する場合は、施設利用者への情報伝達を確実にする体制（従業員の配置、広報車等の出動準備、情報伝達機器の起動準備）を立ち上げるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。

(4) 周辺住民等への広報

臨時火山情報（注意喚起）が発表された場合、市町村は、防災行政無線、広報車等により、市町村全域において入山自粛呼びかけの広報を行う。また県は、地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し報道を依頼し、入山自粛呼びかけについて住民等への周知を図る。

さらに、国、県、市町村は、旅行会社、鉄道・バス等の旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、入山自粛に関する情報発信を依頼する。



※観光施設は「平成14年度富士山火山防災対策基本計画策定検討業務報告書」（富士砂防事務所）に基づく

図1-6 入山自粛呼びかけ範囲（臨時火山情報時避難範囲）(案)と登山口の分布状況

1-3 観光客等帰宅促進

1-3-1 実施基準と対象範囲

観光客等に対する帰宅促進の実施基準及び対象地域は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
臨時火山情報 (噴火の可能性) 発表時	臨時火山情報時避難範囲	避難勧告(または指示)
	災害時要援護者避難範囲	避難準備(要援護者避難) 情報に基づく観光自粛(帰宅)呼びかけ
緊急火山情報 発表時	緊急火山情報時避難範囲	避難勧告(または指示)
	災害時要援護者避難範囲	避難準備(要援護者避難) 情報に基づく観光自粛(帰宅)呼びかけ

帰宅促進の対象者は、対象地域内を主たる居住地としていない一時滞在者とする。具体的には、登山者・入山者をはじめ、当該地域に観光など不要不急の目的で立ち入る人を対象とする。

1-3-2 観光客等の誘導體制

(1) 情報伝達・広報

市町村は、観光客等への情報伝達・広報のため、宿泊施設、観光施設・別荘等管理事務所等に同報系戸別受信機の配備を促進する。また、別荘地等管理事務所は、あらかじめ利用者との非常時の連絡網等の整備を図る。

臨時火山情報(噴火の可能性)や緊急火山情報が発表され、観光客の帰宅促進を行うに当たって、市町村は、広報車、防災行政無線、ホームページ、広報誌、新聞への折り込みチラシ、地域の回覧板等の手段により、広報を行う。また、避難勧告(または指示)や避難準備(要援護者避難)情報などを地元観光協会、関連の観光事業者(宿泊施設、観光施設、ゴルフ場等)に伝え、観光客の避難や帰宅促進・観光自粛の対応実施を呼びかける。これらの広報・呼びかけに当たっては、火山の活動状況、今後の見通し、道路通行止めの箇所、迂回ルート等の関連情報を合わせて提供する。

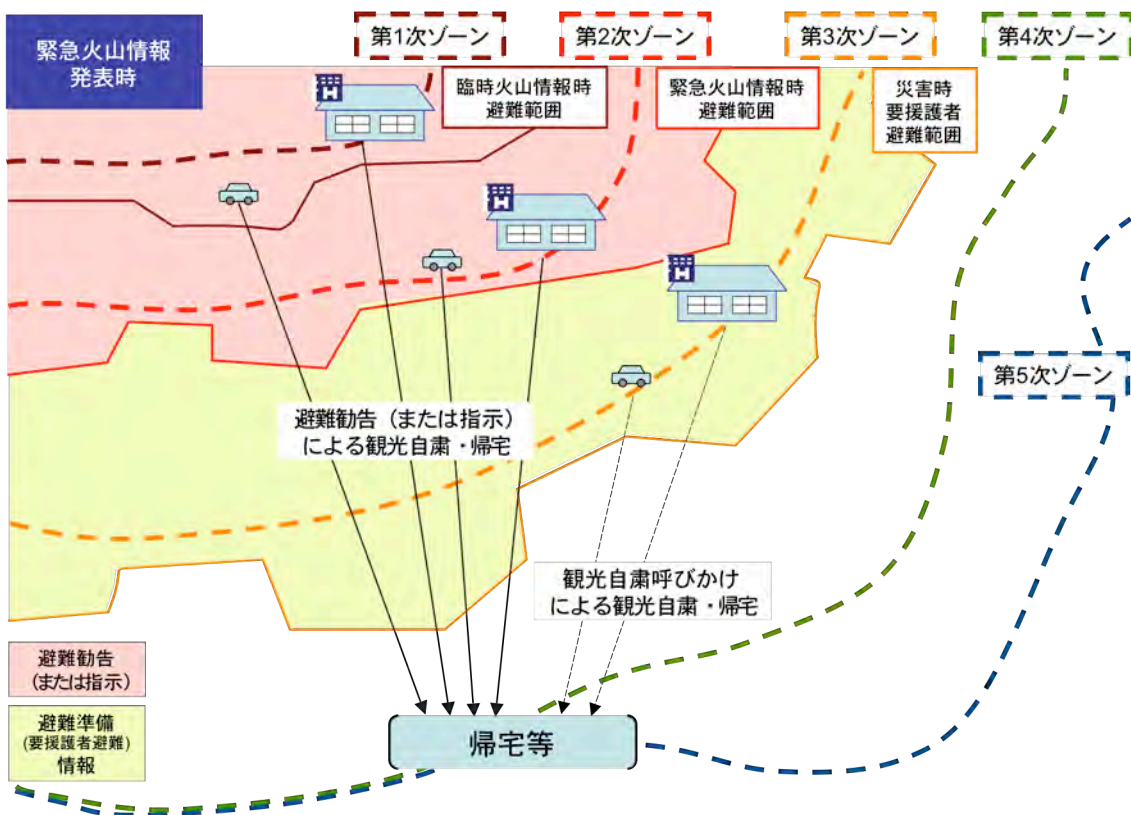
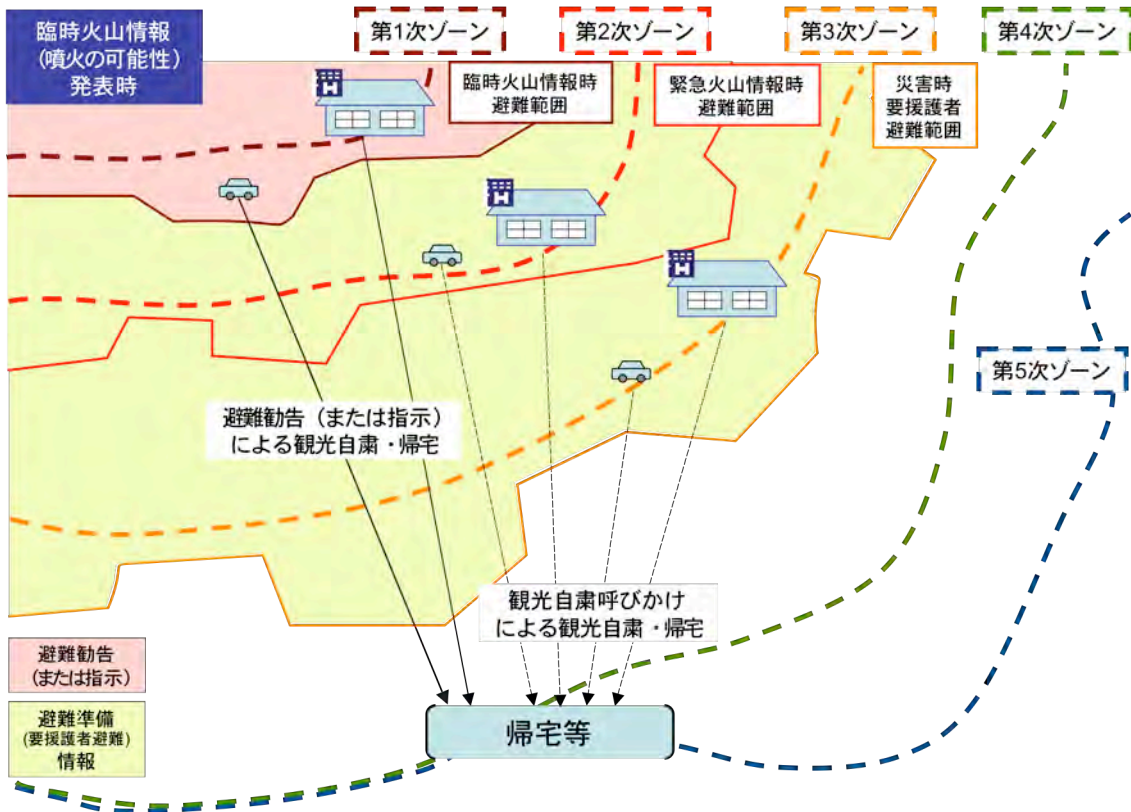


図 1-7 観光客等帰宅促進の体系

県は、地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し、観光客帰宅促進・観光自粛に関する報道を依頼する。国は、国内及び海外に向け、富士山周辺地域の観光自粛を広報する。その際、必要以上に観光自粛の範囲が拡大しないよう留意する。

さらに、国、県、市町村は、旅行会社、鉄道・バス等の旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、富士山周辺地域の観光自粛に関する情報発信を依頼する。また、観光客帰宅促進・観光自粛に関連のある観光事業者は、あらかじめ定めた手順に基づき、宿泊客や施設利用者に対する情報提供を実施する。

(2) 観光客の誘導

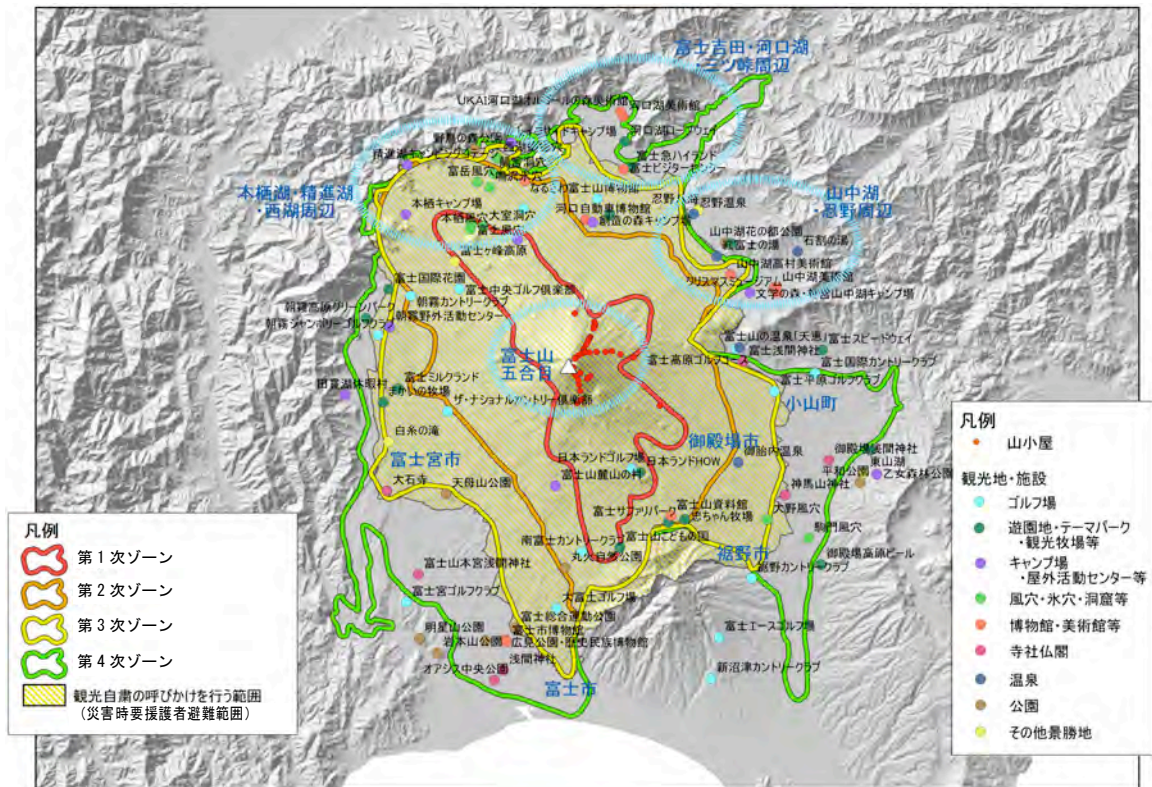
観光客等の誘導のため、観光事業者は、あらかじめ避難誘導計画を策定し、非常時の対応に関する従業員教育の実施を図るとともに、防災マップ等を主要施設に常備する。また県、市町村は、富士山火山防災対策に関する観光事業者等を対象とした講習会等を実施する。さらに、県、市町村、観光事業者は、あらかじめ、富士山噴火災害を想定した観光客の避難誘導訓練等を実施する。

観光客の誘導に当たり、県、市町村、観光協会は、観光施設、宿泊施設等が講ずる観光客対応について支援するとともに、道路交通機関情報等の提供、輸送手段の確保等を行う。

県、市町村は、多数の観光客の帰宅促進に向け、バス事業者への定期バス等の臨時増便の要請を行う。

観光協会は、臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合、体制を整え、観光客の避難・帰宅状況について各施設から情報を収集し、市町村に報告する。

観光施設、宿泊施設等の管理者（事業者）は、施設利用者、宿泊者に対して避難勧告（または指示）または避難準備（要援護者避難）情報に伴い観光の自粛が呼びかけられていること、災害時要援護者避難範囲の外への退避（帰宅）が必要なことを伝え、道路交通機関情報についても提供する。



※観光施設は「平成14年度富士山火山防災対策基本計画策定検討業務報告書」(富士砂防事務所)に基づく

※山小屋は「山と渓谷7月号増刊富士山2004」(山と渓谷社)に基づく

図1-8 観光施設の分布とゾーン区分

1-4 一般住民の噴火前避難

1-4-1 実施基準と対象範囲

一般住民の噴火前避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
臨時火山情報（噴火の可能性）発表時	臨時火山情報時避難範囲	避難勧告（または指示）
	災害時要援護者避難範囲	避難準備（要援護者避難）情報
緊急火山情報発表時	緊急火山情報時避難範囲	避難勧告（または指示）
	災害時要援護者避難範囲	避難準備（要援護者避難）情報

1-4-2 避難先・避難方法等

臨時火山情報（噴火の可能性）発表時及び緊急火山情報発表時の、一般住民の噴火前避難における避難先は、第3次ゾーン（噴火前）より外側とする。また避難方法については、以下のとおりとする。

- ・臨時火山情報（噴火の可能性）発表時における避難は、一時集合場所まで徒歩で集合した後にバス等の車両を用いて集団避難することを原則とするが、対象人口が比較的少なく、また避難距離が比較的大きいことから、自家用車による直接避難も勘案するものとする。
- ・緊急火山情報発表時における避難は、避難人口が比較的多く道路の渋滞が懸念されることから、原則として一時集合場所まで徒歩で集合した後にバス等の車両を用いて集団避難するものとする。

国、県は、噴火前避難における避難所開設・運営にかかる費用負担のあり方について、検討するものとする。

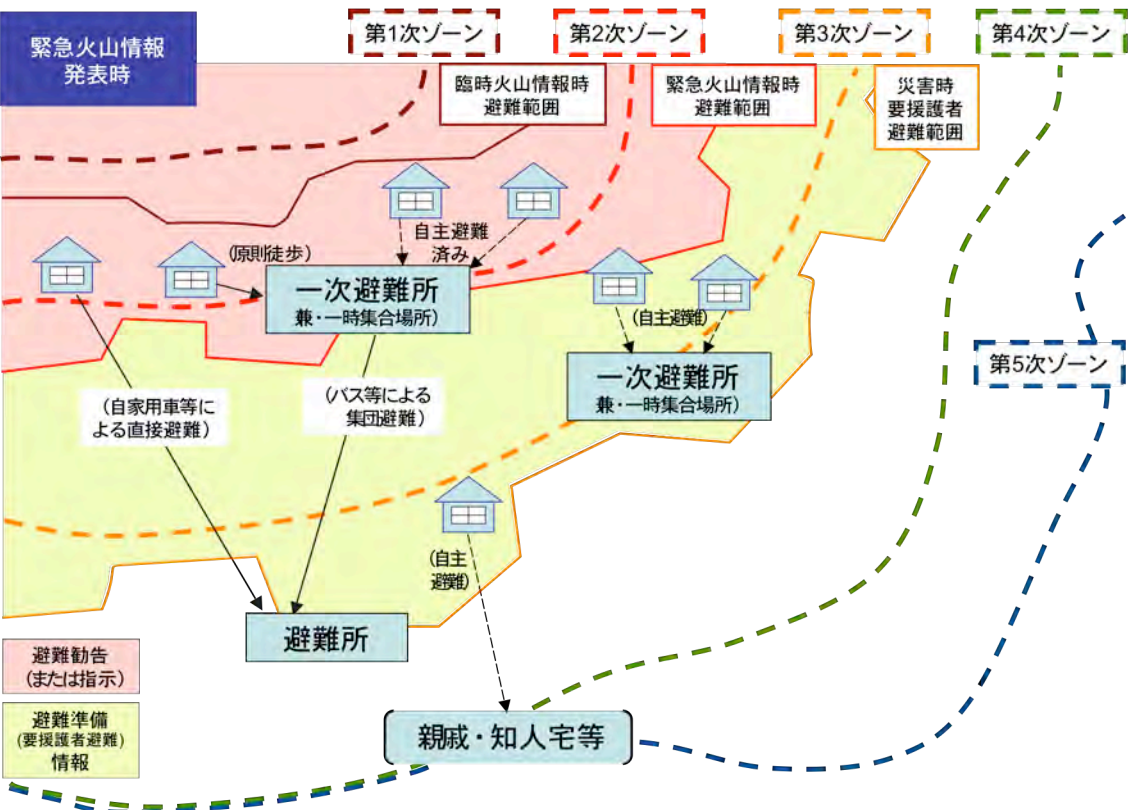
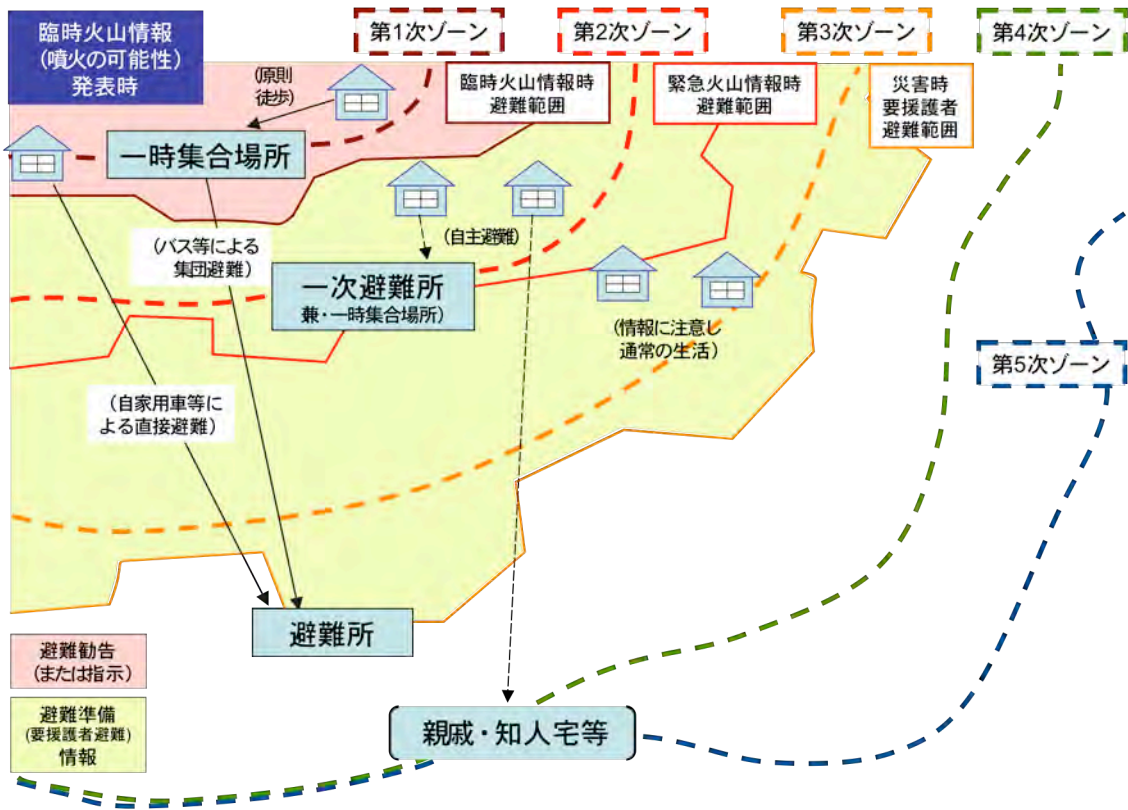


図 1-9 一般住民の噴火前避難の体系

1-4-3 実施体制

(1) 情報伝達・広報

市町村は、広報車、防災行政無線等の手段により、一般住民に対し避難の実施または避難準備を呼びかける。特に、臨時火山情報（噴火の可能性）発表時における避難準備の呼びかけに当たっては、噴火前避難範囲により、以下のように呼びかけ内容を区別し、広域にわたる混乱の発生を防止する。

臨時火山情報（噴火の可能性）発表時における
「避難準備（要援護者避難）情報」の呼びかけ内容

対象範囲	一般住民への呼びかけ内容	備考
緊急火山情報時 避難範囲	今後、避難勧告（または指示）の出される可能性があるため、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	（災害時要援護者への呼びかけ） 特に避難行動に時間を要する方は、計画された避難所への避難行動を開始。
災害時要援護者 避難範囲	即座に危険が迫るおそれは少ないので、通常的生活を継続しつつ、市町村等の発表する今後の情報に注意。	同上

情報伝達・広報に当たっては、自主防災組織や消防団の協力を仰ぐ。また、広報車や広報活動のための人員派遣等については、必要に応じて県、警察、消防等にも応援を要請する。

さらに市町村は、一般住民の噴火前避難の実施状況を把握し、報道機関やホームページ等を通じて公表する。また、避難者情報の把握にも努め、避難者の同意を得て公表する。

県は、地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し、一般住民の噴火前避難に関する報道を依頼する。また、県、市町村は、インターネットを活用し、避難広報を行う。

(2) 避難所等の受入れ体制

市町村は、ハザードマップを踏まえ、避難所、一次避難所及び一時集合場所をあらかじめ設定する。施設の選定に当たっては、大型車両の駐車スペースの確保にも配慮するとともに、避難が長期化する可能性などを踏まえてホテル・旅館等の宿泊施設の積極的活用も検討し、これら宿泊施設との間に事

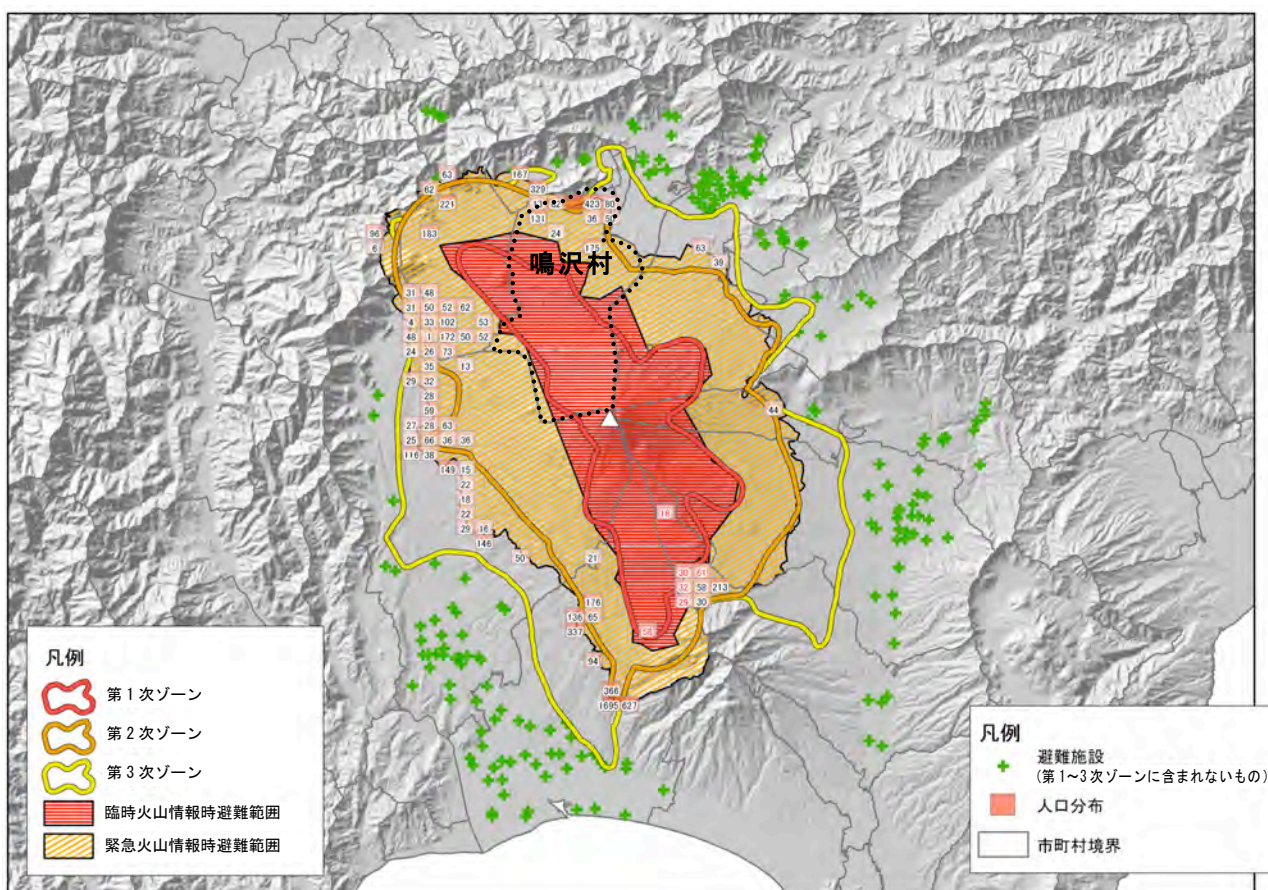
前協定を締結する。また、県、市町村は、他市町村に避難先が及ぶ場合を想定して、各市町村とあらかじめ避難所に関して協議を行う。

一般住民の避難実施に当たり、市町村は、第3次ゾーン（噴火前）より外側のあらかじめ定めた場所に職員を派遣し、避難所を開設する。

(3) 噴火前避難者の把握

市町村は、あらかじめ防災マップ等により避難範囲について住民に周知を図るとともに、市町村と避難所（他市町村も含む）との情報連絡系統・体制の整備を図る。

また、一般住民の避難に当たっては、各避難所において避難者の把握を行い、市町村災害対策本部において避難者情報を取りまとめる。



※避難施設は各市町村の「地域防災計画書」から抽出（平成10年度、内閣府調べ）。

※図に示す「臨時火山情報時避難範囲」及び「緊急火山情報時避難範囲」は、道路、河川等の地形地物の線を用いて作成（仮定）したものであり、今後、地域の実態に応じた市町村の検討が必要。

図 1-10 一般住民噴火前避難者数と避難施設の分布

(4) 輸送手段・輸送路の確保

市町村は、災害時の避難者輸送を迅速に実施するため、あらかじめ一時集合場所、予想避難者数、避難先・避難ルート等について検討し、県やバス事業者等との調整を図り、「避難者輸送計画」の策定を進める。また、バスの調達確保に関して市町村とバス事業者の間で事前協定を締結する。

これらの計画作成及び事前協定の締結に際し、出動手順として「火山情報発表時の自動出動（要請を待たない出動）」を検討する。

また、バスの必要台数の検討に当たっては、避難に自家用車を使用する世帯もあることを勘案する。

臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合、バス事業者等は「避難者輸送計画」に基づき、出動体制を準備し、協定先の市町村にその準備状況を報告する。一方、市町村は、バス事業者に対しバスの出動を依頼する。

事前協定において火山情報発表時の自動出動が定められた場合は、市町村からの要請を待たずに出動し、一時集合場所に集まった住民を避難所へ輸送する。

(5) 残留者の把握・救出

一般住民の噴火前避難に当たり、市町村は、各避難所において避難者情報を集約するとともに、残留者・行方不明者の発生している区域を特定し、県に報告する。

これに基づき、県現地災害対策本部は、自衛隊、県警、市町村、消防署と協議し、残留者救出班を編制・対応する。

1-4-4 自主避難者への対応

(1) 対応方針

市町村は、避難準備（要援護者避難）情報により、一般住民に自主的に避難する者（自主避難者）が発生する可能性があるため、自主避難者の受入れを行う。また自主避難者は親戚・知人宅や自ら確保した宿泊施設において避難することも考えられるため、可能な限り自主避難者の行き先の把握に努める。

(2) 自主避難者の受入れ

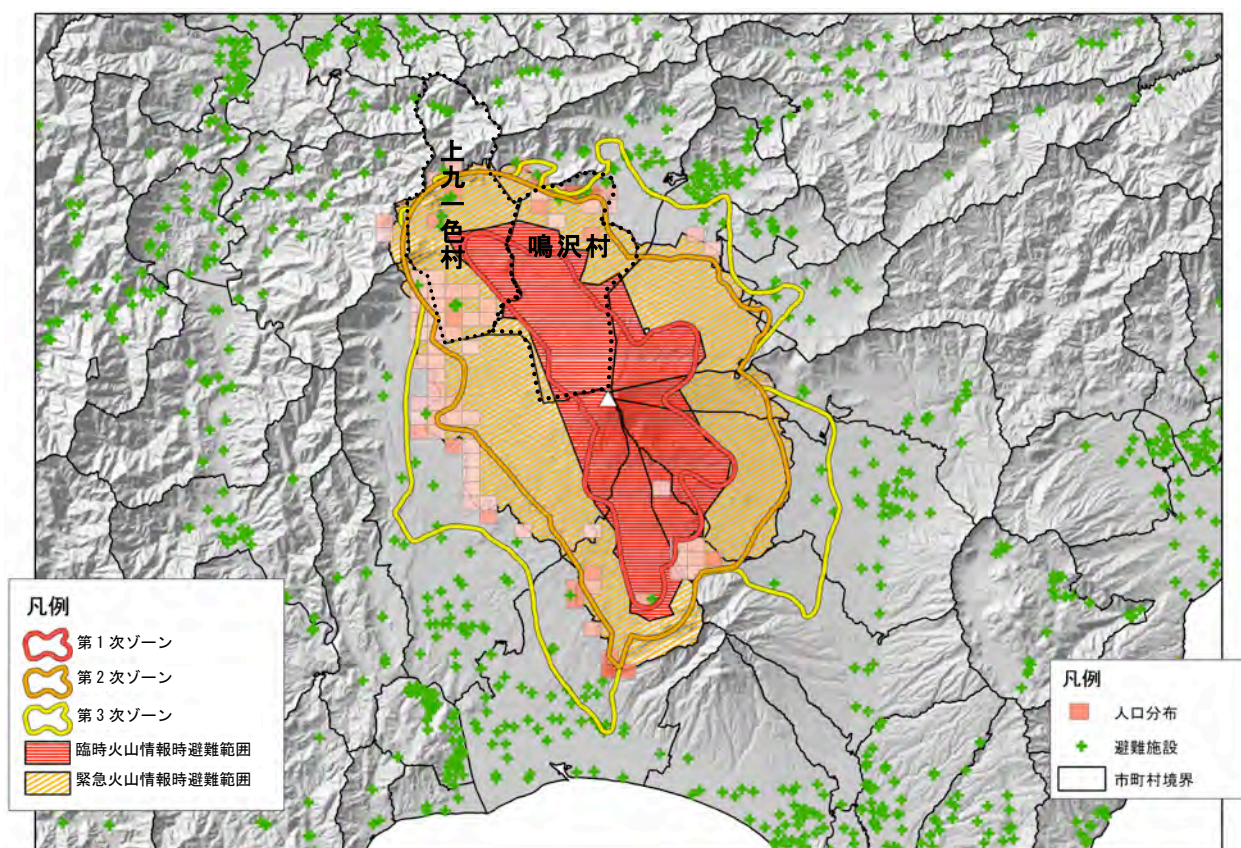
臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合、市町村は、緊急火山情報時避難範囲及び災害時要援護者避難範囲の避難所に職員を派遣し、自主避難者のための一次避難所として開設する。

(3) 自主避難者の把握

市町村は、一般住民の自主避難受入れに当たり、一次避難所において自主避難者の把握を行い、市町村災害警戒本部において自主避難者情報を取りまとめる。

上記の自主避難者情報の把握に備えて、あらかじめ市町村役場と一次避難所との情報連絡システムの整備を図るとともに、以下の対応について住民に周知を図る。

- ・ 自主避難の際には近隣に声をかける。
- ・ 親戚・知人宅への避難の際には、一次避難所の市町村職員や自主防災組織（町内会等）役員等にその旨を申し出る。



※避難施設は各市町村の「地域防災計画書」から抽出（平成10年度、内閣府調べ）。

※図に示す「臨時火山情報時避難範囲」及び「緊急火山情報時避難範囲」は、道路、河川等の地形地物の線を用いて作成（仮定）したものであり、今後、地域の実態に応じた市町村の検討が必要。

図 1-11 自主避難者の発生予測と避難施設の分布

1-5 災害時要援護者の噴火前避難

1-5-1 実施基準と対象範囲

災害時要援護者の噴火前避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
臨時火山情報（噴火の可能性）発表時	臨時火山情報時避難範囲	避難勧告（または指示）
	災害時要援護者避難範囲	避難準備（要援護者避難）情報

この対象者は、避難行動に時間を要する心身障害者、病人、高齢者等の災害時要援護者とする。災害時要援護者のうち自宅にて生活している人を「在宅要援護者」と呼び、また、災害時要援護者が入所している施設を「要援護者施設」と呼ぶものとする。

1-5-2 避難先・避難方法

災害時要援護者の噴火前避難における避難先は、いずれも第4次ゾーン（噴火前）より外側とする。

また、避難方法については、以下のとおりとする。

- ・要援護者施設は、施設単位による集団避難とする。
- ・在宅要援護者（及びその家族等）については、自家用車等による直接避難もしくは巡回收容等による集団避難とする。

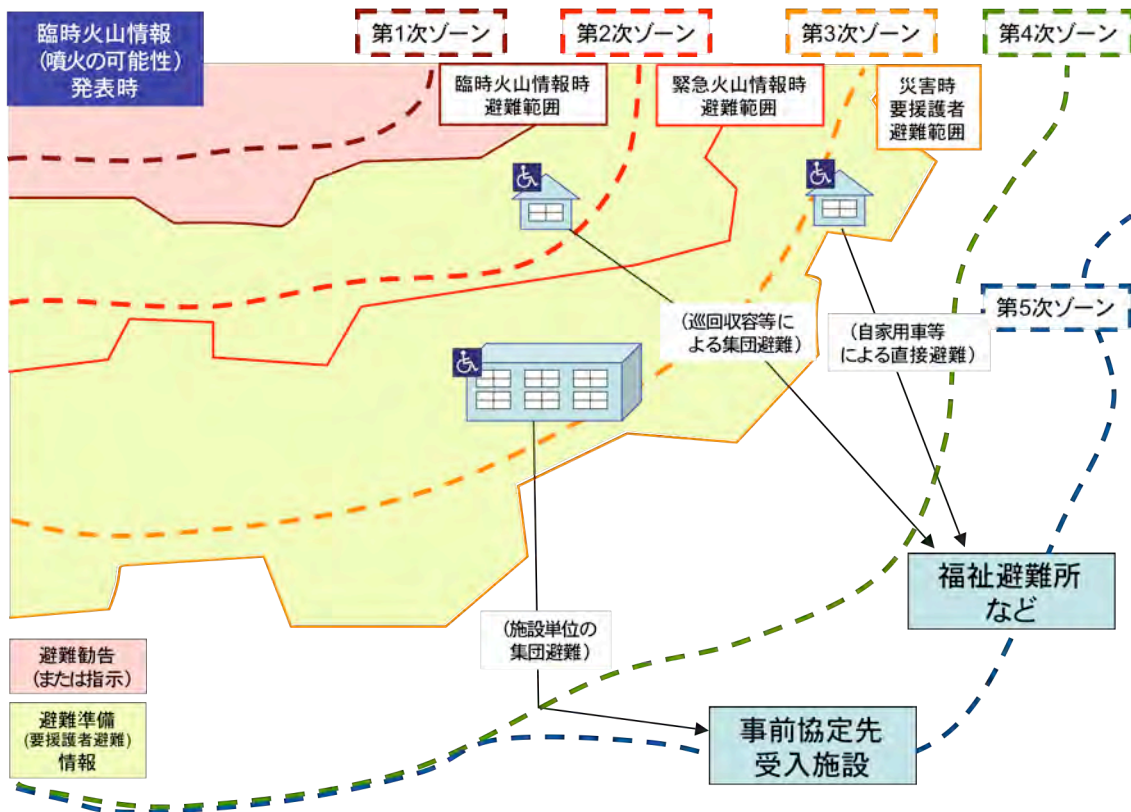


図 1-12 災害時要援護者の噴火前避難の体系

1-5-3 災害時要援護者の事前把握【予防】

災害時要援護者の噴火前避難を円滑に実施するためには、災害時要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）をあらかじめ把握し、要援護者毎に具体的な避難支援計画を定めておくことが重要である。ただし、災害時要援護者に関する情報はプライバシーに関わるものであるため、個人情報保護の観点からの配慮が必要である。

市町村等では、以下のいずれかの方法で、在宅要援護者に関する情報を共有するための仕組みを整備する。

- ・ 自主防災組織や福祉関係機関、福祉関係者等と連携し、富士山火山災害における噴火前避難体制の必要性を住民等に周知徹底した上で、住民一人ひとりと接する機会を捉え、災害時要援護者本人に直接働きかけ、避難時の介護の有無等を把握する（同意方式）。
- ・ 災害時要援護者登録制度の創設等について住民等に周知した上で、自ら希望する者について災害時要援護者名簿等への登録を行う（手上げ方式）。

- ・個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて福祉関係機関と防災関係機関とで情報共有し、分析の上、災害時要援護者を特定する（共有情報方式）。

1-5-4 実施体制

(1) 情報伝達・広報

市町村は、「噴火前避難対象施設リスト」に基づき、電話、一斉FAX、担当職員による施設個別訪問等の手段によって、噴火前避難の対象となる要援護者施設に対する避難準備（要援護者避難）情報を伝達する。

また「噴火前避難対象在宅要援護者リスト」に基づき、地域の民生委員や自主防災組織等の協力を得ながら、戸別訪問等の手段により在宅要援護者に対する避難準備（要援護者避難）情報を伝達する。

避難準備（要援護者避難）情報を伝達する際には、避難方向、避難先の他、火山の活動状況、今後の見通し、道路通行止めの箇所、迂回ルート等の関連情報を合わせて伝える。

県は、地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し、要援護者噴火前避難に関する報道を依頼する。

上記の対応を迅速・的確に実施できるよう、市町村は、あらかじめ噴火前避難の対象となる要援護者施設や在宅要援護者を把握し、「噴火前避難対象施設リスト」「噴火前避難対象在宅要援護者リスト」としてとりまとめると同時に、通信手段、巡回体制等の情報伝達体制の整備を図る。同様に、県は、その所管する要援護者施設の事前把握と情報伝達体制の確認を行う。

県、市町村は、あらかじめ在宅要援護者のための避難所（福祉避難所）に関する情報を防災パンフレット等で広報する。また、独居の災害時要援護者に対する情報伝達は、近隣住民の手助けが重要となることから、自主防災組織による地域巡回、独居高齢者への情報連絡員もしくは介護要員の選定等地域住民同士による情報伝達や安否確認の体制構築を推進する。

また国、県、市町村は、あらかじめ災害時要援護者への情報伝達方法として、TV放送画面への緊急テロップや手話通訳の挿入等を検討するとともに、聴覚障害者向けの「携帯電話メール」や「テレビ放送」、視覚障害者向けの「受信メール読み上げ携帯電話」等の情報伝達手段を整備し、その活用を図る。

(2) 要援護者施設の災害時要援護者への対応

要援護者施設は、収容している災害時要援護者の避難先として、受入施設及び搬送手段について計画する。受入施設は、第4次ゾーン（噴火前）より外側とし、受入施設との間には、災害時受け入れに関する協定を締結する。なお、受入施設に関しては、ホテル・旅館等の利用も検討する。

臨時火山情報（注意喚起）が発表された場合、災害時要援護者避難範囲に含まれる要援護者施設は、受入施設の確認、輸送手段の確保等避難に向けての準備を行う。

県、市町村は、要援護者（施設）に対して受入施設及び搬送手段の確保に関する支援を行う。

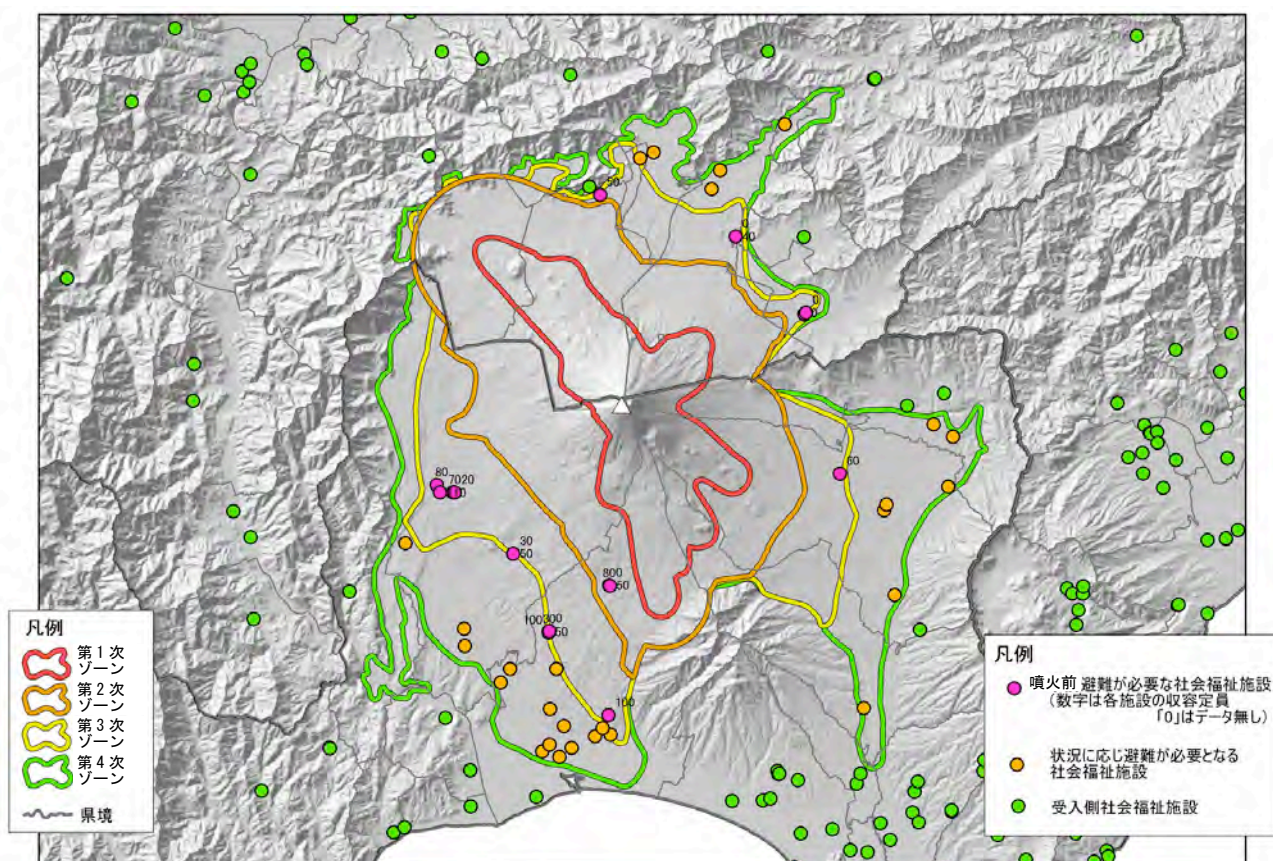


図 1-13 災害時要援護者施設の分布

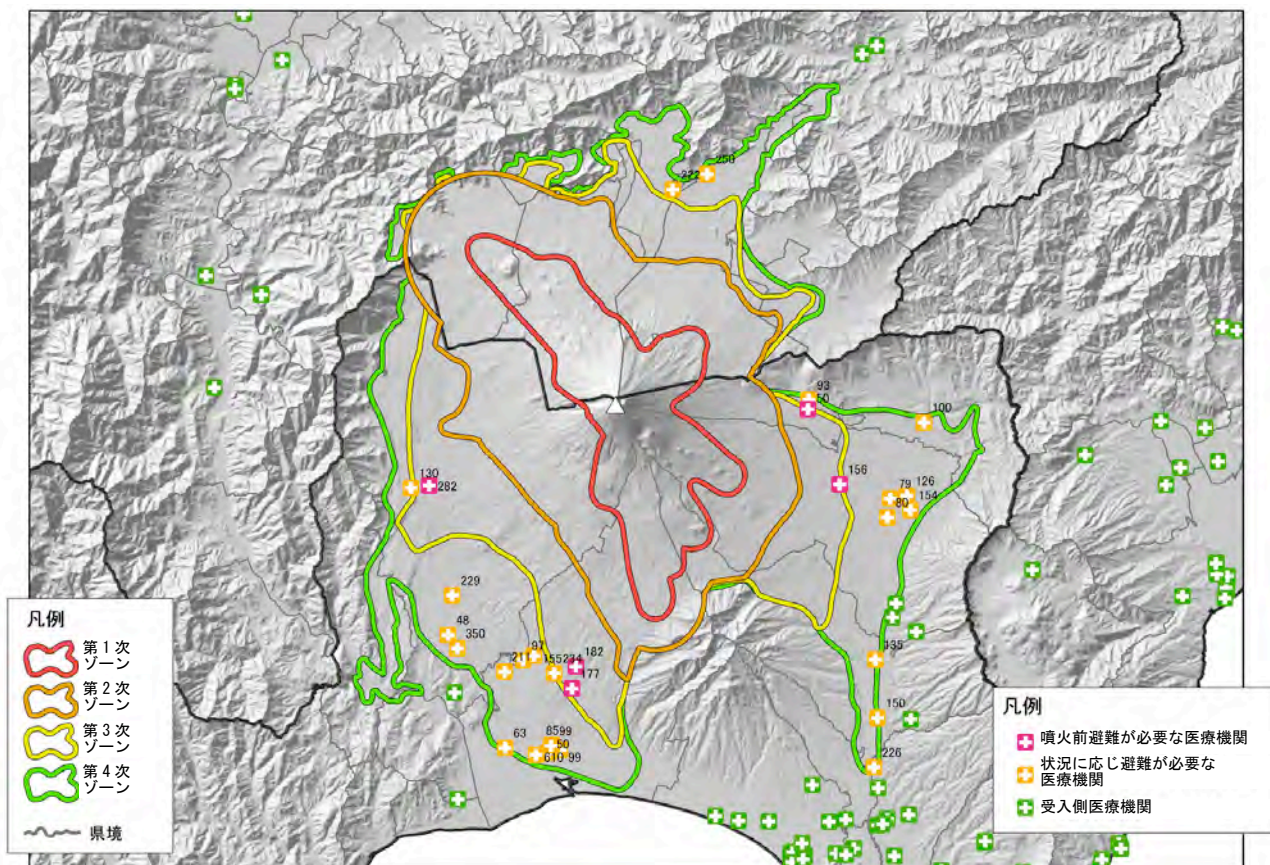


図 1-14 入院施設を有する医療機関の分布

(3) 在宅要援護者への対応

市町村は、在宅要援護者の避難先を確保するため、第4次ゾーン（噴火前）より外側の地域に福祉施設等を活用した福祉避難所をあらかじめ指定する。福祉避難所として一般住民と同じ施設を利用する場合には、施設内の和室等を災害時要援護者のための居室とすることとし、あらかじめ避難施設の使い方を定めておく。また、自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等各種機関と連携し、在宅要援護者の避難時の介護支援体制を構築する。

臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合、市町村は、福祉避難所を開設する。また、自ら避難手段を確保することのできない在宅要援護者については、介護支援体制に基づき避難支援を行う。

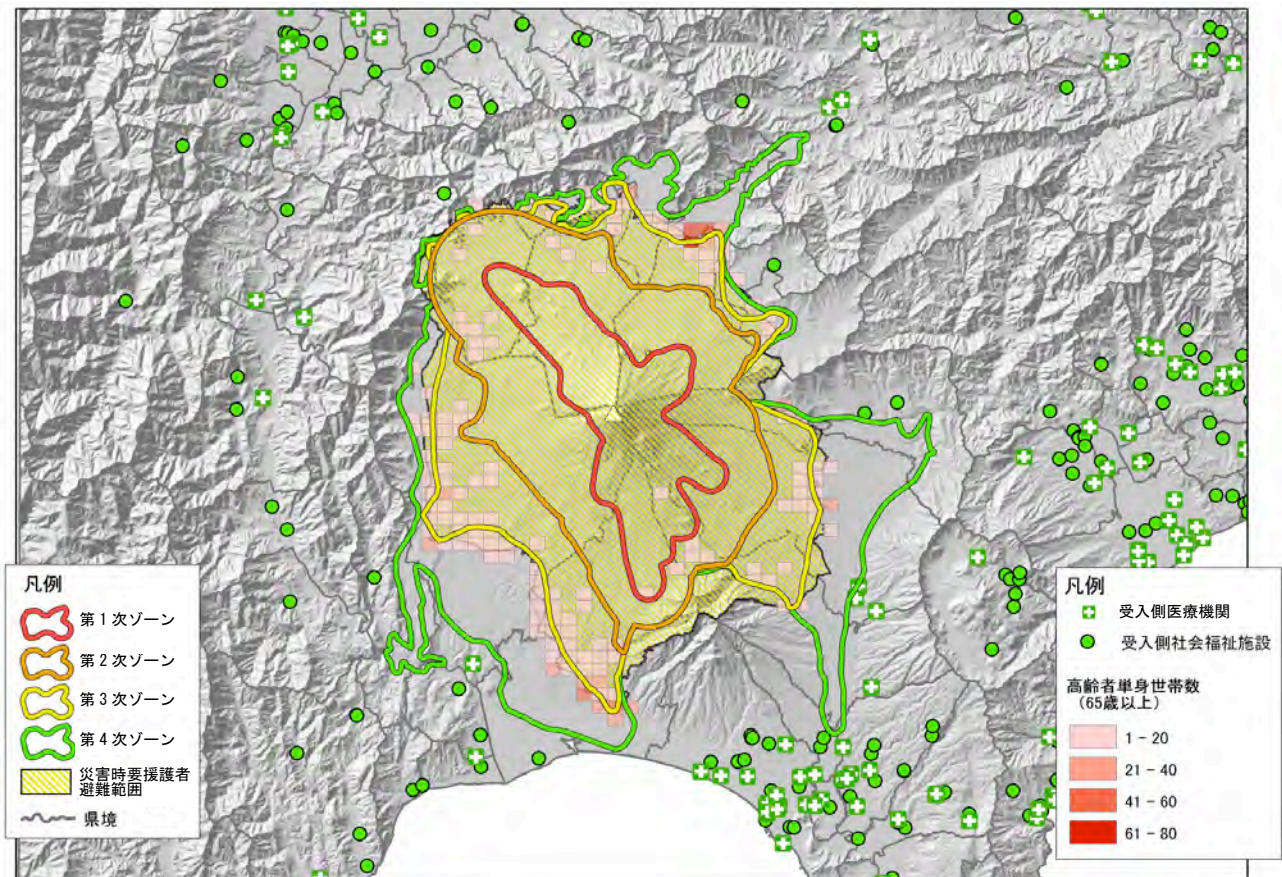


図 1-15 高齢者単身世帯の分布

1-6 家畜避難

1-6-1 実施基準と対象範囲

噴火前における家畜避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域
臨時火山情報（噴火の可能性） 発表時	緊急火山情報時避難範囲

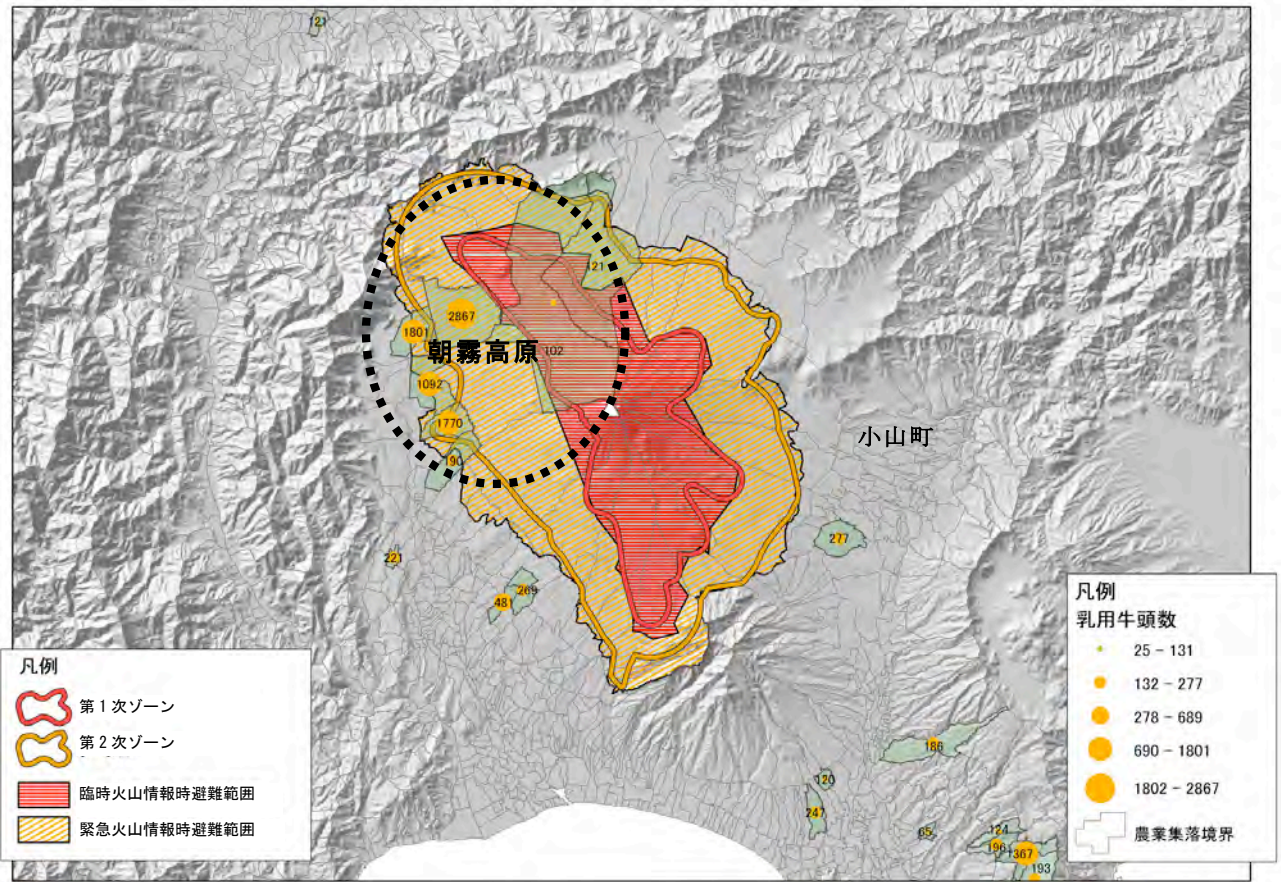
1-6-2 実施体制

家畜関係事業者は、家畜移送計画に基づき家畜の避難を実施する。

県、市町村は、家畜の避難を支援するため、あらかじめ以下の点に留意し家畜移送計画を策定する。

- ・家畜飼養実態の把握（畜種別頭羽数、農家戸数）
- ・避難先として利用可能な施設の確保
- ・運搬手段の確保
- ・避難先での飼料確保や集送乳方法

合同現地対策本部は、移送が困難で避難範囲に残された家畜に対する飼料供与について、関係機関により対策チームを編成し対応する。



※乳用牛頭数は「2000年農業集落カード」(財団法人農林統計協会)に基づく

※図に示す「臨時火山情報時避難範囲」及び「緊急火山情報時避難範囲」は、道路、河川等の地形地物の線を用いて作成(仮定)したものであり、今後、地域の実態に応じた市町村の検討が必要。

図 1-16 乳用牛の分布

【噴火時避難】

1-7 噴火時の現象に応じた避難の考え方

1-7-1 各現象における避難の考え方

(1) 噴石等からの避難（火砕流・溶岩流の発生が確認されない場合）

噴火時に、溶岩流の発生が確認されず、かつ火砕流（火砕サージを含む。以下同様）のおそれがないと判断された場合、噴石に備えるとともに、火砕流・溶岩流が発生した場合に備えて、以下の範囲について避難措置をとる。

- ・一般住民：噴石の到達範囲、及び今後溶岩流が発生した場合に3時間以内に到達する可能性のある範囲
- ・災害時要援護者：噴石の到達範囲、及び今後溶岩流が発生した場合に24時間程度以内に到達する可能性のある範囲

（噴火前に緊急火山情報が発表された場合、噴火前避難により上記の範囲を含む避難は完了しているものと考えられる。）

噴火前避難により避難をしている住民等のうち、上記の範囲以外についても、噴火形態等が変わることを考慮し、しばらくの間は避難を継続する。

(2) 溶岩流からの避難

溶岩流の発生が確認された場合は、その流下状況に応じ、以下の範囲について避難措置をとる。

- ・一般住民：今後、溶岩流が到達する可能性の高い範囲
- ・災害時要援護者：今後、溶岩流が到達するおそれのある範囲

避難先は、余裕をもって推定した到達範囲の外とする。

溶岩流の噴出が継続している場合には、1日1～2回程度の頻度で流下速度等を確認し、避難範囲の拡大・縮小を検討する。

(3) 火砕流及び積雪期における融雪型火山泥流からの避難

標高1,800m程度以上の急傾斜地で噴火して火砕丘の発生が確認された場合や火砕物噴火が発生した場合、火砕流及び積雪期における融雪型火山泥流に備えた避難措置をとる。

避難先は、火砕流及び積雪期における融雪型火山泥流の到達範囲の外とする。融雪型火山泥流の到達範囲については、低地や谷筋などを特定し、高台などを避難先とする。

(4) 火山灰・火山レキ等からの避難（火砕物噴火が発生した場合）

火砕物噴火が発生し、火山灰や火山レキ等が大量に降った場合には、以下のような措置をとる。

- ・比較的多くの降灰がある場合、風下に当たり軽石が飛来する可能性のある地域では、住宅等の建物内への退避措置（**屋内退避**）をとる。
- ・大量降灰（降灰堆積厚 30cm 以上）により住宅等が全壊するおそれがある場合には、降灰重量に耐えうる堅固な建物への退避措置（**堅牢建物屋内退避**）をとる。この場合の退避先は、原則として徒歩で向かうことのできる地域内の施設とする（近隣に堅固な建物のない場合等は車で早めに移動する）。

（注）火山レキ等：本書では、直径 2mm 以上の火山岩片・軽石・スコリアのうち、上空の風により到達する範囲が左右されるものを指す

(5) 降灰後の降雨による土石流等からの避難

土石流による危険の可能性のある範囲では、大雨警報が発表された場合（警報基準は降灰等の状況により変更）に、その範囲外へ避難する。

対象範囲は、10 cm以上の降灰がその流域にあったと見込まれる溪流の下流で勾配 2° 以上の地域とする。

1-7-2 ゾーン区分と噴火時避難範囲の設定

噴火の状況等に関する専門的判断に基づき、その影響の度合いや内容に応じて、周辺地域を新たに 9 種類にゾーン区分する（表 1-4）。ただし、新たなゾーン区分が判断されるまでは、ハザードマップに基づくゾーン区分（噴火前）を用いるものとする。

合同現地対策本部は、気象庁や火山噴火予知連絡会等火山専門家を含めた協議の上、噴火時のゾーン区分を判断し、これを県、市町村に伝達する。このゾーン区分については、噴火の状況に応じて適宜見直す。特に、溶岩流の流下が確認された場合は、一日 1～2 回程度の頻度で流下速度を確認し、ゾーン区分の拡大・縮小を検討する。

市町村は、合同現地対策本部から伝達されたゾーン区分の境界線を参考に、これを包含する形で「**噴火時避難・警戒範囲**」を設定する（表 1-5）。設定に際しては、噴火前避難範囲の設定と同様に、「地域のコミュニティに応じた町内会・自治会」「町丁目などの行政界」「道路・河川などの地勢・地理」などを境界線に用い、住民等にとって分かりやすい地域区分となるよう配慮する。

表 1-4 富士山火山噴火による影響の度合いに応じたゾーン区分（噴火時）

(1) 避難範囲の基本となるゾーン（噴石、溶岩流、火砕流・火砕サージ等）

ゾーン	範囲の考え方	対象範囲
第1次ゾーン	・天候・風向等にかかわらず、瞬時に降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある。	・出現した火口 ・今後火口が開くと想定される範囲
第2次ゾーン	・天候・風向等にかかわらず、短時間（3時間以内）で流下物による危険の及ぶ可能性がある。	・火口周辺における噴石等による危険がある範囲 ・今後、溶岩流が3時間以内に到達すると考えられる範囲 ・（標高1,800m程度以上の急傾斜地で噴火して火砕丘の発生が確認された場合、火砕物噴火が発生した場合）火砕流・火砕サージが到達する危険があると考えられる範囲 ・（積雪時）融雪型火山泥流の到達する危険があると考えられる範囲
第3次ゾーン	・天候・風向等にかかわらず、やや時間をおいて（3時間以上）流下物による危険の及ぶ可能性がある。	・今後、溶岩流が到達する可能性が高いと考えられる範囲
第4次ゾーン	・現状で想定される最大規模の噴火であれば、最終的に流下物による危険の及ぶ可能性がある。	・今後、溶岩流が到達するおそれのある範囲
第5次ゾーン	・現状で想定される最大規模の噴火でも、流下物による危険のおそれはないが、降下物による影響の及ぶ可能性がある。	・火山灰が降下すると考えられる範囲（降灰堆積厚 2 cm 以上） *ただし火砕物噴火時には(2)も設ける

(2) 火砕物噴火時、第5次ゾーン内に設けるべきゾーン

降下物危険ゾーン	・大量の火山灰等堆積により、堅固でない建物が崩壊する可能性がある。	・大量の火山灰（降灰堆積厚 約30cm以上）・火山レキ等が降下している（またはそのおそれがある）範囲
降下物注意ゾーン	・飛来する火山レキ等により、屋外にいる人に危険が及ぶ可能性がある。	・火山灰とともに直径数 cm の火山レキ等が降下している（またはそのおそれがある）範囲

(3) 火山灰堆積時の降雨時に備え、特に設けるべきゾーン

土石流危険ゾーン	・降雨により、瞬時に流下物による危険の及ぶ可能性がある。	・噴火による火山灰等の堆積状況などから、降雨により土石流の流下危険があると考えられる範囲（10 cm以上の降灰がその流域にあったと見込まれる溪流の下流で勾配 2° 以上の地域）
----------	------------------------------	--

表 1-5 市町村の設定する噴火時避難・警戒範囲の種類

名称	噴火の状況	参考とするゾーン境界線	市町村の対応
一般住民等 噴火時避難範囲	溶岩流の流下なし	第2次ゾーン (噴火時)	避難指示
	溶岩流の流下あり	第3次ゾーン (噴火時)	
災害時要援護者 噴火時避難範囲	溶岩流の流下なし	第3次ゾーン (噴火時)	避難準備 (要援護者避難) 情報
	溶岩流の流下あり	第4次ゾーン (噴火時)	
降下物危険範囲	大量の降灰、火山レキ等降下あり	降下物危険ゾーン	【降灰時】 堅牢建物屋内退避 の呼びかけ
降下物注意範囲	比較的多くの降灰、火山レキ等降下あり	降下物注意ゾーン	【降灰時】 屋内退避の呼びかけ
土石流警戒範囲	火山灰堆積時	土石流危険ゾーン	【大雨警報発表時】 避難指示

1-7-3 噴火時避難のための避難所・避難ルート等の設定

市町村は、噴火時の状況に応じた避難のため、以下の避難所等として利用可能な候補施設をあらかじめ選定する。

降灰時避難所：大量降灰時の堅牢建物屋内退避に利用する施設（地区の住民に周知されている小中学校や町内会の集会施設や公民館等のうち堅牢な建物）。

土石流避難所：土石流危険が生じた場合に一般住民・災害時要援護者の避難先とする、土石流警戒範囲の範囲外の施設。

また、噴火時避難を円滑に進めるため、避難所（及び車両による避難が必要な降灰時避難所、土石流避難所）への避難ルート候補をあらかじめ選定する。

1-8 溶岩流の流下に備えた噴火時避難

1-8-1 実施基準と対象範囲

溶岩流流下に伴う噴火時避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
溶岩流の流下 が認められた 場合	一般住民等噴火時避難範囲 [第3次ゾーン(噴火時)に基づく]	避難指示
	災害時要援護者噴火時避難範囲 [第4次ゾーン(噴火時)に基づく]	避難準備(要援護者避難)情報

1-8-2 避難先・避難方法

避難先は、繰り返し避難を避けるため、以下のいずれかの基準に従って選定する。

- ・余裕をもって推定した到達範囲の外で第3次ゾーン(噴火時)より外側
- ・流下方向の方角における第4次ゾーン(噴火時)より外側

また、避難方法は、原則として、噴火前避難と同様の方法とする。

1-8-3 実施体制

(1) 情報伝達・広報

溶岩流の流下に備えた噴火時避難を実施する際の一般住民等への情報伝達・広報は、原則として、噴火前避難と同様に実施する。

また、新たに避難の対象となる要援護者施設や在宅要援護者への呼びかけも、状況に応じて更新した「避難対象施設リスト」や「避難対象在宅要援護者リスト」に基づき、噴火前避難の場合と同様に実施する。

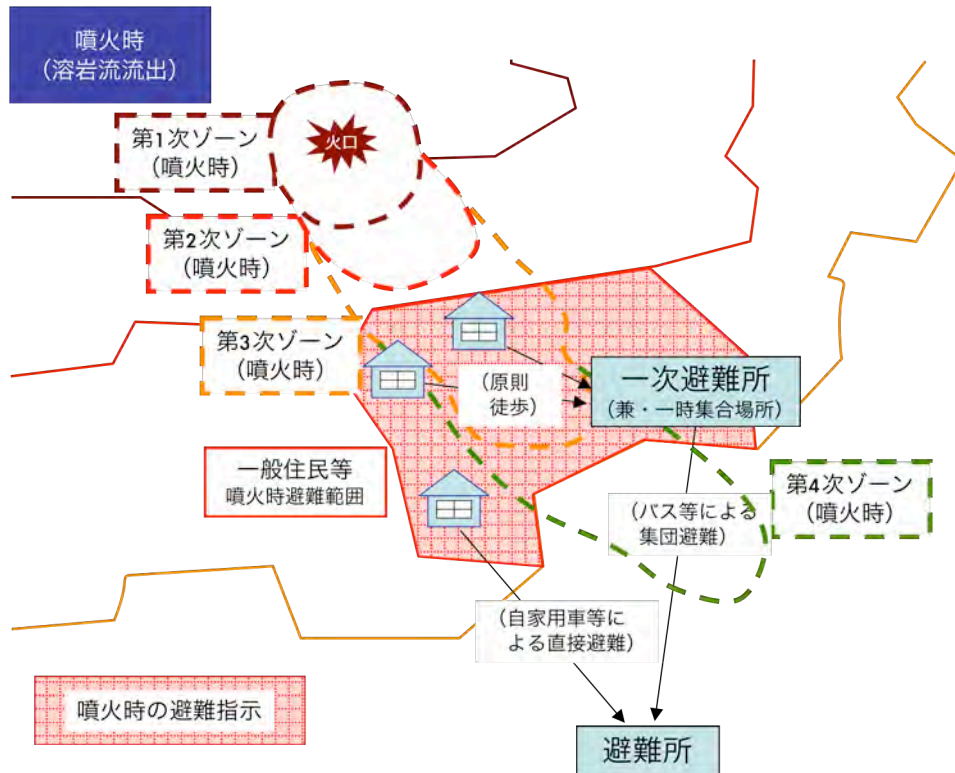


図 1-17 一般住民等の溶岩流流下に伴う噴火時避難（噴火直後）の体系

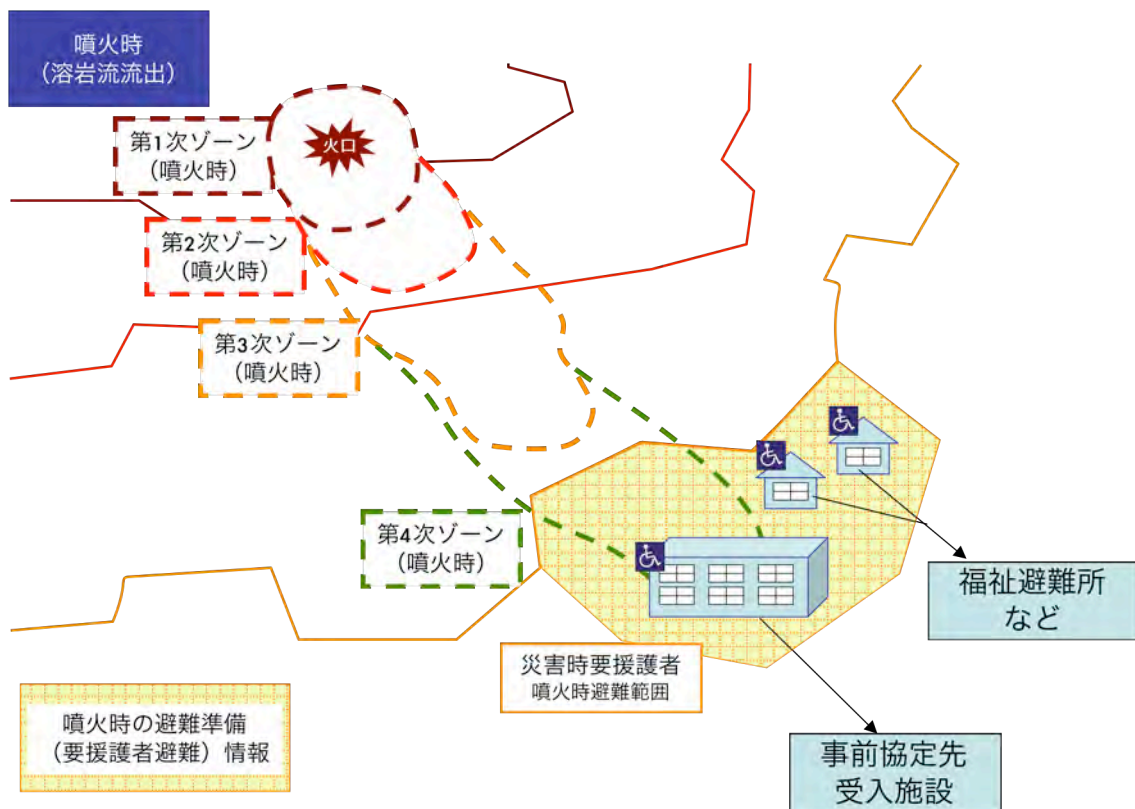


図 1-18 災害時要援護者の溶岩流流下に伴う噴火時避難（噴火直後）の体系

(2) 避難者の受入れ

避難者の受け入れ体制は、原則として、噴火前避難と同様とする。

県、市町村は、他市町村に避難先が及ぶ場合を想定して、各市町村とあらかじめ避難所に関して協議を行い、広域避難を想定した富士山周辺各市町村避難所リストを準備する。

市町村は、噴火時に一般住民等を受け入れるため、あらかじめ選定していた候補施設のうち必要な箇所に職員を派遣し、避難所を開設する。その際、特に在宅要援護者の避難先としては、社会福祉施設、病院のほか、ホテル、旅館等を活用した福祉避難所とする。また、自市町村内における避難所の確保が困難な場合には、合同現地対策本部に調整を依頼する。

合同現地対策本部は、市町村が避難所を他市町村に確保する場合、あらかじめ準備されている富士山周辺各市町村避難所リストに基づき、受け入れ施設の調整を支援する。その際、ホテル・旅館等の積極的活用も検討する。さらに、噴火時避難の必要となった要援護者施設に対し、受入施設及び搬送手段の確保に関する支援を行う。

(3) 輸送手段・輸送路の確保

市町村は、避難所への輸送手段の確保のため、必要台数を決定しバス事業者に要請を行う。バスの台数が不足し、また出動が間に合わないなどの事態が発生し、県内外のバス事業者への要請が必要となった場合には、合同現地対策本部に調整を依頼する。また、あらかじめ定めた避難ルートについて被害状況等を確認し、輸送路として利用の適否について確認する。避難ルートが被災している場合は、代替ルート及び代替輸送手段を確保する。

合同現地対策本部は、市町村からの依頼を受けた場合、県内外のバス事業者などへ避難者の輸送手段を確保するための調整・支援を行う。また、避難ルート等の被害状況把握、代替ルート及び代替輸送手段の確保について、市町村を支援する。

1-9 火砕流及び融雪型火山泥流の流下に備えた噴火時避難

1-9-1 実施基準と対象範囲

火砕流及び融雪型火山泥流の流下に伴う噴火時避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
標高 1,800m 程度以上の急傾斜地で噴火し、火砕丘の発生や火砕物噴火の発生が認められた場合	一般住民等噴火時避難範囲 (※災害時要援護者噴火時避難範囲も同じ) [第2次ゾーン(噴火時)に基づく]	避難指示

1-9-2 避難先・避難方法

避難先は、火砕流が到達する危険があると考えられる範囲外とする。また、積雪時においては、融雪型火山泥流の到達範囲外とし、泥流の危険が及ばない高台等への避難とする。

避難方法は、原則として、噴火前避難と同様の方法とするが、火砕流からの避難、融雪型火山泥流の影響が及ばない高台への避難等緊急を要する避難においては、自家用車などにより早めに避難する。

1-9-3 実施体制

(1) 情報伝達・広報

一般住民等への情報伝達・広報は、原則として、噴火前避難と同様に実施する。

また、新たに避難の対象となる要援護者施設や在宅要援護者への呼びかけも、状況に応じて更新した「避難対象施設リスト」や「避難対象在宅要援護者リスト」に基づき、噴火前避難の場合と同様に実施する。

(2) 避難者の受入れ

避難者の受け入れ体制は、原則として、噴火前避難と同様とする。

県、市町村は、他市町村に避難先が及ぶ場合を想定して、各市町村とあらかじめ避難所に関して協議を行い、広域避難を想定した富士山周辺各市町村

避難所リストを準備する。また、市町村は、あらかじめハザードマップ等を踏まえ、低地や谷筋など（積雪時の）融雪型火山泥流の危険範囲を特定するとともに、その際の最寄りの（高台等における）避難先についても選定しておく（p22「*融雪型火山泥流のための噴火前避難範囲の考え方」参照）。

市町村は、噴火時に一般住民等を受け入れるため、あらかじめ選定していた候補施設のうち必要な箇所に職員を派遣し、避難所を開設する。ただし、職員派遣が間に合わない場合を想定し、学校等施設管理者等とあらかじめ避難所の開設方法について協議を行う。

なお、要援護者の避難先の確保や自市町村内における避難所の確保が困難な場合の対応については、溶岩流流下に伴う噴火時の対応に準じるものとする。また、合同現地対策本部の市町村への支援についても同様とする。

(3) 輸送手段・輸送路の確保

輸送手段、輸送路の確保については、原則として、溶岩流流下に伴う噴火時の避難に準じる。

1-10 大量火山灰の降下に備えた噴火時避難

1-10-1 実施基準と対象範囲

大量火山灰（降灰堆積厚 30cm を超える）の降下に伴う噴火時避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
大量火山灰・火山レキ等の噴出が認められた場合	降下物危険範囲のうち、風下に当たる地域	堅牢建物屋内退避の呼びかけ
	降下物注意範囲のうち、風下に当たる地域	屋内退避の呼びかけ

1-10-2 避難先・避難方法

堅牢建物屋内退避、屋内退避ともに、避難先は同じ地区内を原則とする。ただし近隣に堅固な建物がない地域については、最寄りの地区の堅固な建物を避難先とする。

上記の場合の避難方法は、原則として徒歩とする。ただし、近隣に堅固な建物がない地域については、自家用車などにより早めに避難する。

大量の火山灰降下が住民生活への多大な影響が予想される場合は、合同現地対策本部において降灰の影響が及ばない地域への避難を検討する。

1-10-3 実施体制

(1) 情報伝達・広報

市町村は、防災行政無線、広報車の巡回等により、堅牢建物屋内退避及び屋内退避の広報を行う。

また県は、地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し、堅牢建物屋内退避及び屋内退避に関する広報を依頼する。

(2) 避難者の受入れ

避難者の受け入れは、降灰時避難所（地区の住民に周知されている小中学校、町内会の集会施設や公民館等のうち堅牢な建物）にて実施する。

大量降灰が突発的に発生した場合には、降灰時避難所の施設管理者が不在で、施設の解錠が行えないケースも考えられる。市町村は、選定した降灰時避難所について、住民等が必要に応じてすぐに避難することが可能となるよう、あらかじめ施設管理者及び自主防災組織などと協議の上、施設入口の鍵の管理方法について定める。

また、合同現地対策本部において大量降灰地域から地域外への避難が必要であると判断された場合は、降灰時避難所に避難している一般住民等を地域外の避難所へ誘導した後、降灰時避難所を閉鎖する。

(3) 輸送手段・輸送路の確保

輸送手段、輸送路の確保については、原則として、溶岩流流下に伴う噴火時の避難に準じる。

1-11 降灰後の雨による土石流等に備えた避難

1-11-1 実施基準と対象範囲

降灰後の雨による土石流等からの避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
大雨警報発表時	土石流警戒範囲	避難指示

1-11-2 避難先

避難先は、土石流警戒範囲の外とする。

1-11-3 実施体制

(1) 情報伝達・広報

合同現地対策本部及び県は、火山灰堆積時の土石流発生に備えて設置された雨量計、土石流検知センサー等の監視観測システムについて適切に管理・運用するとともに、火山活動の状況に応じて監視観測体制の強化を検討する。また、降雨予測や雨量計等のデータに基づいて土石流の発生を予測し、速やかに市町村等に伝達する。

市町村は、大雨警報等が発表された場合、防災行政無線等で避難指示の情報を速やかに住民等に伝達する。

国、県、市町村は、住民等が避難等適切な対応をとるよう、大雨警報等の気象情報の意味や土石流災害との関係等について、あらかじめ住民等へ啓発・周知する。

(2) 避難者の受け入れ

市町村は、土石流の危険が長期化し、住民等が繰り返し避難しなければならない場合に備え、土石流避難所の候補施設の選定を行う。その際には、居住性やプライバシー保護等に配慮する。また、選定にあたっては、公営住宅やホテル・旅館等の積極的活用についても検討する。

大雨警報が発表された場合に、市町村は、土石流避難所を開設する。また、土石流の危険による避難が長期にわたり繰り返し必要となる場合は、長期滞在型の避難施設の建設について検討する。

1-12 一時帰宅、避難範囲の縮小・解除

1-12-1 一時帰宅

合同現地対策本部は、火山活動の状況、気象条件、輸送体制、安全確保体制等から可能と判断される場合、避難勧告・指示等の出された地域の住民について、家財等の持ち出しのため、時間及び人数を限定しての帰宅（一時帰宅）を実施する。一時帰宅の実施に当たっては、二次災害防止の観点から、警察、消防、自衛隊など関係機関の協力を得て、十分な安全確保体制をとる。

市町村は、合同現地対策本部の検討に基づき、住民等の一時帰宅について、その対象範囲を決定するとともに、住民等への周知を行う。

1-12-2 避難範囲の縮小

合同現地対策本部は、気象庁や火山噴火予知連絡会等火山専門家を含めて協議を行い、噴火の状況に応じたゾーン区分の変更（縮小）を行う。

市町村は、合同現地対策本部によるゾーン区分の変更（縮小）に基づき、避難範囲の縮小及び避難解除を実施する。

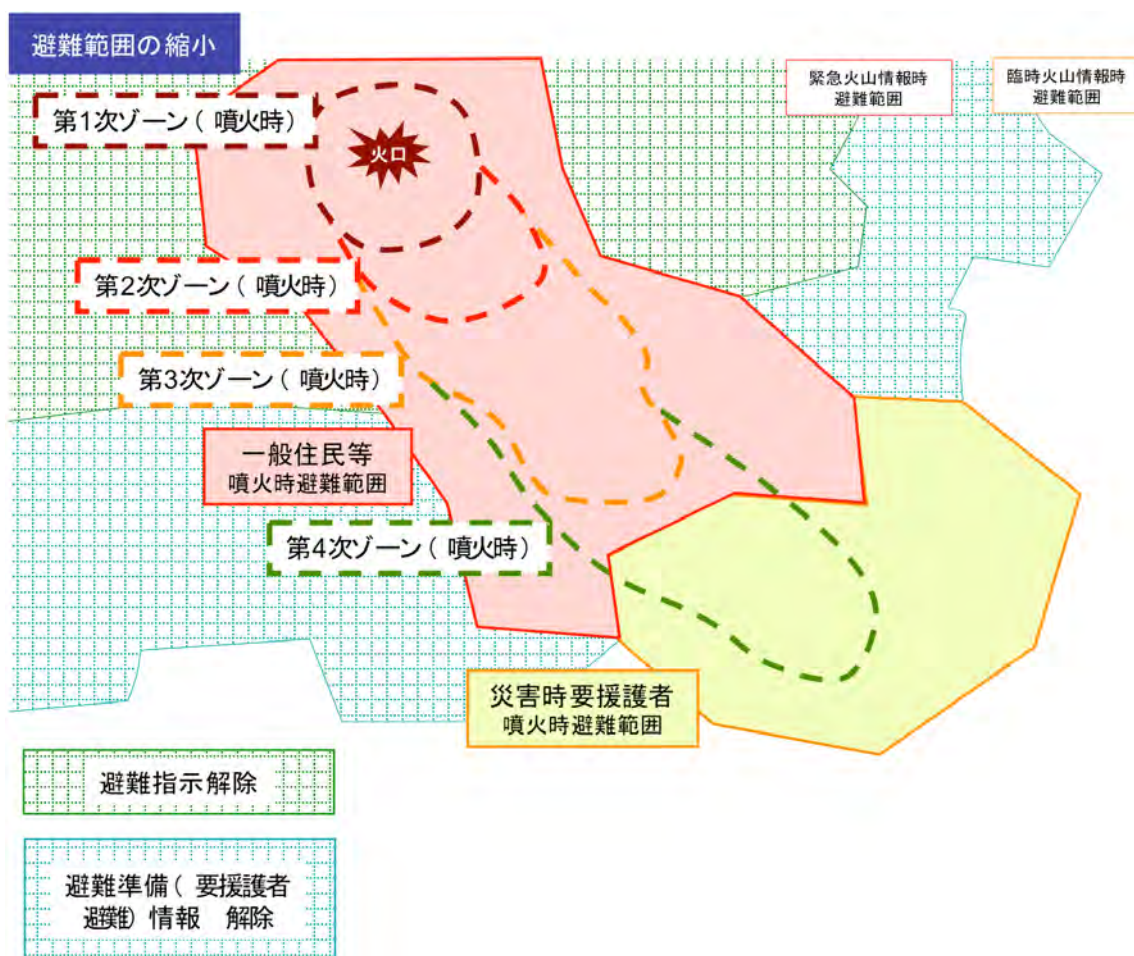


図 1-19 避難範囲縮小時の避難体系

【避難対策（噴火前）に関わる時系列整理】

[入山自粛の呼びかけ]

主体	実施内容
■事前	
県・市町村	観光事業者等への火山活動状況に伴う入山自粛措置の事前啓発・周知
県・市町村	対象地域付近の林道・一般道等自粛呼びかけ箇所の設定
市町村	観光協会及び観光施設、宿泊施設への情報伝達システムの整備
市町村	主要観光施設、山小屋等との連絡体制整備
市町村	登山口等交通規制箇所の事前設定
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報（注意喚起）発表時	
国・県・市町村	主要登山口の閉鎖・登山道の通行止め措置
国・県・市町村	旅行会社、鉄道・バス等の旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、「入山自粛」に関する情報発信の依頼
県	一般道等の要所に立て看板等設置
県	地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し報道依頼
市町村	山小屋への情報伝達
市町村	立て看板の設置、巡回活動
市町村	対象地域内の居住者・事業者に対し、防災行政無線、広報車等により注意喚起等の呼びかけ
市町村	観光施設等に対し、「入山自粛」呼びかけの広報活動依頼
市町村	市町村全域において入山自粛呼びかけ・広報
観光施設等	施設内の一時滞在者に対し、「入山自粛」呼びかけ広報
観光施設等	従業員の配置、広報車等の出動準備、情報伝達機器の起動準備
観光施設等	輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備

[観光客等帰宅促進]

主体	実施内容
■事前	
県・市町村	富士山火山防災対策に関する観光事業者等を対象とした講習会等の実施
県・市町村 ・観光事業者	富士山噴火災害を想定した観光客の避難誘導訓練等の実施
市町村	宿泊施設、観光施設・別荘等管理事務所等に同報系戸別受信機の配備促進
観光事業者	避難誘導計画の策定、非常時の対応に関する従業員教育の実施
観光事業者	防災マップ等主要施設への常備
別荘地等 管理事務所	非常時の連絡網等の整備
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報（注意喚起）発表時	
観光施設等	従業員の配置、広報車等の出動準備、情報伝達機器の起動準備
■臨時火山情報（噴火の可能性）発表時	
国・県・市町村	旅行会社、鉄道・バス等の旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、富士山周辺地域の観光自粛に関する情報発信依頼
国	全国および海外に向け富士山周辺地域の観光自粛の広報
県・市町村 ・観光協会	観光施設、宿泊施設等が講ずる観光客対応支援（情報提供・輸送手段確保等）
県・市町村	バス事業者への定期バス等の臨時増便の要請
県	地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し、観光客帰宅促進・観光自粛に関する報道依頼
市町村	広報車、防災行政無線、ホームページ、広報誌、新聞への折り込みチラシ、地域の回覧板等の手段による広報
市町村	避難勧告（または指示）や避難準備（要援護者避難）情報などを地元観光協会、関連の観光事業者（宿泊施設、観光施設、ゴルフ場等）に伝達
観光協会	観光客の避難・帰宅状況について各施設から情報収集し、市町村に報告
観光事業者	宿泊客や施設利用者に対する情報提供
■緊急火山情報発表時	
（避難対象範囲に対して上記対応の継続）	

[一般住民の噴火前避難]

主体	実施内容
■事前	
国	噴火前避難における避難所開設・運営にかかる費用負担のあり方検討
県・市町村	(他市町村に避難先が及ぶ場合を想定して)各市町村と避難所に関する事前協議
市町村	「避難者輸送計画」作成
市町村	市町村と避難所(他市町村も含む)との情報連絡系統・体制の整備
市町村	防災マップ等により避難範囲について住民に周知
市町村	避難所、一次避難所及び一時集合場所の設定
市町村	ホテル・旅館等の宿泊施設との間に事前協定締結
市町村	住民の集団避難のためのバスの調達確保に関するバス事業者との事前協定締結
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報(注意喚起)発表時	
■臨時火山情報(噴火の可能性)発表時	
県・市町村	インターネットによる避難広報
県	地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し、一般住民の噴火前避難に関する報道依頼
県	自衛隊、県警、市町村、消防署と協議し、捜索・救出班の編制
市町村	避難所への職員派遣と開設
市町村	公用車等を用いた避難支援
市町村	避難者の把握と市町村災害対策本部において避難者情報とりまとめる
市町村	広報車、防災行政無線等の手段により、一般住民に対し避難の実施または避難準備の呼びかけ
市町村	自主防災組織や消防団の協力確保
市町村	広報車や広報活動のための人員派遣等については必要に応じて県、警察、消防等に応援要請
市町村	一般住民の噴火前避難の実施状況や避難者安否情報等を把握
市町村	避難状況等について報道機関やホームページ等で公表
市町村	残留者・行方不明者の発生が予測される区域を特定し、県に報告
バス事業者	出動体制準備、協定先の市町村にその準備状況を報告
■緊急火山情報発表時	
	(避難対象範囲に対して上記対応の継続)
バス事業者	一時集合場所に集まった住民の避難所への輸送

[自主避難者への対応]

主体	実施内容
■事前	
市町村	市町村と一次避難所との情報連絡系統の整備
市町村	自主避難者の把握のための住民への啓発・周知(近隣、自主防災組織への伝達など)
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報(注意喚起)発表時	
■臨時火山情報(噴火の可能性)発表時	
市町村	一次避難所への職員派遣と開設
市町村	一次避難所で自主避難者情報の収集と市町村災害警戒本部でのとりまとめ
■緊急火山情報発表時	
	(上記対応の継続)

[災害時要援護者の噴火前避難]

主体	実施内容
■事前	
国・県・市町村	TV放送画面への緊急テロップや手話通訳の挿入等の検討
国・県・市町村	視覚障害者向けの火山防災マップ、火山防災パンフレット、火山防災ビデオ等の啓発用ツールの整備
国・県・市町村	情報伝達手段の整備（聴覚障害、視覚障害者向けメディア）
県・市町村	在宅要援護者のための避難所（福祉避難所）に関する情報を防災パンフレット等で広報
県・市町村	地域住民同士による情報の伝達や安否の確認体制の構築・推進（自主防災組織による地域巡回、独居高齢者への情報連絡員もしくは介護要員の選定等）
県	災害時要援護者施設（所管分）の事前把握と情報伝達体制の整備
市町村	災害時要援護者の事前把握（面談、災害時要援護者名簿等への登録など）
市町村	「噴火前避難対象施設リスト」「噴火前避難対象在宅要援護者リスト」の作成
市町村	情報伝達体制の整備（通信手段、巡回体制等）
市町村	福祉施設等を活用した福祉避難所の指定
市町村	避難施設の使い方の検討
市町村	自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等各種機関と連携し、在宅要援護者の避難時の介護支援体制整備促進
要援護者施設	避難先としての受入施設及び搬送手段について計画
要援護者施設	災害時受け入れに関する施設間の協定締結
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報（注意喚起）発表時	
要援護者施設	（災害時要援護者避難範囲に含まれる場合）受入施設の確認、輸送手段の確保等避難に向けての準備
■臨時火山情報（噴火の可能性）発表時	
県・市町村	要援護者（施設）に対して受入施設及び搬送手段の確保に関する支援
県	地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し要援護者事前避難に関する報道依頼
市町村	福祉避難所への職員派遣と開設
市町村	要援護者施設に対し避難準備情報（要援護者避難）の伝達（電話、一斉FAX、担当職員による施設個別訪問等）
市町村	在宅の災害時要援護者に対し避難準備（要援護者避難）情報の伝達（地域の民生委員や自主防災組織等の協力、戸別訪問等）により行う
市町村	自ら避難手段を確保することのできない在宅要援護者の避難支援
■緊急火山情報発表時	
要援護者施設	（災害時要援護者避難範囲に含まれない場合）受入施設の確認、輸送手段の確保等避難に向けての準備

[家畜避難]

主体	実施内容
■事前	
県・市町村 ・家畜関係事業者	家畜の搬送先や運搬手段の確保等についての検討
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村 ・家畜関係事業者	各種点検等の開始
■臨時火山情報（噴火の可能性）発表時	
家畜関係事業者	家畜移送計画に基づき家畜の避難を実施
合同現地対策本部	避難範囲に残された家畜に対する飼料供与について関係機関により対策チームを編成し対応
■緊急火山情報発表時	

【避難対策（噴火時）に関わる時系列整理】

[溶岩流流下に伴う噴火時避難]

主体	実施内容
■事前	
県・市町村	(他市町村に避難先が及ぶ場合を想定して) 各市町村と避難所に関する事前協議
県・市町村	富士山周辺各市町村避難所リストの準備
市町村	「避難者輸送計画」作成
市町村	市町村と避難所(他市町村も含む)との情報連絡系統・体制の整備
市町村	防災マップ等により避難範囲について住民に周知
市町村	避難所、一次避難所及び一時集合場所の設定
市町村	ホテル・旅館等の宿泊施設との間に事前協定締結
市町村	住民の集団避難のためのバスの調達確保に関するバス事業者との事前協定締結
■溶岩流の流下が認められた場合	
合同現地対策本部	避難所等受け入れ施設の調整支援
合同現地対策本部	噴火時避難の必要となった要援護者施設に対し受入施設及び搬送手段の確保支援
合同現地対策本部	県内外のバス事業者などへ避難者の輸送手段を確保するための調整・支援
合同現地対策本部	避難ルート等の被害状況把握、代替ルートおよび代替輸送手段の確保について市町村を支援
県・市町村	インターネットによる避難広報
県	地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し避難に関する報道依頼
県	自衛隊、県警、市町村、消防署と協議し、残留者救出班の編制
市町村	避難所への職員派遣と開設
市町村	避難所確保が困難な場合、合同現地対策本部に調整依頼
市町村	避難者の把握と市町村災害対策本部における避難者情報のとりまとめ
市町村	広報車、防災行政無線等の手段により避難の実施または避難準備(要援護者避難)の呼びかけ
市町村	避難広報等に関し自主防災組織や消防団の協力確保
市町村	「福祉施設等対象施設リスト(事前整備)」に基づき、新たに避難の対象となる要援護者施設に対し避難(入所者移送)の実施の呼びかけ(電話、一斉FAX、担当職員による施設個別訪問等)
市町村	「在宅要援護者リスト(事前整備)」に基づき、新たに避難の対象となる在宅の災害時要援護者に対し戸別訪問等実施・避難を呼びかけ(地域の民生委員や自主防災組織等の協力)
市町村	避難所への輸送手段の確保のため、必要台数を決定しバス事業者に要請
市町村	(バスの台数が不足、または出勤が間に合わないなどの場合)県内外のバス事業者へ要請するため合同現地対策本部に調整依頼
市町村	避難ルートの被害状況等の確認
市町村	(避難ルートが被災するなどした場合)代替ルートおよび代替輸送手段の確保
市町村	広報車や広報活動のための人員派遣等については必要に応じて県、警察、消防等に応援要請
市町村	一般住民等の避難実施状況や避難者安否情報等を把握
市町村	避難状況等について報道機関やホームページ等で公表
市町村	残留者・行方不明者の発生が予測される区域を特定し、県に報告
バス事業者	出動体制準備、協定先の市町村にその準備状況を報告

[大量火山灰の降下に伴う噴火時避難]

主体	実施内容
■事前	
県・市町村	(他市町村に避難先が及ぶ場合を想定して) 各市町村と避難所に関する事前協議
県・市町村	富士山周辺各市町村避難所リストの準備
市町村	「避難者輸送計画」作成
市町村	市町村と避難所(他市町村も含む)との情報連絡系統・体制の整備
市町村	防災マップ等により避難範囲について住民に周知
市町村	地区の屋内待避用建物の選定(降灰時避難所)
市町村	(降灰時避難所)施設管理者・自主防災組織と施設管理方法の協議
市町村	避難所、一次避難所及び一時集合場所の設定
市町村	ホテル・旅館等の宿泊施設との間に事前協定締結
市町村	住民の集団避難のためのバスの調達確保に関するバス事業者との事前協定締結
■大量降灰時(噴火時)	
合同現地対策本部	避難所等受け入れ施設の調整支援
合同現地対策本部	噴火時避難の必要となった要援護者施設に対し受入施設及び搬送手段の確保支援
合同現地対策本部	県内外のバス事業者などへ避難者の輸送手段を確保するための調整・支援
合同現地対策本部	避難ルート等の被害状況把握、代替ルートおよび代替輸送手段の確保について市町村を支援
合同現地対策本部	避難者の輸送のため鉄道等の大量輸送機関の活用を検討
合同現地対策本部	(長期にわたる大量の火山灰降下で建物被害や住民生活への多大な影響が予想される場合)一般住民等について地域外への避難の検討・判断
県・市町村	インターネットによる避難広報
県	地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し堅牢建物屋内待避及び屋内待避に関する報道依頼
県	自衛隊、県警、市町村、消防署と協議し、残留者救出班の編制
市町村	降灰時避難所への職員派遣と開設
市町村	避難所の開設
市町村	避難所確保が困難な場合、合同現地対策本部に調整依頼
市町村	避難者の把握と市町村災害対策本部における避難者情報のとりまとめ
市町村	広報車、防災行政無線等の手段により堅牢建物屋内待避及び屋内待避の広報実施
市町村	避難広報等に関し自主防災組織や消防団の協力確保
市町村	避難所への輸送手段の確保のため、必要台数を決定しバス事業者に要請
市町村	(バスの台数が不足、または出動が間に合わないなどの場合)県内外のバス事業者へ要請するため合同現地対策本部に調整依頼
市町村	避難ルートの被害状況等の確認
市町村	(避難ルートが被災するなどした場合)代替ルートおよび代替輸送手段の確保
市町村	広報車や広報活動のための人員派遣等については必要に応じて県、警察、消防等に応援要請
市町村	一般住民等の避難実施状況や避難者安否情報等を把握
市町村	避難状況等について報道機関やホームページ等で公表
市町村	残留者・行方不明者の発生が予測される区域を特定し、県に報告
バス事業者	出動体制準備、協定先の市町村にその準備状況を報告

[降灰後の雨による土石流等からの避難]

主体	実施内容
■事前	
国・県・市町村	大雨警報等の気象情報の意味や土石流災害との関係等について住民等へ啓発・周知
市町村	市町村と避難所（他市町村も含む）との情報連絡系統・体制の整備
市町村	防災マップ等により避難範囲について住民に周知
市町村	土石流避難所の候補施設の選定
市町村	（土石流避難所）施設管理者・自主防災組織と施設管理方法の協議
市町村	避難所、一次避難所及び一時集合場所の設定
市町村	ホテル・旅館等の宿泊施設との間に事前協定締結
■大雨警報発表時	
合同現地対策本部	火山活動の状況に応じて監視観測体制（雨量計、土石流検知センサー等の監視観測システム）の強化の検討
合同現地対策本部 県・市町村	降雨予測や雨量計等のデータに基づく土石流発生予測と県、市町村等への結果伝達 インターネットによる避難広報
市町村	防災行政無線等の手段により避難広報実施
市町村	避難所への職員派遣と開設
市町村	長期滞在型避難施設の建設

[一時帰宅、避難範囲の縮小・解除]

主体	実施内容
■緊急火山情報発表時～噴火後	
合同現地対策本部	火山活動の状況、気象条件、輸送体制、安全確保体制等から一時帰宅の判断
合同現地対策本部	警察、消防、自衛隊、海上保安庁など関係機関の協力による安全確保体制の構築
合同現地対策本部	気象庁や火山噴火予知連絡会等火山専門家との協議により噴火の状況に応じたゾーン区分の変更（縮小）
市町村	対象範囲の決定と住民等への周知
市町村	避難範囲の縮小および避難解除の実施

2. 広域連携体制

広域防災においては、富士山噴火災害に従事する国、県、市町村等の連携が重要になる。効果的な防災対応を図っていくために、火山活動状況に応じた各機関の初動体制を明確にし、合同による現地対策本部の設置体制を定める。また、被害が甚大かつ広域に及ぶことを想定して、国は、応急対策の検討を進め、県、市町村は、相互の広域応援協定の促進を図る。

2-1 各機関の本部体制

国、県、市町村は、火山情報に応じて、以下のように順次初動体制を確立する（図 2-1）。

2-1-1 火山観測情報発表時

国、県、市町村は、通常どおりの業務体制とするが、緊急時の防災対応の各種点検等を開始する。

2-1-2 臨時火山情報（注意喚起）発表時

国、県、市町村は、火山活動把握に必要な観測体制の強化を図り、連絡情報体制を確立する。また、緊急時の防災対応の各種点検、準備等を実施する。

2-1-3 臨時火山情報（噴火の可能性）発表時

国は、関係省庁連絡会議を開催し、省庁間の連携を図るとともに、各関係省庁は、災害警戒本部・情報対策室等を設置し対応に当たる。

県、市町村は、災害警戒本部を設置し、災害時要援護者の避難や自主避難者等の対応にあたる。

2-1-4 緊急火山情報発表時

国（東京）は、緊急参集チームを招集し情報集約等に当たるとともに、関係省庁は、災害対策本部を設置する。

また、現地においては、関係省庁から担当官等の派遣による現地連絡会議を開催する。さらに、国（現地）、県、市町村等は、合同現地警戒本部体制を確立し連携して対応に当たる。

県、市町村は、災害対策本部を設置し、一般住民等の避難をはじめ各種応急活動を実施する。

国、県、市町村等は、合同現地警戒本部の派遣要員及びその派遣方法（輸送手段）について事前に検討し、要員派遣計画を策定する。

なお、合同現地警戒本部は、火山活動等の状況により、候補施設数カ所のうち1カ所に設置する。

2-1-5 噴火時～

噴火が確認された段階では、国（東京）は、非常（緊急）災害対策本部を設置する。また、国、県、市町村等は、合同現地警戒本部を合同現地対策本部へ移行し、引き続き連携して対応に当たる。

なお、火山活動等の状況により、必要に応じて合同現地対策本部の設置場所を変更する。

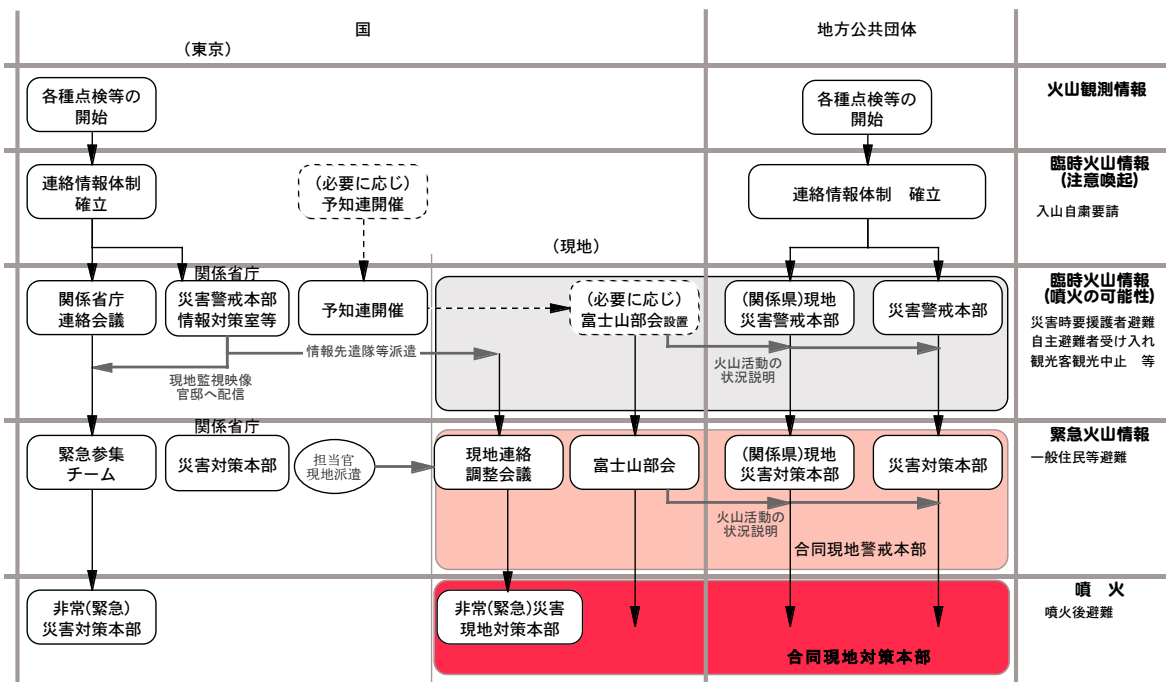


図 2-1 各機関の初動体制確立の過程（案）

2-2 合同現地本部

2-2-1 合同現地本部の設置場所（候補施設）

国は、県、市町村と調整の上、合同現地本部の設置場所について、以下の条件を踏まえ、あらかじめ数カ所（山梨県側・静岡県側）の候補施設を選定する。

（選定条件）

- ・ 第4次ゾーン（噴火前）よりも外側、もしくは縁辺近傍にあること
- ・ 交通の便がよいこと（高速道路、高速鉄道へのアクセスがよい、もしくはヘリポートがあるなど）
- ・ 直接もしくは監視映像により、富士山の状況が視認できること

- ・電話、ファクス、防災無線など情報通信に要する最低限の設備があり、比較的容易にその増設が可能なこと
- ・近隣に対策要員のための宿泊施設が確保できること

合同現地本部の候補施設として、上記の条件（特に収容人員）を十分に満たす施設が事前選定できない場合、あらかじめ、体育館などの設備等増設・搬入先もしくは仮設本部の新設用地を選定し、噴火時に以下のいずれかの対応をとることとする。

- ・体育館など十分な人員収容力のある施設への設備等増設・搬入
- ・プレハブ等による仮設本部の新設

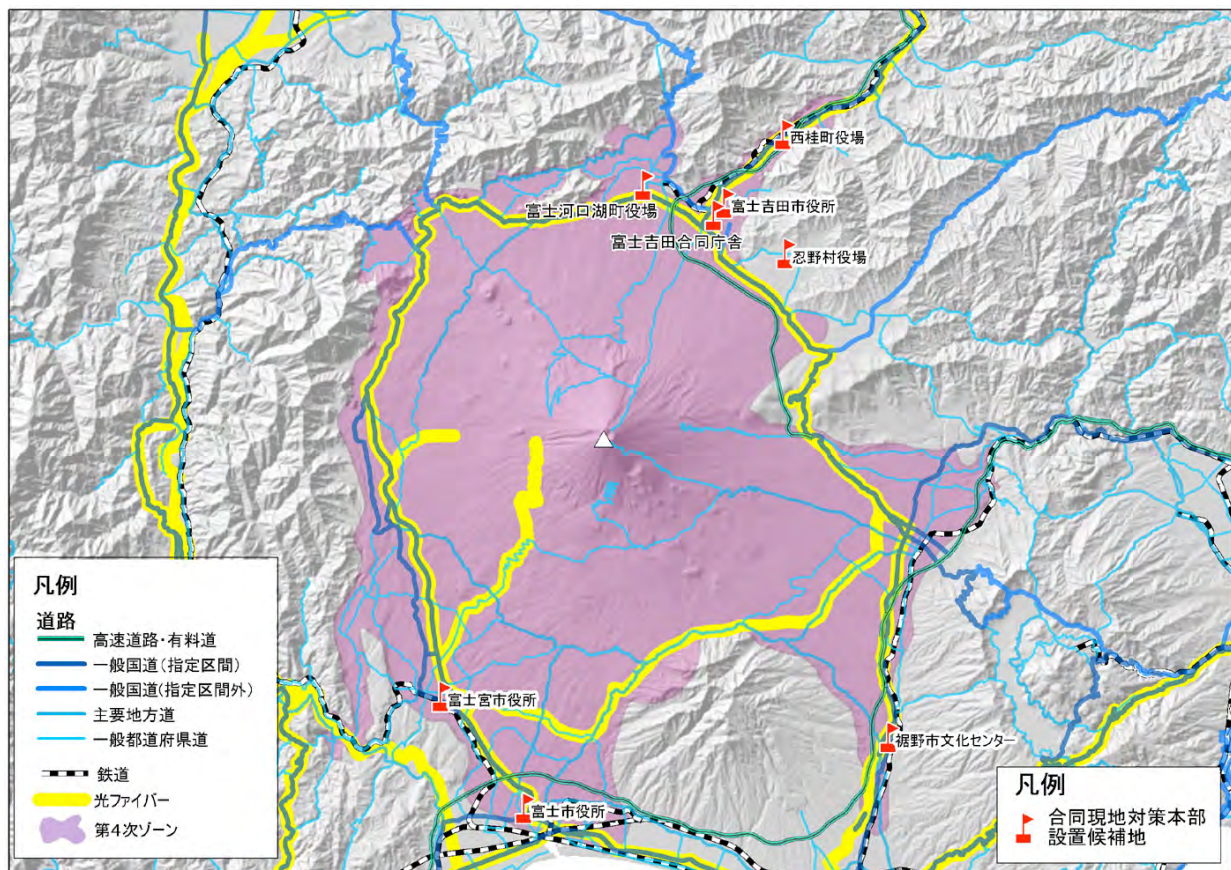


図 2-2 合同現地本部の候補施設（案）

2-2-2 合同現地本部の体制

(1) 機能班体制

国は、合同現地本部での防災対応を効果的に進めるため、主要な対策活動別に「機能班」を定め、あらかじめ県、市町村、関係機関と連携し、機能班に配置する要員について検討し、組織体制についての計画を策定する。

合同現地本部設置後は、国、県、市町村、関係機関の要員からなる「機能班」（表 2-1）を立ち上げ、それぞれ担当する活動にあたる。

なお、合同現地本部は、原則として被災地内における活動の調整や意思決定を行い、国（東京）に設置される非常（緊急）災害対策本部は、被災地内外における活動の調整や意思決定を担当する。従って、相互の円滑な連携を図るため、国（東京）の非常（緊急）災害対策本部においても、合同現地本部と同様の班編制を行うことが望まれる。

表 2-1 合同現地本部機能班の構成と役割（案）

班	役割
総括班	本部の総合調整を担当する。全体会議の開催や運営に関する各班への連絡・調整を行う。
情報班	火山活動状況や被害状況、避難等各種応急活動に関する情報の集約を担当する。
広報・広聴班	記者発表などマスコミ等報道機関への対応、放送要請、住民等への広報活動を担当する。
火山監視観測班	監視観測体制の強化や監視観測情報の収集、住民等からの通報の受理・集約を担当する。また、噴火時の影響範囲の予測を担当する。
避難対策班	避難時期・避難範囲等の判断、避難先の確保等避難計画についての検討や避難活動状況の把握を担当する。
輸送対策班	避難者の搬送手段の確保や被災地への食料、資機材等物資の輸送活動を担当する。
災害時要援護者対策班	避難所や被災地における災害時要援護者への介護などの支援活動を担当する。
避難生活支援班	避難者への水・食料、生活用品等の物資の調達確保、避難所の環境整備等を担当する。

被災事業者支援班	事業所の被害状況の把握、被災した事業所への各種支援事業についての検討を行う。
道路復旧班	道路被害状況の把握、道路の復旧計画の策定を担当する。
土石流・溶岩流対策班	土石流や溶岩流等の発生状況や被害状況の把握、被害拡大防災策の検討を行う。また、噴火時の影響範囲の予測を担当する。
本部運営支援班	合同現地本部に従事する要員の食料等の確保や宿泊など生活面の支援を担当する。

(2) 合同現地本部における意思決定体制

合同現地本部では、定期的に「**全体会議**（仮称）」を開催し、関係者間の情報共有と連絡調整を行う。特に重要な事項（例：噴火前・噴火時の避難等対象範囲の拡大・縮小、危険地域への一時立ち入りなど）の判断のため、関係機関に限定した「**関係者会議**（仮称）」を開催し、機動的対応を図る。

なお、各種災害対策の実施は現地主導型とし、合同現地本部における検討・協議により決定する。このため、国、県、市町村、関係機関は、一定の意思決定権限を持つ要員を合同現地本部へ派遣する。

(3) 合同現地本部におけるマスコミ対応

時々刻々と変化し継続する火山活動では、地域住民等に対して、その状況を正しく伝えていくことが民心安定の面からも必要である。広い範囲に迅速に情報を伝えることができる機関としてマスコミ等報道機関があり、そのため合同現地本部によるマスコミ対応は特に重要な業務になる。

県、市町村は、合同現地本部における広報体制について地元報道機関（記者クラブ等）にあらかじめ周知を図り、災害時の協力体制構築を呼びかける。

合同現地本部では、プレスセンター（記者会見場）及びマスコミ関係者の待機スペースを確保し、報道機関との円滑な連携を図る。

記者発表などの統一的広報に関する調整は、合同現地本部の広報・広聴班が中心となり行い、現地における報道対応の一元化を図る。合同現地本部では、定期的に記者発表を行うとともに、開催する全体会議の内容を公開し、噴火や被害の状況及び各機関の防災対応について広く住民等へ周知する。

2-2-3 市町村本部の移設

過去の噴火災害でも、火山活動の影響により被災地自治体の災害対策本部が災害対応の最中に、近隣自治体の施設に移設せざるを得なかった事例があり、この教訓に鑑み、富士山噴火においても、溶岩流の流下や大量降灰による役場庁舎への被害や影響の可能性が考えられる市町村は、あらかじめ本部代替候補施設についての検討を行っておく必要がある。

検討にあたっては、移転時における職員の移動方法（段階的移動）、重要書類・データ、情報通信機能の確保のあり方についても配慮する。

2-3 火山噴火予知連絡会・火山専門家との連携

2-3-1 火山噴火予知連絡会と合同現地本部の連携

(1) 火山噴火予知連絡会の開催と富士山部会の設置

国（気象庁）は、臨時火山情報（注意喚起）の発表により、必要に応じて火山噴火予知連絡会を開催する。また、臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合には、火山噴火予知連絡会を開催するとともに、「富士山部会」を設置する。

(2) 富士山部会の対策本部における役割

富士山部会は、臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合には、関係地方公共団体の災害警戒本部に対し火山活動の状況説明等を行う。

緊急火山情報の発表後は、合同現地本部「火山監視観測班」の一員として活動し、国、県、市町村、関係機関に対し、全体会議等を通じて火山活動状況など専門的視点から情報を提供する。

2-3-2 平常時における火山専門家との連携

異常現象の分析や噴火の見通しに関する防災上の判断には、専門的知識を必要とするため、地域の状況等にも詳しい火山専門家が必要である。国、県、市町村は、平常時から専門家の確保に努めるとともに、それらとの連携を強化し、必要に応じて、アドバイス等を受けられる体制を構築する。

平常時における連携強化の一環として、県、市町村は、ホームドクターに対して、防災関係者や住民等に対する講演等を依頼し、火山活動に関する啓発活動を進める。なお、異常時に火山活動の判断を行う気象庁や火山噴火予

知連絡会と火山専門家（ホームドクター）との円滑な連携にも努めるものとする。

2-4 応急対策の検討

国は、富士山において火山噴火災害が発生した場合の広域対策を迅速かつ的確に講じるため、関係地方公共団体の協力を得つつ、災害発生時における主として国の支援等に係る広域的活動、役割分担等について検討する。

また、災害時の応援活動をより効果的に行うために、被災地外の近隣都市に、被災地に向かう活動要員の待機や資機材の集結地としての支援拠点の設置も検討する。

2-5 広域連携・協定

2-5-1 広域応援協定（全国レベル）における富士山噴火災害時対応の検討

県は、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定、災害応援に関する協定等の既往の広域応援協定を踏まえ、富士山噴火災害における具体的な広域応援内容、要請時期及び手順、支援の受け入れ体制等について検討を行う。

2-5-2 近隣県相互応援協定の確立

県は、富士山噴火災害において近隣県と調整を図り対応すべき対応項目、近隣県からの応援内容について、活動の実施時期、活動に必要な職員、資機材等の確保体制や活動方法について、応援協定により定めておく。特に、富士山噴火災害を前提とした交通規制、緊急輸送路の設定、避難者（災害時要援護者も含む）の受け入れ、ヘリの運用、観光客等の対応、医療体制等広域対応について、緊急時の応援要請及び実施が円滑に行えるように平常時から協議を行い連携強化に努める。

なお、国は、こうした近隣県相互の応援協定の締結を促進するための支援を行う。

2-5-3 近隣市町村間相互応援協定の確立

富士山周辺の市町村は、富士山噴火災害における市町村間の相互応援内容について、活動の実施時期、活動に必要な職員、資機材等の確保体制や活動方法について、応援協定により定める。

また、富士山噴火災害を前提とした広域避難訓練の実施、避難者の受け入れ体制や備蓄状況等についての情報交換等を定期的実施し、緊急時の応援要請及び実施が円滑に行えるように、平常時から連携強化に努める。

なお、関係都県は、こうした市町村間相互の応援協定の締結を促進するための支援を行う。

2-5-4 防災関係機関・事業者との協定確立

県、市町村は、平常時から、各種応急活動に関わる以下のような対応について各関係事業者と協議を行い、緊急時の応援要請及び実施が円滑に行えるように災害時応援協定締結を進める。

- ・ 集団避難におけるバス等輸送手段の確保
- ・ 災害時要援護者の受け入れ施設
- ・ 多数の避難者が発生した場合の食料等物資の確保
- ・ 医薬品、医療用資材等の確保
- ・ 降灰作業用資機材の確保 等

表 2-2 県・市町村における広域連携項目（案）

対策項目	広域連携項目	近隣市町村連携	近隣県連携	全国レベル
1. 避難対策				
	<input type="checkbox"/> 自主避難者の把握	○	○	
	<input type="checkbox"/> 市町村外の避難（広域避難）における避難先の確保	○	○	
	<input type="checkbox"/> 災害時要援護者の避難における避難先の確保	○	○	
	<input type="checkbox"/> バス等避難者搬送手段の確保・調整	○	○	
2. 本部体制				
	<input type="checkbox"/> 市町村本部の移設（他市町村に移設する場合）	○	○	
3. 火山防災情報の収集・伝達、共有化				
	<input type="checkbox"/> 火山情報等の共有化	○	○	○
4. 住民等への情報伝達・広報				
	<input type="checkbox"/> 報道機関による広報活動における連携	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 風評被害実態把握（広域）	○	○	○
5. 各種応急・復旧活動				
5-1 道路・交通網の確保	<input type="checkbox"/> 避難に伴う交通規制	○	○	
	<input type="checkbox"/> 緊急輸送路の確保（県相互／県レベル）		○	
	<input type="checkbox"/> 迂回路の確保		○	
5-2 降灰対策	<input type="checkbox"/> 降灰作業用資機材の確保・調整	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 降灰仮置き場の確保		○	
	<input type="checkbox"/> 降灰最終処分地の確保		○	
5-3 被害の拡大防止策	<input type="checkbox"/> 広域災害医療体制	○	○	○
	<input type="checkbox"/> ヘリコプターの運用		○	○
5-4 食料・飲料水及び生活必需品等の供給	<input type="checkbox"/> 食料等物資の確保	○	○	
	<input type="checkbox"/> 食料等広域的輸送	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 広域物資集積場所の設定	○	○	
5-5 広域応援要員の受入	<input type="checkbox"/> 他自治体による職員派遣体制	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 復旧要員・資機材の集結拠点	○	○	
5-6 ボランティアの受入	<input type="checkbox"/> ボランティアセンター間の連携	○	○	
5-7 住宅の確保	<input type="checkbox"/> 仮設住宅建設用地の確保	○	○	
6. 災害に強い地域社会の形成				
	<input type="checkbox"/> 風評被害実態把握（広域）	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 風評流布防止のための情報発信	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 災害遺構・観光資源のネットワーク化	○	○	
7. 火山に関する啓発・教育				
	<input type="checkbox"/> 歴史資源・観光資源を活用した観光コースの設定	○	○	
	<input type="checkbox"/> 火山情報等の共有化	○	○	○

【広域連携体制に関わる時系列整理】

主体	実施内容
■事前	
国	現地本部の通信網充実
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)への要員派遣計画(派遣要員、派遣方法等)策定
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)の機能班構成・配置要員を検討、組織体制計画を策定
国・県・市町村	既存施設より、合同現地警戒本部(仮称)の設置場所について候補地を選定
県・市町村	火山専門家(ホームドクター)との連携体制構築
県・市町村	地元報道機関(記者クラブ等)と災害時協力体制構築
県・市町村 ・関係事業者	防災関係機関・事業者との協定確立
県	近隣県相互応援協定の確立
県	広域応援協定(全国レベル)における富士山噴火災害時対応の検討
市町村	本部代替候補施設の検討
市町村	ホームドクターによる防災関係者や住民等に対する講演等・火山活動に関する啓発活動
市町村	近隣市町村間相互応援協定の確立
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報(注意喚起)発表時	
国・県・市町村	連絡情報体制を確立
国	(必要に応じ)火山噴火予知連開催
■臨時火山情報(噴火可能性)発表時	
国	関係省庁 対策室等設置、情報収集等開始
国	関係省庁連絡会議 開催
国	情報先遣隊の現地派遣
国	合同現地本部予定地との通信回線確保
国	現地連絡調整会議設置準備
国	火山噴火予知連開催
国	(必要に応じ)火山噴火予知連富士山部会設置
県	災害警戒本部・現地災害警戒本部(いずれも仮称)設置
市町村	災害警戒本部(仮称)設置
富士山部会	(設置された場合)県・市町村災害対策本部に対し、専門的視点から情報提供
■緊急火山情報発表時	
国	緊急参集チームの参集
国	関係省庁 災害対策本部等設置
国	関係省庁 担当官現地派遣
国	現地連絡調整会議設置
県	災害対策本部、現地災害対策本部設置
市町村	災害対策本部設置
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)設置
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)において、機能班別の対応を合同で実施
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)において、定期的に全体会議を開催、情報共有・連絡調整
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)において、必要に応じ関係者会議を開催、重要事項の調整
国	火山噴火予知連富士山部会設置
富士山部会	合同現地警戒本部(仮称)の一員として、専門的視点から情報提供
■噴火時	
国	非常(緊急)災害対策本部、非常(緊急)災害現地対策本部設置
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)を、合同現地対策本部へ移行
合同現地対策本部	機能班別の対応を合同で実施
合同現地対策本部	定期的に全体会議を開催、情報共有・連絡調整
合同現地対策本部	必要に応じ関係者会議を開催、重要事項の調整
合同現地対策本部	プレスセンター(記者会見場)およびマスコミ関係者の待機スペース確保(報道機関との円滑な連携、定期的記者発表等)
富士山部会	合同現地対策本部の一員として、専門的視点から情報提供

3. 火山防災情報の収集・伝達、共有化

的確な防災対応の判断・実施には、火山活動状況の把握が前提となる。そのため、平常時からの富士山火山の監視観測体制を充実させるとともに、火山に関する情報が観測機関のみならず、防災対応を実施する機関においても迅速に共有できる体制を確立する。

3-1 監視観測情報の収集（監視強化）

3-1-1 平常時の観測体制

国・県・市町村及び大学等研究機関は、平常時から協同して、山体全体をカバーできるよう観測体制を整備する。特に、火山活動の異常を捉えるためには、次のような観測体制の充実化を図る。

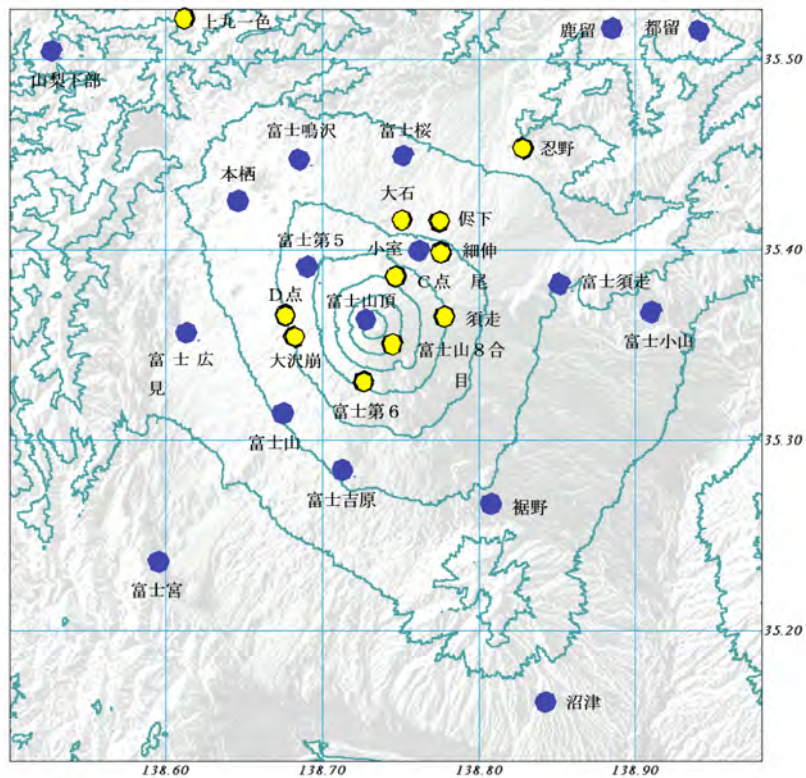
(1) 地震観測

火山活動を評価するために必要な以下のような条件を満たす観測点を整備する。

- ・ 富士山の地下で発生する地震について $M0\sim0.5$ の地震を検知
- ・ 山頂部を含む山体内で $M0.5$ 程度以上の地震の震源を精度よく決定

(2) GPS 観測

おおむね 5km 格子内に一点（伊豆半島東方沖の群発地震活動や三宅島の噴火の初期に三宅島直下に貫入したのと同程度のマグマの蓄積・貫入を捉えるために必要な観測点密度）の GPS 観測点を速やかに整備する。



- 従来の観測点 (平成13年5月現在)
 - 平成13年度以降の新設観測点
- 平成17年6月現在

図3-1 地震観測点 (平常時)

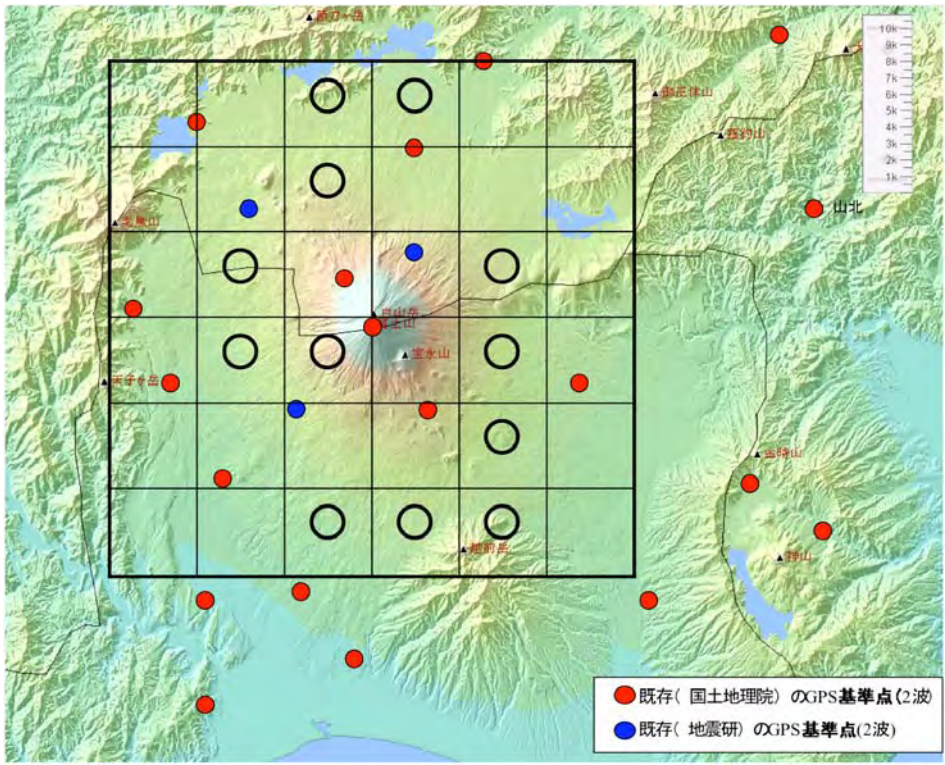


図3-2 GPS観測点 (平常時)

また、積雪期には、融雪型火山泥流の発生に備えるため、山体の積雪状況の把握に努める。

なお、各装置については、少数の装置に障害が発生した場合でも可能な限り観測精度を維持できるような観測点の配置とする。さらに、観測強化時にマグマ移動の詳細な推定が可能となるように観測強化計画を事前に策定し、観測機器の整備・確保を行う。

国（気象庁）は、これらの各観測機関の観測情報を集約し、火山噴火予知連絡会等の専門家、県・市町村のホームドクターとの情報共有に努める。

3-1-2 監視体制の強化

国（気象庁）、国・県の関係研究機関及び大学等研究者は、臨時火山情報（注意喚起）の発表された段階や地震計、GPSによる観測でマグマが上昇してきた可能性が捉えられた場合には、観測班を組織化し、合同で速やかに次のような観測強化を図る。

- ・ 詳細な状況を把握するための地震計、GPS観測点の増設
- ・ マグマ上昇付近での、傾斜計による観測、電磁氣的観測
- ・ 遠望カメラ、空振計による表面現象の監視
- ・ 投下型の地震計等観測装置の整備 等

ヘリコプター等による常時監視については、国、県等は、臨時火山情報（噴火の可能性）の発表された段階で開始し、映像等を官邸等へ配信する。この場合、可能な限り火山専門家、気象庁職員等が同乗する。

噴火時においては、上記の監視・観測に加え、以下のような現象や状況に関する監視強化に努める。

- ・ 火砕流発生の原因となる火砕丘の発達状況
- ・ 土石流の原因となる山体への火山灰堆積状況
- ・ 河川氾濫の原因となる河道の埋塞状況 等

また、広範囲の地殻変動を面的に把握することができる干渉合成開口レーダーや航空レーザー測量の活用等、よりの確に火山活動を把握するための研究を推進する。

3-2 住民等からの通報受理

3-2-1 通報の受理体制

県、市町村は、火山周辺において井戸水の変化、噴気の発生などの異常が発見された場合、市町村、消防本部・消防署、警察署・交番等へ通報するよう、平常時から住民及び登山者・入山者等に周知を図る。

住民及び登山者・入山者等からの通報があった場合には、市町村、消防本部・消防署、警察署・交番は、これを受理し、集約して県へ伝達する。

緊急火山情報の発表後は、合同現地本部の「広報・広聴班」が、住民等からの通報を受理し集約する。

3-2-2 通報情報の共有

県は、平常時から臨時火山情報発表時までには、市町村等を経由して把握した通報を、国（気象庁）及びホームドクターへ伝達し、その共有を図る。

緊急火山情報の発表後は、合同現地本部の「広報・広聴班」が、市町村災害対策本部、県現地対策本部と協力して住民等からの通報を集約し、「火山監視観測班」へ伝達する。

3-3 監視観測情報・通報等の伝達・集約

3-3-1 伝達・集約体制

国（気象庁）は、監視観測情報・通報等を集約し、各関係機関等との情報共有を図る。

緊急火山情報の発表後は、合同現地本部の「火山監視観測班」が監視観測情報・通報等を集約し、合同現地本部各班、県、市町村、その他関係機関との情報共有を図る。

3-3-2 監視観測情報・通報等の解説情報

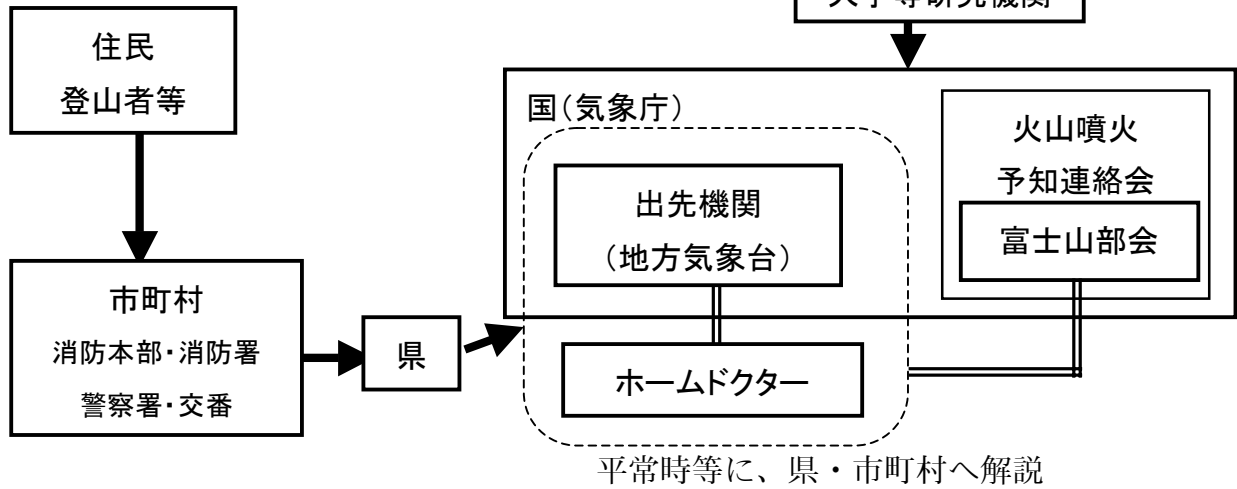
平常時から臨時火山情報発表時までには、ホームドクターが、県を通じて得られた観測情報・通報等をもとに、地方気象台と連携しながら、火山活動の状況をわかりやすい情報として、県・市町村などへ解説する。

火山噴火予知連絡会富士山部会が設置された際には、これと一体となり、監視観測情報・通報等による火山活動の状況をわかりやすい情報として、県、市町村などへ解説する。

緊急火山情報の発表後は、合同現地本部の「火山監視観測班」は、監視観測情報・通報等による火山活動の状況をわかりやすい情報として、合同現地本部内の他班、東京（官邸等）、県、市町村などへ解説する。

以上の各段階における監視情報・異常現象通報の伝達系統は、図 3-3 のとおりである。

【平常時～臨時火山情報発表時】



※ホームドクター { 気象庁・火山噴火予知連絡会と情報共有
富士山部会とは設置時に一体となる

【緊急火山情報発表後】

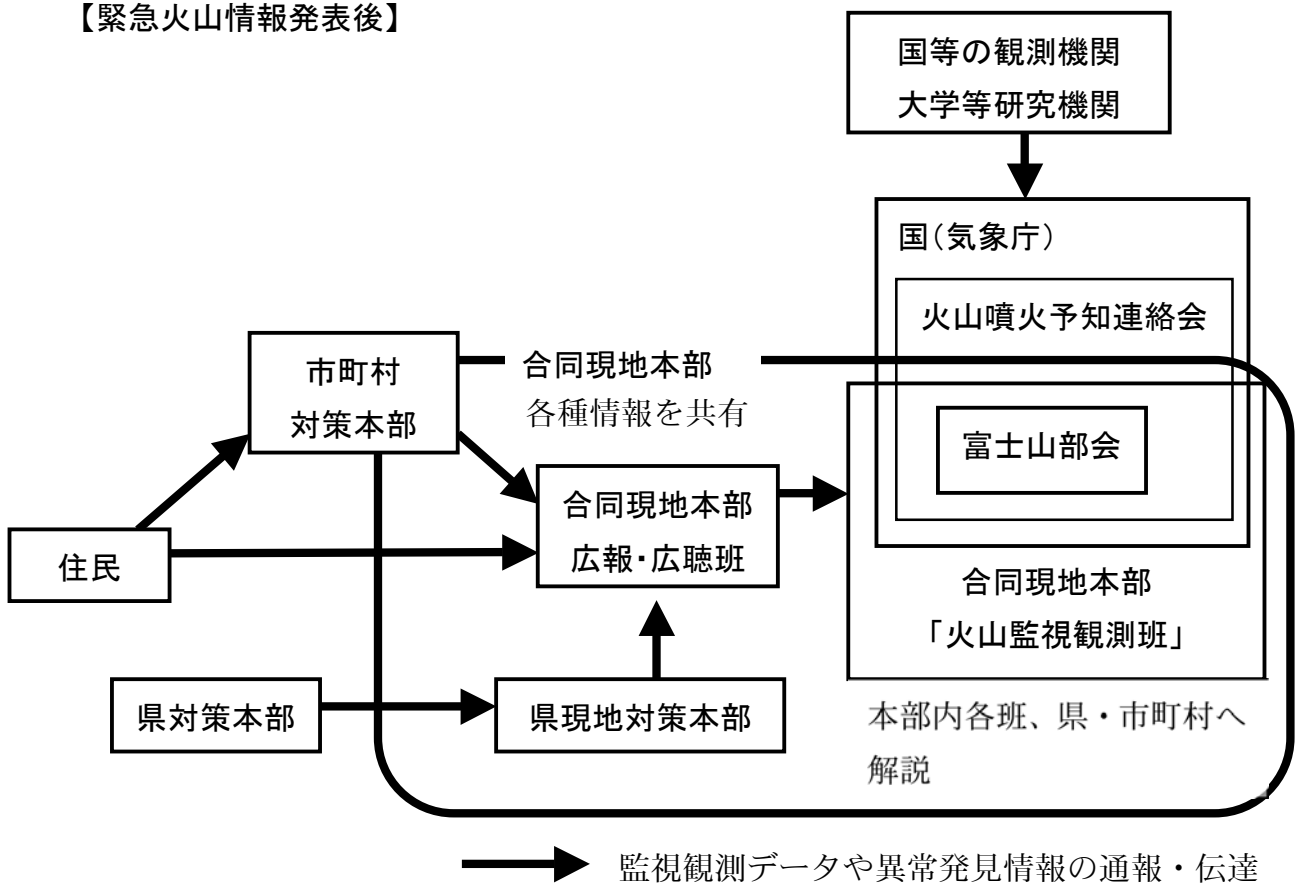


図 3-3 監視観測情報・異常現象通報の伝達

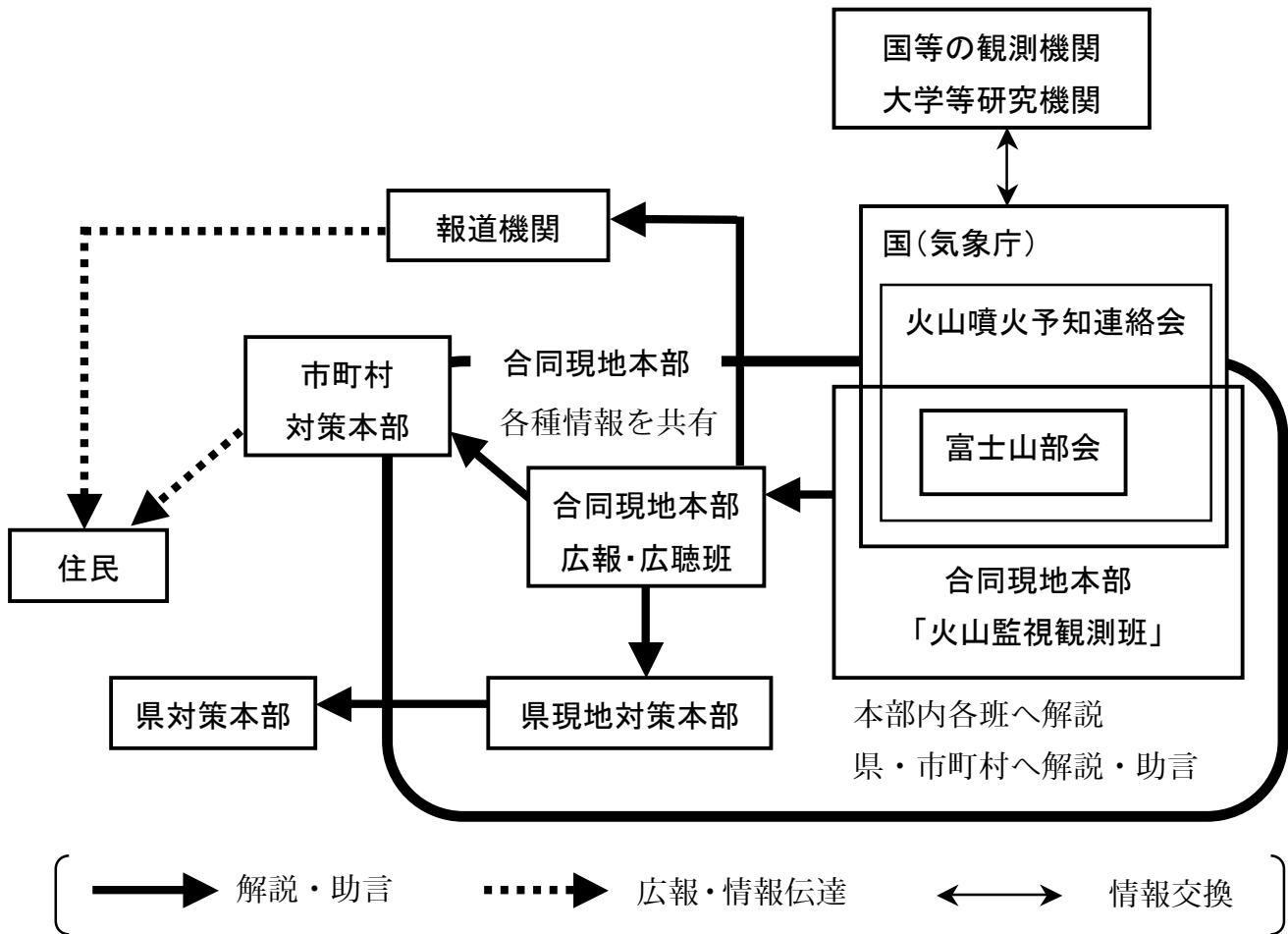


図 3-4 火山活動に関する解説・助言の伝達

3-4 被害状況の把握

3-4-1 被害状況の収集体制

合同現地対策本部は、地上調査及びヘリコプター等による上空からの調査など多様な手段を用いて被害状況の把握に努める。合同現地対策本部の情報班は、関係機関が独自に実施した被害調査結果についても、関係機関の協力のもと収集し、集約して同本部各班、国非常（緊急）災害対策本部（東京）、県、市町村、その他関係機関へ伝達する。

3-4-2 被害調査の安全確保体制

合同現地対策本部は、被害状況調査にあたる要員等の安全確保のため、火山監視観測班を中心とした監視体制をとり、緊急判断の体制を確立する。

また、被害状況調査にあたる要員等が緊急時に速やかに退避できるように、緊急連絡のための通信手段を確保する。

3-5 関係機関相互の情報共有化と発信体制

国は、火山情報、被害情報だけでなく、応急活動の進捗状況、各種機能・施設の復旧状況、住民の生活に関わる支援情報、さらには物流や産業活動等日本全体に関わる情報について、各行政機関・関係防災機関が迅速・確実に共有できる防災情報の共通プラットフォームを事前に構築する。防災情報の共通プラットフォーム化及び富士山噴火災害において共有すべき主な情報のイメージは、図3-5のとおりである。

噴火時には、合同現地対策本部の情報班は、住民の避難状況、各機関による応急・復旧活動状況を集約し、同本部各班、国非常（緊急）災害対策本部（東京）、県、市町村、その他関係機関へ伝達する。また、同本部の広報・広聴班は、住民の避難状況、各施設の復旧状況等広域的な情報に関して、必要に応じて報道機関等との連携により広報を行う。

国非常（緊急）災害対策本部（東京）は、物流、産業活動、経済動向等日本全体に関わる情報について、必要に応じて報道機関等との連携により全国に情報発信する。

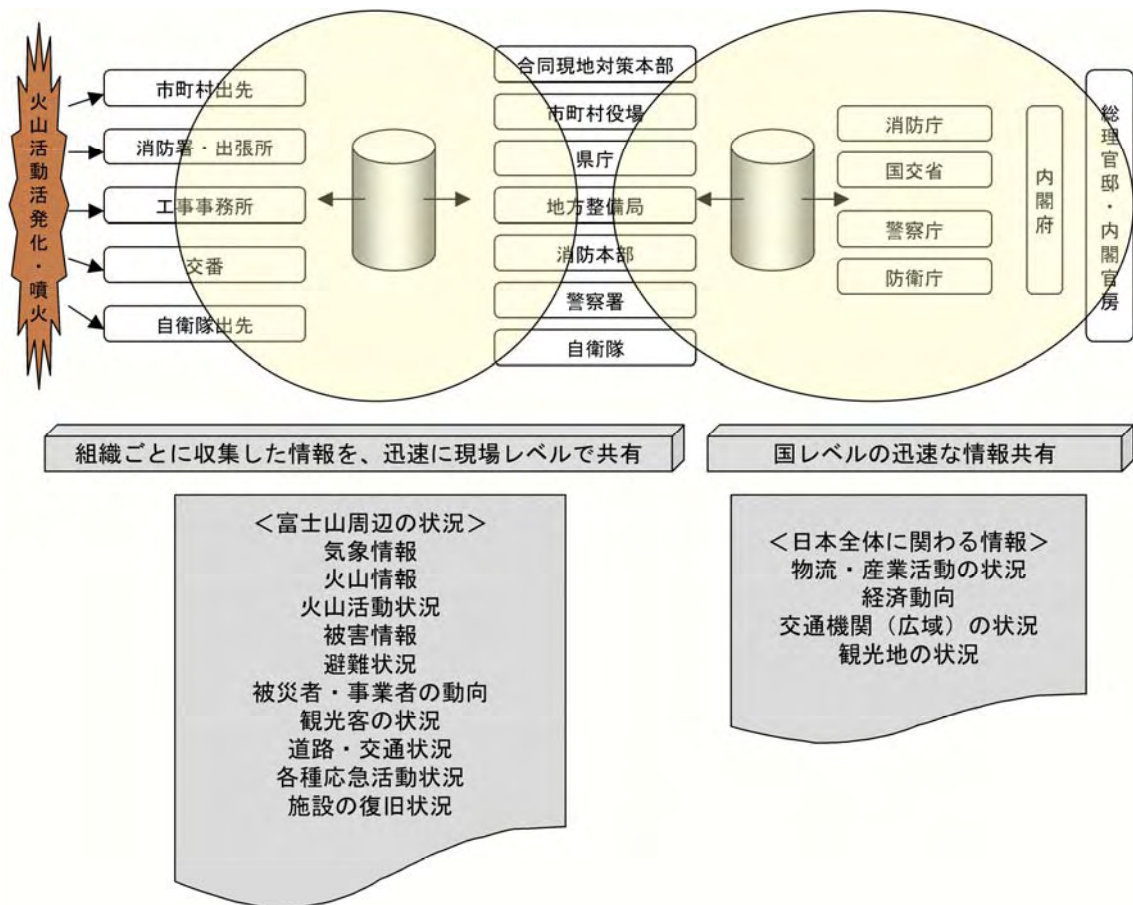


図3-5 防災情報の共通プラットフォーム化と共有情報のイメージ

3-6 噴火時の影響範囲の予測

合同現地対策本部の「火山監視観測班」及び「土石流・溶岩流対策班」は、収集された各種情報に基づき、

- ・火山活動が活発化した場合は、ハザードマップ等を活用して噴火による影響範囲の予測を行い、ゾーン区分を検討する。
- ・火口位置が予測され又は確定された場合は、リアルタイムハザードマップ等を活用して噴火による影響範囲の予測を行い、ゾーン区分を検討する。

なお、国は、噴火履歴のデータ蓄積ならびに噴火影響範囲の予測技術の高精度化など、現行のハザードマップならびにリアルタイムハザードマップの高度化のための調査・研究・技術開発を推進する。

【火山防災情報の収集・伝達、共有化に関わる時系列整理】

主体	実施内容
■事前	
国・県・市町村	各行政機関・関係防災機関が迅速・確実に共有できる防災情報の共通プラットフォームの構築
県・市町村	火山周辺における井戸水の変化、噴気の発生などの異常が発見された場合、市町村、消防署・消防本部、警察署・派出所等へ通報するよう、住民および登山者・入山者等に周知
■平常時	
国・県・市町村及び大学等研究機関	山体全体をカバーする観測体制を整備し、観測データを気象庁へ伝達
国（気象庁）	関係研究機関・大学等の観測データを集約し、火山噴火予知連絡会、県・市町村のホームドクターへ伝達
県	市町村等を経由して把握した通報を、国（気象庁）およびホームドクターへ伝達
市町村、消防本部・消防署、警察署・交番	住民および登山者・入山者等からの通報の受理・集約と県へ伝達
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
国（気象庁）	関係研究機関・大学等の観測データを集約し、火山噴火予知連絡会、県・市町村のホームドクターへ伝達
市町村、消防本部・消防署、警察署・交番	住民および登山者・入山者等からの通報の受理・集約と県へ伝達
県	市町村等を経由して把握した通報を、国（気象庁）およびホームドクターへ伝達
ホームドクター	地方气象台と連携し、火山活動の状況をわかりやすい情報として、県・市町村などへ解説
■臨時火山情報（注意喚起）発表時	
国（気象庁）	関係研究機関・大学等の観測データを集約し、火山噴火予知連絡会、県・市町村のホームドクターへ伝達
県	市町村等を経由して把握した通報を、国（気象庁）およびホームドクターへ伝達
国・県の関係研究機関及び大学等研究者	観測班の組織化と観測強化
市町村、消防本部・消防署、警察署・交番	住民および登山者・入山者等からの通報の受理・集約と県へ伝達
ホームドクター	地方气象台と連携し、火山活動の状況をわかりやすい情報として、県・市町村などへ解説
■臨時火山情報（噴火の可能性）発表時	
国（気象庁）	関係研究機関・大学等の観測データを集約し、火山噴火予知連絡会、県・市町村のホームドクターへ伝達
国	映像等による現地監視開始。官邸等への情報配信
県	市町村等を経由して把握した通報を、国（気象庁）およびホームドクターへ伝達
市町村、消防本部・消防署、警察署・交番	住民および登山者・入山者等からの通報の受理・集約と県へ伝達
ホームドクター	火山噴火予知連絡会富士山部会と連携
■緊急火山情報発表時	
合同現地本部	住民等からの通報受理・集約、火山監視観測班への伝達
合同現地本部	「火山監視観測班」が監視観測情報・通報等を集約し、合同現地本部各班、県、市町村、その他関係機関と情報共有
合同現地本部	火山監視観測班は、監視観測情報・通報等による火山活動の状況をわかりやすい情報として、合同現地本部内の他班、東京（官邸等）、県、市町村などへ解説
■噴火時	
国非常災害対策本部（東京）	物流、産業活動、経済動向等日本全体に関わる情報について、必要に応じて報道機関等との連携により情報発信
合同現地対策本部	被害状況調査にあたる要員等の安全確保のため、火山監視・観測班を中心とした監視体制をとり、緊急判断の体制を確立
合同現地対策本部	被害状況調査にあたる要員等との間の緊急連絡のための通信手段の確保
合同現地対策本部	地上調査およびヘリコプター等による上空からの被害状況の把握
合同現地対策本部	情報班似より避難状況、応急・復旧活動状況を集約し、同本部各班、国非常災害対策本部（東京）、県、市町村、その他関係機関へ伝達
合同現地対策本部	広報・広聴班は、住民の避難状況、各施設の復旧状況等に関して、必要に応じて報道機関等との連携により広報実施
合同現地対策本部	火山監視観測班および土石流・溶岩流対策班は、噴火後に収集された各種情報をもとに、影響範囲の予測を行いゾーン区分を決定

4. 住民等への情報伝達・広報

避難をはじめとする各種防災対応の実施のために、火山活動状況に応じた住民等への情報伝達・広報活動は的確な避難活動等を行う上で極めて重要である。また、火山活動に伴う住民等の不安や風評被害は、富士山の場合、広範囲に拡大することが懸念されるため、より一層正確な情報伝達が必要になる。

地域住民や災害時要援護者、観光客等に的確な情報伝達・広報を行うために、その対象者の属性に適した手段や方法で情報伝達・広報を行う。さらに、国内外への情報発信についても積極的に実施することに努める。

なお、住民等への情報伝達・広報においては、防災行政無線等の通信手段の整備を図るとともに、富士山に関する情報を、一元的に管理し発信する拠点となる「情報センター（仮称）」を整備し、住民や観光客等に、災害時だけでなく、平常時から継続的に情報発信・広報を実施することが望まれる。

4-1 住民等への情報伝達・広報

4-1-1 対応方針

緊急性の高い避難等に関する情報や火山活動状況、施設の復旧状況等に応じた生活に関わる支援情報など住民が必要とする情報は多岐に及ぶ。また、火山活動そのものが時間経過とともに変化し、噴火に伴う現象も多岐に及ぶことから、各段階に応じた情報を確実に伝達・広報し、今後の見通しなどのできる限り、伝達広報することが必要である。

4-1-2 情報伝達・広報の実施

火山活動が長期化する中では、避難関連の情報だけでなく、各種応急活動の実施状況や道路・交通機関等施設の復旧状況、さらに住民や事業者等の再建支援事業に関する情報など住民等が必要とする情報やニーズは多岐に及ぶ。また、特に火山災害は、地震等の他災害に比べ先の見通しが立ちにくく、このことが避難者や地域住民の不安を増大させる大きな要因となる。

国、県、市町村は、火山活動状況の予測や被災地の復旧状況、各種支援活動の実施状況及び今後の見通しについて、合同現地対策本部や各機関相互で情報内容の整合を図り広報し、地域の混乱や住民の不安解消に努める。

また、県、市町村は、避難者・地域住民に対し、地域の実状・ニーズに合わせた、きめの細かい生活関連情報の提供も実施する。

表 4-1 は、伝達・広報すべき情報の内容（例）を整理したものである。

表 4-1 住民等へ伝達・広報すべき情報一覧（内容例）

分類	詳細項目
火山活動の現状及び今後の見通し	地震発生状況 / 低周波地震発生状況 / 地殻変動状況 / 各種観測データから総合的に判断される火山活動状況 / 噴火予測 / 火口の位置 / 噴火形態・規模 / 噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大[縮小]見通し / 火山活動の推移予測 等
噴火への備え	避難先・避難方法・避難実施タイミングの再確認 / 避難時持ち出し品の準備・再チェック / 落ち着いた行動をとること / 風評・うわさ話にまどわされないこと / 正しい情報の入手を心がけること
入山規制（入山自粛要請）	危険が高まったため入山規制を実施する（自粛を要請すること） / 入山規制（入山自粛要請）の実施範囲 / 入山規制（入山自粛要請）解除の見通し
避難勧告、指示	危険が高まったため避難を実施すること / 対象範囲、対象者 / 避難先 / 避難方法 / 避難勧告、指示の解除の見通し
被害状況	噴火に伴う現象による被害の発生状況 / 道路不通箇所
防災対応状況	対策本部設置状況 / 避難実施・完了状況 / 被災地における各種応急活動 / 各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し / 公共輸送機関の運行状況と運転再開の見通し / 住民や事業者に対する支援事業
安否情報	避難者収容状況 / 災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法

情報伝達・広報の手段としては、以下のものが考えられる。国、県、市町村は、伝達・広報する情報の内容、情報を伝達する対象の属性、伝達する情報の緊急度等を勘案し、適切な伝達・広報手段を選択し行う。なお、必要な情報が確実に伝達されるよう、国、県、市町村は、複数の伝達ルート・手段によって情報伝達・広報を実施する。

- 広報車
- 防災行政無線（屋外拡声子局、個別受信機）
- ホームページ（市町村、都県、国）
- 自主防災組織の連絡網
- 町会自治会の回覧板
- 広報誌
- 新聞への折り込みチラシ
- マスメディア（TV, ラジオ, 新聞等）

4-2 災害時要援護者への情報伝達

4-2-1 対応方針

災害時要援護者は、避難等の行動において、即座に対応することが困難であるため、一般住民より早めに情報伝達することが必要なことから、特に一人暮らしの高齢者や聴覚・視覚障害者等には、確実に一人一人に情報を伝える必要がある。

富士山周辺に存在する社会福祉施設等の災害時要援護者施設に関しては、市町村等から各施設に対して、確実に情報伝達を実施する。

また、在宅の災害時要援護者に対しては、広報車や防災行政無線（同報無線）による情報伝達だけでは十分に伝わらないことが考えられ、連絡要員等による戸別の情報伝達や障害の内容に応じたメディアを活用するなど情報伝達の支援体制を構築する。

4-2-2 災害時要援護者施設への情報伝達

市町村は、電話、一斉 FAX、防災行政無線等災害時要援護者施設に配備されている通信手段を活用し、迅速かつ確実に避難準備情報等の情報伝達を行う。

また、市町村は、あらかじめ災害時要援護者施設について、通信設備の配備状況や連絡担当者（窓口）等を確認しておき、あわせて火山活動状況に伴う火山情報の発表時期や避難等の防災対応について、施設管理者に周知を図る。

4-2-3 在宅災害時要援護者への情報伝達

市町村は、以下のような組織・団体と連携し、在宅災害時要援護者への情報伝達（避難準備情報等）を実施する。

- ・ 市民防災組織（自主防災組織）
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者、民生委員等

特に、迅速な情報伝達や避難支援等においては、近隣住民の手助けが重要となる。市町村は、市民防災組織とともに、地域住民同士による助け合いの仕組みを事前に検討しておく。また、災害時要援護者の特性を踏まえ、次のような日常生活上使用されている機器等の防災情報伝達への活用を進める。

- ・ 聴覚障害者：携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）
- ・ 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・ 手が不自由な障害者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

4-3 登山者・観光客への情報伝達

4-3-1 対応方針

登山者や観光客は、特定の観光施設に限らず広範囲に存在し、情報が確実に伝わりにくい対象である。各種のメディアを活用するとともに、行政機関や観光事業者等の各機関・団体が連携し、必要な情報の伝達・広報を実施する。

4-3-2 情報伝達・広報の実施

登山者に対しては、市町村は、有線電話で山小屋へ連絡し、また防災行政無線や広報車により、入山自粛を呼びかける。国や県は、ヘリコプターによる広報活動も検討する。

国、県、市町村は、報道機関への放送依頼やインターネットの活用のほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光協会、旅行代理店や輸送業者（輸送機関、輸送施設）等の協力を得て、観光地や観光施設、主要な駅等における広報により、観光客も含めて広く情報の周知を図る。

4-4 国内外への情報発信

富士山が噴火した場合には、直接的な被害の発生にとどまらず、観光、物流、旅客輸送等をはじめとし、日本国内の産業・経済活動全体にその影響が及ぶことが想定される。さらに、外国からも多くの観光客が訪れていることや世界経済活動のグローバル化、ボーダーレス化の現状を踏まえると、富士山噴火の影響は国内だけにとどまらず海外にまで及ぶ可能性もある。

そのため、富士山噴火に関する情報や防災対応状況については、国内外にも情報発信し、混乱や影響が過大に広がることを防止する。

合同現地対策本部または国（関係省庁）は、火山活動状況、被害状況、各種施設の復旧状況、産業・経済活動への影響や見通し等について、各機関からの情報を集約もしくは共有し、日本国内全体及び海外向けの情報発信を実施する。（→「3. 火山防災情報の収集・伝達、共有化」参照）

主な情報の内容（例）としては、以下のものが考えられる。

- ・ 火山活動の現状及び今後の見通し
- ・ 政府の対応体制
- ・ 被害及び復旧活動の概況
- ・ 日本全体の経済活動への影響の実態及びその対応
- ・ 道路通行規制状況、代替ルート情報
- ・ 鉄道運行状況
- ・ 航空機運航状況
- ・ 観光客受入状況
- ・ その他

4-5 風評被害防止のための情報伝達・広報

風評被害の原因となる誤情報の拡大の兆しが確認された場合、国、県、市町村は、記者発表、チラシ配布、ホームページ等の手段を用い、公的機関や火山専門家の公式見解として、誤情報の打ち消しや正しい情報についての発表を行う。特に、噴火前における「入山自粛」や「観光客帰宅促進・観光自粛」に際しては、その理由や対象範囲を明示し、対象範囲外については通常と変わらないことを広報し、必要以上に観光自粛の範囲が拡大しないよう留意する。

また、風評被害防止のためには、国、都県、市町村だけでなく、観光事業者が果たす役割も大きく、観光事業者も富士山に関する情報の把握及び正しい情報の発信に努める。

4-6 問い合わせへの対応

国、県、市町村は、問い合わせ窓口となる部署や担当者のところに火山活動状況や災害対応状況に関する最新の情報が迅速に伝達されるよう体制をあらかじめ整備する。また、国、県、市町村及び観光事業者は、普段から、担当する職員や従業員の富士山火山に対する関心・知識の向上を図る。

問い合わせ対応業務の軽減化を図るため、国、県、市町村は、火山活動活発化の初期の段階から、ホームページやマスメディア等を活用し積極的かつ迅速に関連情報の提供を開始する。また、問い合わせ内容やそれに対する回答を、データベースとして蓄積し、頻繁に寄せられる質問については「Q&A」としても広報するものとする。

特に、火山活動状況や今後の見通しに関する問い合わせに対しては、火山専門家が専門的立場から解説したり回答するための窓口（ホームページ等）を設ける。

なお、過去の災害でも全国から安否確認等の問い合わせが被災地に殺到するケースがあった。電話が輻輳し、また問い合わせ業務で地元自治体の災害対応が支障を来すなどの影響もあった。このような事態を防ぐためにも、事前に電話会社により提供される災害時伝言ダイヤル等の利用促進を図る。

【住民等への情報伝達・広報に関わる時系列整理】

主体	実施内容
■事前	
国	火山防災情報の共有化システム構築と（国内外）情報発信体制の確立
県・市町村	防災マップ等により避難範囲について住民に周知
県・市町村	在宅要援護者のための避難所（福祉避難所）に関する情報を防災パンフレット等で広報
県・市町村	地域住民同士による情報の伝達や安否の確認体制の構築・推進（自主防災組織による地域巡回、独居高齢者への情報連絡員もしくは介護要員の選定等）
県・市町村	災害時要援護者施設（所管分）の事前把握と情報伝達体制の整備
市町村	主要観光施設、山小屋等との連絡体制整備
市町村	宿泊施設、観光施設・別荘等管理事務所等に同報系戸別受信機の配備促進
市町村	山小屋との情報連絡網の整備
市町村	防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備
市町村	市町村と避難所（他市町村も含む）との情報連絡系統・体制の整備
市町村	自主防災組織等住民組織との連絡体制協議
市町村	TV放送画面への緊急テロップや手話通訳の挿入等の検討
市町村	情報伝達手段の整備（聴覚障害、視覚障害者向けメディア）
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報（注意喚起）発表時	
国・県・市町村	旅行会社、鉄道・バス等の旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、入山自粛に関する情報発信の依頼
県・市町村	インターネットによる広報
県・市町村	問い合わせ窓口設置と対応
県	一般道等の要所に入山自粛等の立て看板等設置
県	地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し報道依頼
市町村	山小屋への情報伝達
市町村	入山自粛等立て看板の設置、巡回活動
市町村	対象地域内の居住者・事業者に対し、防災行政無線、広報車等により注意喚起等の呼びかけ
市町村	観光施設等に対し、入山自粛呼びかけの広報活動依頼
市町村	市町村全域において入山自粛呼びかけ・広報
観光施設等	施設内の一時滞在者に対し、入山自粛呼びかけ広報
観光施設等	従業員の配置、広報車等の出動準備、情報伝達機器の起動準備
■臨時火山情報（噴火の可能性）発表時	
国・県・市町村	旅行会社、鉄道・バス等の旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、富士山周辺地域の観光自粛に関する情報発信依頼
国	全国および海外に向け富士山周辺地域の観光自粛の広報
県・市町村	インターネットによる広報
県・市町村	問い合わせ窓口設置と対応
県・市町村・観光協会	観光施設、宿泊施設等が講ずる観光客対応支援（情報提供・輸送手段確保等）
県	地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し、一般住民等の噴火前避難に関する報道依頼
県	地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し、観光客帰宅促進・観光自粛に関する報道依頼
県	地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し、災害時要援護者事前避難に関する報道依頼
市町村	広報車、防災行政無線、ホームページ、広報誌、新聞への折り込みチラシ、地域の回覧板等の手段による広報
市町村	避難勧告（または指示）や避難準備（要援護者避難）情報などを地元観光協会、関連の観光事業者（宿泊施設、観光施設、ゴルフ場等）に伝達
市町村	要援護者施設に対し避難準備情報（要援護者避難）の伝達（電話、一斉FAX、担当職員による施設個別訪問等）
市町村	在宅の災害時要援護者に対し避難準備（要援護者避難）情報の伝達（地域の民生委員や自主防災組織等の協力、戸別訪問等）により行う
観光事業者	宿泊客や施設利用者に対する情報提供

主体	実施内容
■緊急火山情報発表時	
	(避難対象範囲に対して上記対応の継続)
■噴火時～	
国非常災害対策本部(東京)	火山活動の見通し、物流、産業活動、経済動向等日本全体に関わる情報について、必要に応じて報道機関等との連携により情報発信
合同現地対策本部	記者会見の実施
合同現地対策本部	広報・広聴班は、住民の避難状況、各施設の復旧状況等に関して、必要に応じて報道機関等との連携により広報実施
国・県・市町村	降灰状況調査・把握、住民への広報
県・市町村	火山活動の見通し、被害状況、応急・復旧活動状況等広報(インターネット、広報誌、報道機関への協力依頼)
県	生活関連情報について報道機関に広報依頼、インターネットによる広報
市町村	生活関連情報について防災行政無線による広報、自主防災組織への連絡(回覧板、広報誌の配布等)、インターネットによる広報

5. 各種応急・復旧活動

富士山噴火災害は、被害が広範囲に発生し、影響が長期化する可能性がある。このような状況で、避難生活を維持するための活動、被害の拡大防止、被害を受けた者に対する支援等、各種の応急・復旧活動が数多くの機関によって実施されることになる。

各対策について、火山活動状況と各段階で実施すべき対応を明確にするとともに、対策に関わる各機関の役割や連携・応援体制を確立する。

5-1 交通規制

5-1-1 富士山周辺一般道路の交通規制

富士山周辺地域では火山活動の活発化に伴い、「危険地域への進入防止」及び「迅速な避難実施の為に避難ルート確保」の観点から、一般道路の交通規制を実施する。

(1) 実施基準と対象範囲

噴火前及び噴火時における交通規制の実施基準と対象範囲は、以下のとおりとする。

<噴火前>

実施基準	対象地域	対応
臨時火山情報 (噴火の可能性) 発表時	臨時火山情報時避難範囲	全面通行止め (避難車両・緊急車両を除く)
	緊急火山情報時避難範囲	避難ルート確保のための 交通規制
	災害時要援護者避難範囲	
緊急火山情報 発表時	臨時火山情報時避難範囲	全面通行止め (避難車両・緊急車両を除く)
	緊急火山情報時避難範囲	
	災害時要援護者避難範囲	避難ルート確保のための 交通規制

※「避難ルート確保のための交通規制」とは、避難ルートとなる幹線道路に対し、交差する幹線道路からの流入を規制することであり、避難ルートと交差する細道路からの流入は規制しないレベルの規制。

<噴火時>

実施基準	対象地域	対応
噴火時（噴火の状況に関わらず、すべての場合）	一般住民等噴火時避難範囲	全面通行止め （避難車両・緊急車両を除く）
	災害時要援護者噴火時避難範囲	避難ルート確保のための交通規制
大量降灰により堅牢建物屋内退避の呼びかけ	降下物危険範囲	全面通行止め （避難車両・緊急車両を除く）
大雨警報発表時	土石流警戒範囲	全面通行止め （避難車両・緊急車両を除く）

※「避難ルート確保のための交通規制」とは、避難ルートとなる幹線道路に対し、交差する幹線道路からの流入を規制することであり、避難ルートと交差する細道路からの流入は規制しないレベルの規制。

※降灰による視界の悪化や路面状況の悪化（スリップ誘発）等が発生した場合は、必要に応じて速度制限もしくは全面通行止めとする。

※火山性地震等により路面や構造物に被害が生じた場合は、必要に応じた交通規制を実施する。

(2) 実施体制

市町村は、避難対象地域の設定に伴い想定される避難者数（地区、集落の実態）、周辺の道路状況（道路幅員、平常時の道路混雑等）、避難所の分布状況等を考慮のうえ、噴火前避難計画を策定する。

国、県、市町村の道路管理者は、市町村の噴火前避難計画を踏まえ、交通規制の対象路線を検討し、道路交通規制図（噴火前）を策定する。また、この計画を「緊急火山情報発表にともなう富士山周辺の道路交通規制計画」として、あらかじめ住民等に周知する。

緊急火山情報が発表された場合は、国、県、市町村の道路管理者は、警察や消防（団）と連携を図りながら、道路通行規制図（事前作成）に基づき交通規制を実施する。

噴火時は、合同現地対策本部において新たに設定した避難範囲を基に、道路通行規制計画をたて交通規制を実施する。

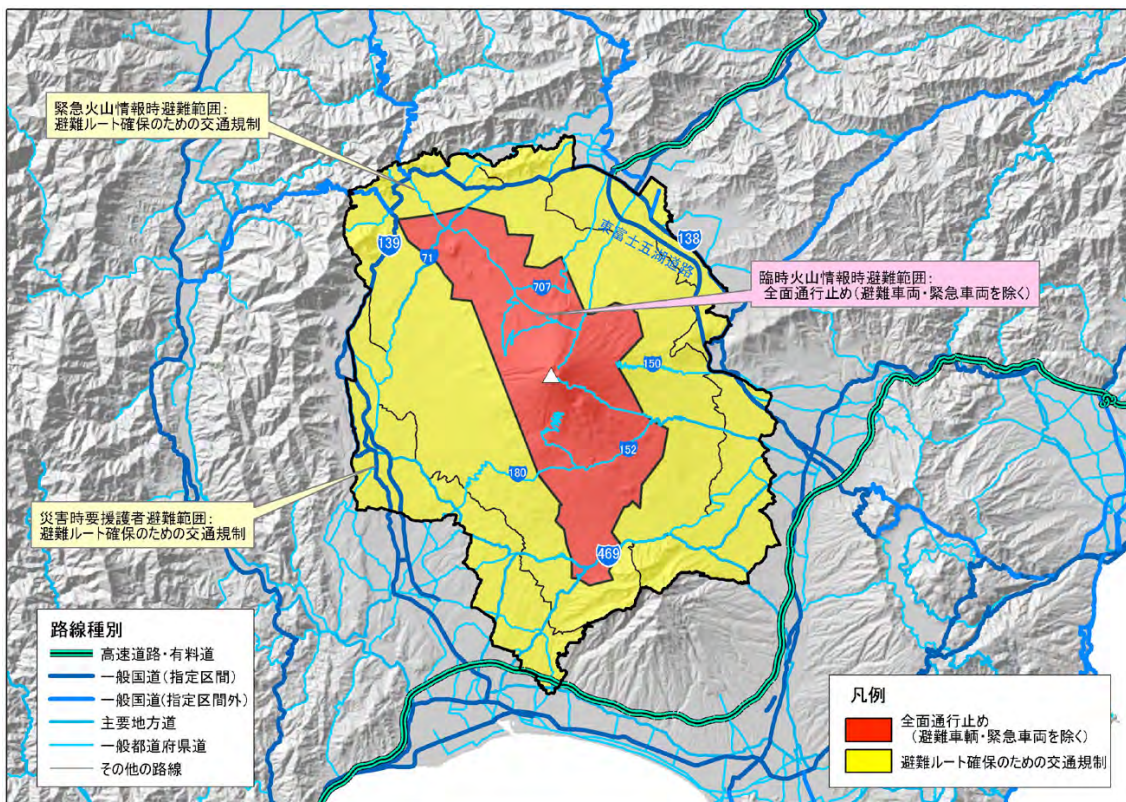


図5-1 臨時火山情報（噴火の可能性）発表時の一般道路交通規制計画（例）

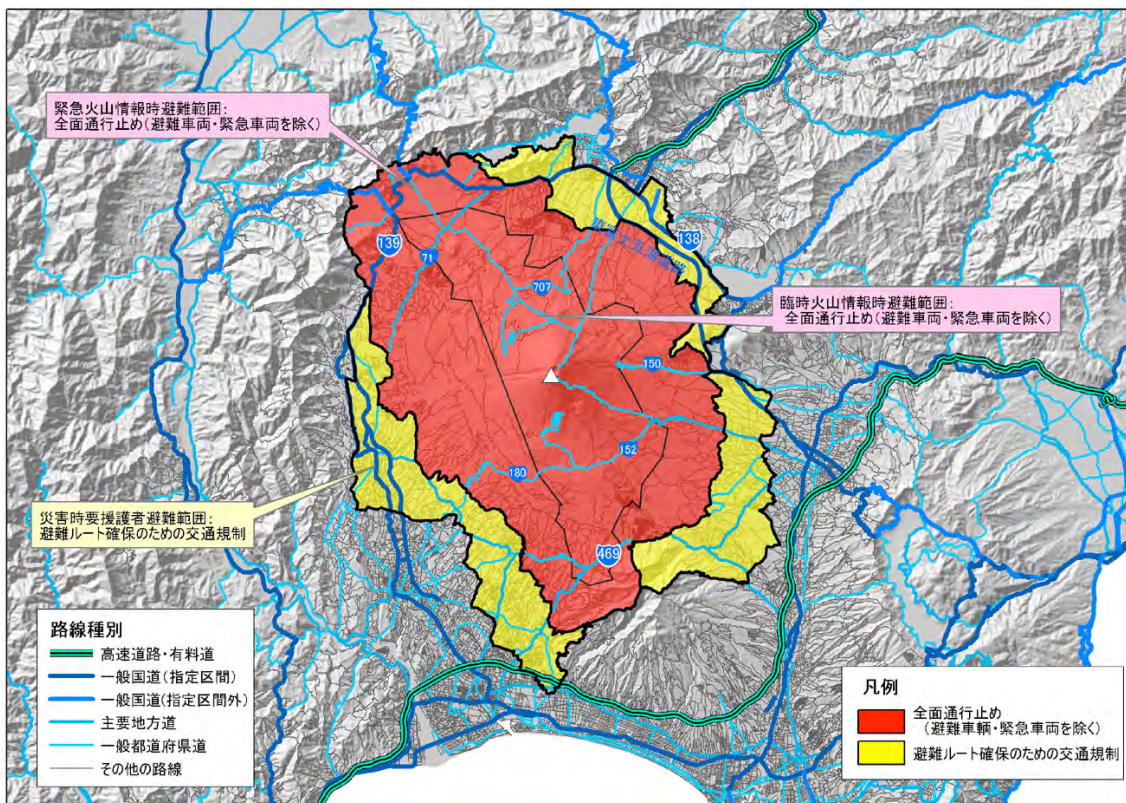


図5-2 緊急火山情報発表時の一般道路交通規制計画（例）

5-1-2 高速道路の交通規制

(1) 実施基準と対象範囲

富士山噴火の影響が及ぶ可能性のある高速道路について、噴火時における交通規制の実施基準と対象範囲は、以下のように定める。なお、噴火前の交通規制は行わない。

実施基準	対象地域	対応
噴火時（噴火の状況に関わらずすべての場合）	一般住民等噴火時避難範囲	全面通行止め （避難車両・緊急車両を除く）
大雨警報発表時	土石流警戒範囲	必要に応じ全面通行止め （避難車両・緊急車両を除く）

※降灰による視界の悪化や路面状況の悪化（スリップ誘発）等が発生した場合は、必要に応じて速度制限もしくは全面通行止めとする。

※火山性地震等により、路面や構造物に被害が生じた場合は、必要に応じて、速度制限もしくは全面通行止めとする。

(2) 実施体制

高速道路の道路管理者は、火山活動状況に関する情報、交通規制情報等の情報について、合同現地対策本部との共有化が図られるよう、あらかじめ情報連絡体制を整備する。

合同現地対策本部は、噴火の状況により、噴火時の交通規制対象範囲に高速道路が含まれた場合、速やかに高速道路の道路管理者に連絡をとり通行止め等の措置を要請する。

合同現地対策本部から連絡を受けた高速道路の道路管理者は、速やかに必要な措置を講じる。また、合同現地対策本部からの連絡がない場合でも、路面・構造物への噴火影響を勘案し、必要に応じて通行止めや速度制限等の措置を行う。

高速道路を住民等の広域避難時のルートとして活用する場合には、一般車両の交通規制を実施し、避難車両の走行を優先させる。

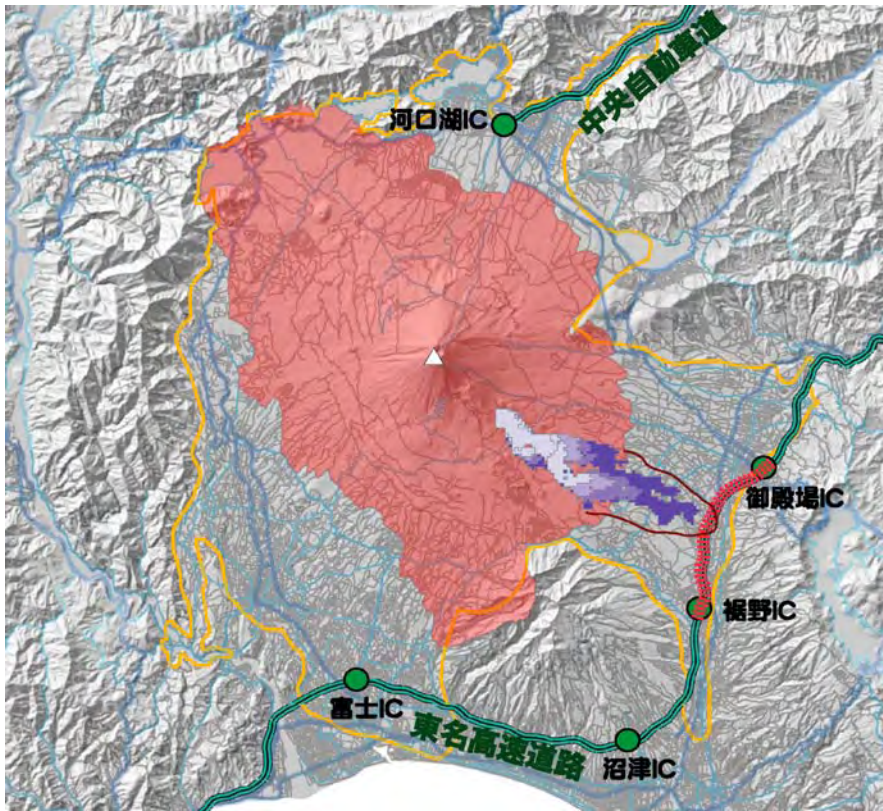


図 5-3 噴火時の高速道路交通規制実施イメージ

5-1-3 鉄道の運行規制

(1) 実施基準と対象範囲

富士山噴火の影響を受ける可能性のある鉄道路線について、噴火時における運行規制の実施基準と対象範囲は、以下のように定める。なお、噴火前の規制は行わない。

実施基準	対象地域	対応
噴火時（噴火の状況に関わらずすべての場合）	一般住民等噴火時避難範囲	運行中止
大雨警報発表時	土石流警戒範囲	必要に応じ運行中止

※降灰による視界の悪化、車輪のスリップ等が発生した場合は、必要に応じて運行中止とする。

※火山性地震等により、軌道や構造物に被害が生じた場合は、必要に応じて運行中止とする。

(2) 実施体制

鉄道事業者は、火山活動状況に関する情報、交通規制情報等の情報について、合同現地対策本部との共有化が図られるよう、あらかじめ情報連絡体制を整備する。

合同現地対策本部は、噴火の状況により、噴火時の規制対象範囲に鉄道路線が含まれた場合、速やかに鉄道事業者に連絡をとり運行中止の措置等を要請する。

合同現地対策本部からの連絡を受けた鉄道事業者は、速やかに必要な措置を講じる。また、合同現地対策本部からの連絡がない場合でも、線路・構造物への噴火影響を勘案し、必要に応じて自らの判断で運行中止等の措置を行う。

なお、運行中止を行う場合は、折り返し運転に伴う最寄り駅への利用者の誘導、バス等による輸送を実施する。

県、市町村は、鉄道事業者による旅客の代替輸送等を支援する。

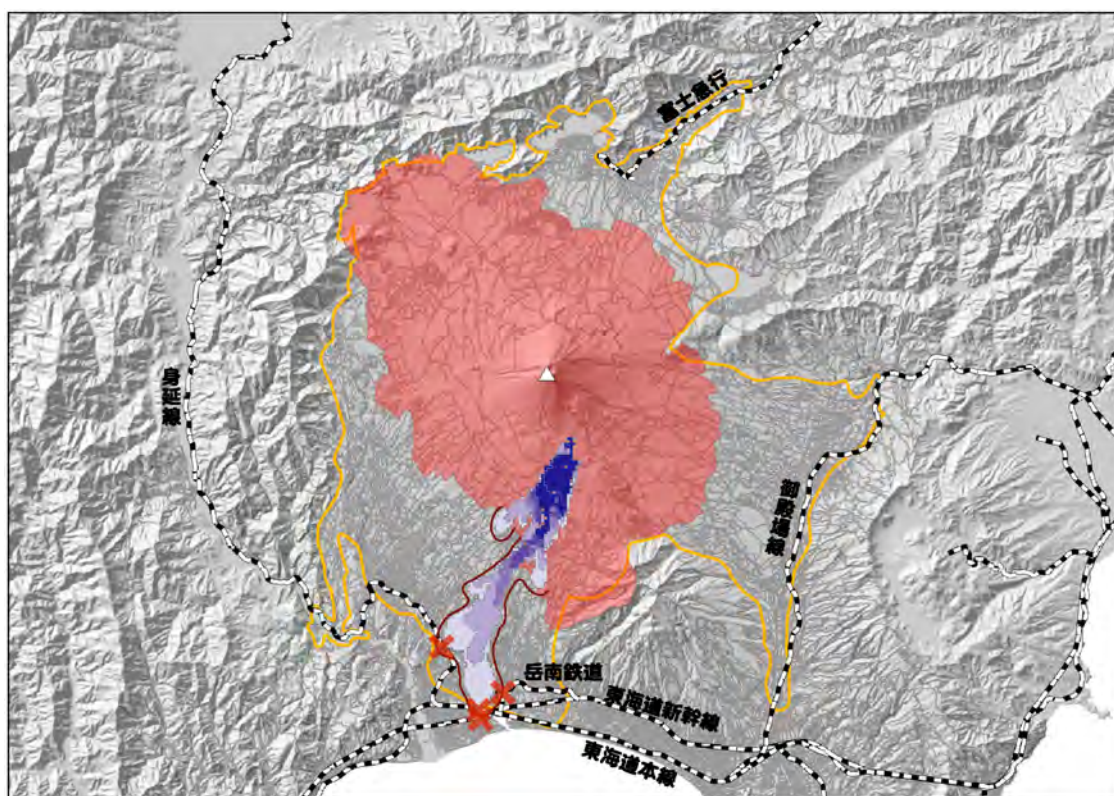


図 5-4 噴火時の鉄道運行規制実施イメージ

5-1-4 航空機の安全運行確保

(1) 実施基準と対象範囲

取材ヘリ等の集中による事故発生を防止し、かつ上空からの監視観測活動を円滑に実施するため、ヘリコプター等航空機の飛行を制限するゾーンを以下のように定め、関係機関及び関係協力団体への周知を図る。

実施基準	対象地域
臨時火山情報 (噴火の可能性) 発表時	第1次ゾーン (噴火前：火口分布領域) 上空
噴火時	火口の周囲 半径 5km の上空及び第1次ゾーン (噴火時)

飛行の自粛を要請する対象は、防災関係機関による防災対策活動に従事する航空機を除く、すべての航空機とする。

(2) 実施体制

合同現地対策本部は、噴火発生と同時に「火口の周囲 5km」に設定される飛行制限区域について、噴火の規模や形態に応じて精査する。

国は、必要に応じてNOTAM（ノータム：Notice to airman）を発出する。また、気象庁航空路火山灰情報センター（Tokyo-VAAC）は、富士山噴火に伴う火山灰の監視を行い、航空路火山灰情報を発表し各航空関係機関への周知を図る。

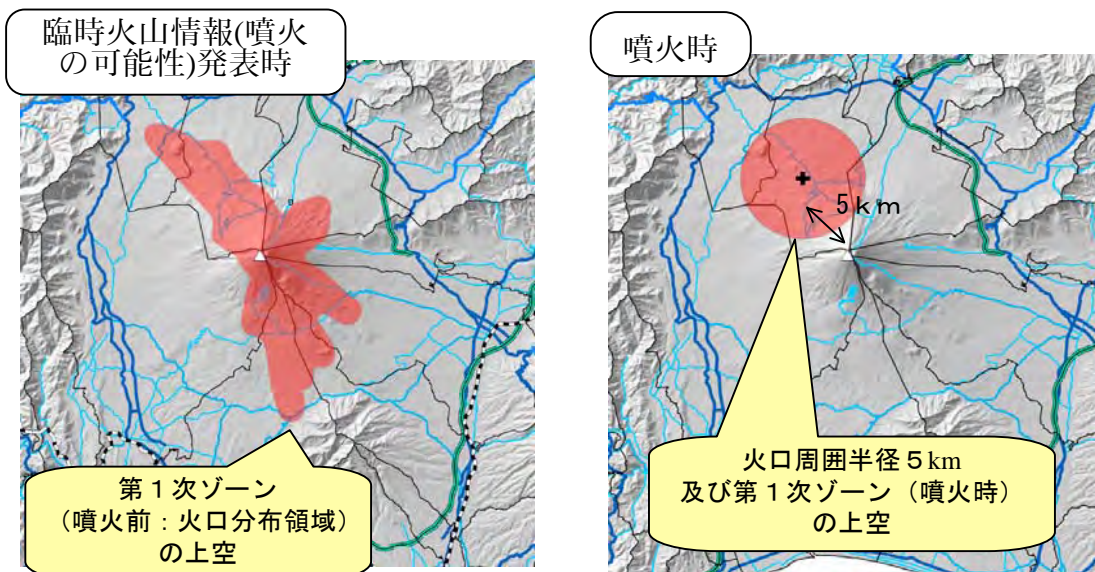


図 5-5 富士山上空の航空機安全運航確保計画（案）

5-2 降灰対策

5-2-1 降灰情報の提供

国、都県、区市町村は、協力して降灰量の測定を行い、降灰分布の把握及び、降灰状況に関する住民等への周知を図る。また、気象台等から降灰に関わる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、住民等への広報を実施する。

5-2-2 道路降灰除去

道路管理者は、あらかじめ、ロードスウィーパー等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画を策定する。

<道路除灰作業計画構成>

- ・ 降灰状況の把握体制
- ・ 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討
- ・ 調達可能な除灰作業用資機材の把握
 - ・ ロードスウィーパー
 - ・ ホイールローダー
 - ・ 除雪トラック
 - ・ モーターグレーダー
 - ・ 散水車
 - ・ ダンプトラック 等
- ・ 優先除灰路線の設定
- ・ 人員・資機材投入パターンの検討
- ・ 資機材用の燃料確保
- ・ 一時仮置き場の設定
- ・ 輸送ルートの設定
 - ・ トラック輸送
 - ・ 鉄道輸送
 - ・ 船舶輸送
- ・ 最終処分方法, 処分場所の決定

降灰があった場合は、道路交通を確保するため、各道路管理者が除灰作業を実施するものとするが、降灰の範囲や量が大きく、除灰機材の確保や作業方針の調整等が必要な場合には、合同現地対策本部において連携を図り、道路除灰作業の実施方針を決定する。

5-2-3 宅地降灰除去

(1) 対応方針

宅地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とする。

各家庭から排出された灰の回収は、市町村の責任において実施するが、各事業者から排出された灰については、一時仮置き場への搬入までを事業者の責任において実施することを原則とする。

(2) 実施体制

国、都県、区市町村は、あらかじめ、宅地から排出される灰の回収に活用可能なリソースの把握や回収方法を検討する。

降灰時においては、区市町村は、宅地から排出される灰の量に応じた効果的な方法により回収作業を実施する。

<回収作業パターン例>

- ・ゴミ収集システム類似型
 - ・オープンスペース活用型
 - ・道路への排出型
- 等

また、宅地に堆積した火山灰の排出方法を定め、住民等が自ら行う自宅等の火山灰除去作業に対し、火山灰袋等の配布、火山灰捨て場、運搬回収体制等の周知を図る。

5-2-4 道路・宅地以外への降灰対応

国、都県、区市町村は、農地や森林をはじめとする道路・宅地以外への降灰状況についても把握し、対応方法を決定する。

また、農地や森林に火山灰が堆積した場合の、農作物や樹木に対する影響調査を実施する。

5-2-5 火山灰の最終処分

国、都県、区市町村は、あらかじめ、火山灰の最終処分方法を検討する。

降灰時は、最終処分が必要な火山灰の量に応じ、最終処分方法を決定する。

＜最終処分方法例＞

- ・ 海洋投棄
- ・ 海岸埋立
- ・ 山間部（谷部）の埋立（盛土）
- ・ 採石場跡等大規模空間の活用（盛土） 等

5-3 被害の拡大防止対策

5-3-1 救出活動

(1) 対応方針

噴火時の残留者・行方不明者等の搜索・救出にあたっては、搜索・救出班（仮称）を編成し対応する。

二次災害を防止するため、噴火状況を把握した上で活動の実施判断を行い、現地への出動にあたっては、安全確保に関する万全の対策（緊急連絡体制、装備等）を講じるものとする。

(2) 実施体制

搜索・救出班（仮称）の編成にあたっては、市町村、消防職員・団員、県警、自衛隊等が連携・調整し行う。

搜索・救出班（仮称）は、合同現地対策本部から火山活動状況（予想危険範囲や今後の見通しなど）等に関する情報を常に収集し活動実施の判断を行う。また、噴火時の救出活動は非常に大きな危険を伴うため、搜索救助隊への情報連絡体制の確保、緊急避難体制の確保、耐熱防護服の装着、特別仕様車の投入等の安全確保対策を講じる。

市町村、消防職員・団員、県警、自衛隊等は連携し、救出活動を行う現場の近く（搜索・救出現場における警戒範囲外）に「現地指揮所」を設置し、搜索・救出班の現場での活動指揮・調整等を行う。

※残留者・行方不明者等の把握については「1. 避難対策 1-4 一般住民の噴火前避難」も参照

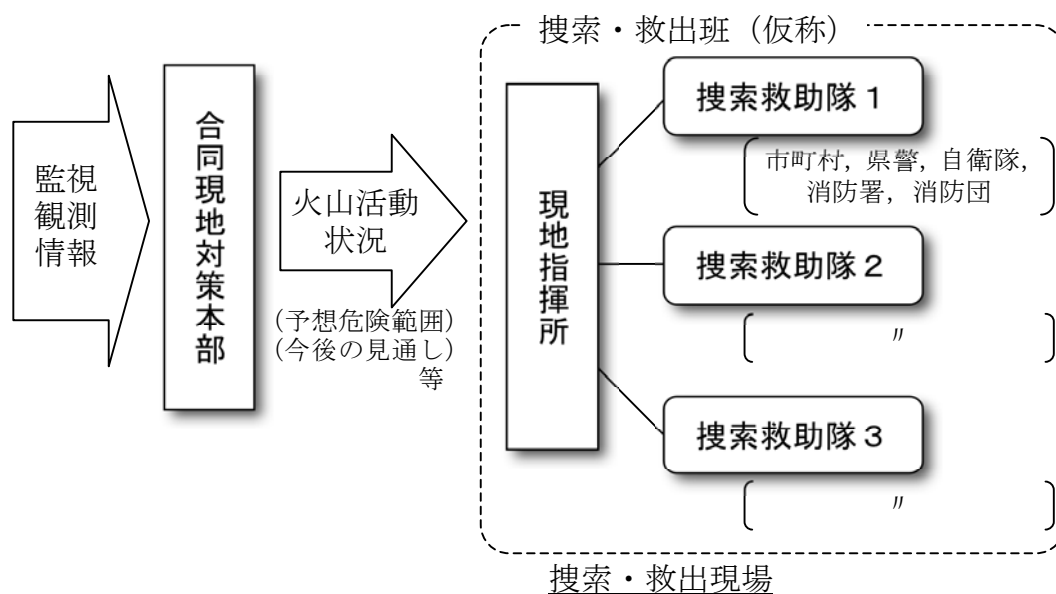


図5-6 搜索・救出班（仮称）のイメージ

5-3-2 広域災害医療対策

(1) 対応方針

国、県、市町村は、以下のような状況下で、噴火による負傷者等が発生した場合を想定して、被害拡大防止のための広域災害医療体制を構築するものとする。

- ・突発的噴火により避難が間に合わない
- ・噴火前に出されていた避難勧告等に従わない住民がいる
- ・噴火時の一時立ち入り（一時帰宅など）により危険地域に住民がいる

火山噴火災害においては、火砕流等による重症熱傷患者の発生が考えられ、迅速かつ高度な治療が求められる。こうした負傷者の治療が可能な医療機関の把握、治療に必要な医療品、医療用資材等の調達確保も見据えて、広域医療体制を構築する。

(2) 広域災害医療体制

噴火による負傷者等は、第1次～2次ゾーン（噴火時）において発生するものと考え、次のように2段階の医療拠点を設け、限られた医療資源を最大限活用する方策をとる。

	設置場所	対応内容
第一次医療拠点	○第2次ゾーン(噴火時)より外側の比較的近い場所	必要とされる治療の内容や同一市町村内における医療機関の能力から、以下のいずれの対応をとるべきかについて判断する。 1) 自院への収容 2) 同一市町村内医療機関へ転送 3) 災害拠点病院等へ転送
第二次医療拠点	○第3次ゾーン(噴火時)より外側の比較的近い場所 ○ある程度高度な医療とヘリ等による患者の搬送を行える場所	必要とされる治療の内容や同一県内における医療機関の能力から、以下のいずれの対応をとるべきかについて判断する。 1) 自院への収容 2) 県内医療機関へ転送 3) 県外医療機関へ転送

※ 第一次及び第二次の医療拠点は、いずれも溶岩流等による被害発生の可能性を踏まえ、異なる方向に2箇所以上を設定する。

市町村は、あらかじめ、第2次ゾーン(噴火前)より外側の比較的近い場所に、第一次医療拠点とする救護所・救護病院などを複数設定する。第一次医療拠点の設定は、既存の災害医療計画に基づく救護所・救護病院を活用し、高度な治療の必要な負傷者等を選別するとともに、同一市町村内の医療機関や後述の第二次医療拠点への車両等を活用した搬送を行うための仕組みを整備する。

県は、あらかじめ、第3次ゾーン(噴火前)より外側の比較的近い場所に、第二次医療拠点となる医療機関を複数設定する。第二次医療拠点の設定は、既存の災害医療計画に基づく災害拠点病院またはそれに準じる医療機関を活用し、一定程度の人数の負傷者に対し、高度な治療が行えるとともに、ヘリコプター等を活用した搬送を行うための仕組みを整備する。また、これらの医療活動や治療に必要な資材が県内で調達、確保が困難となった場合の調達・確保について、他県との広域応援協定に基づいた連携体制を整備する。

県、市町村は、各医療拠点に設定した医療機関とあらかじめ協議し、これらの医療機関の災害時要援護者の避難対策に配慮しつつ、各拠点の医療従事者、医療用資材などが確保できるよう体制を整備する。

重症患者が発生し、広域的な搬送の必要が生じた場合には、合同現地対策本部は、ヘリコプター等による搬送について、国、県、関係機関等と調整を図る。

以上のような考え方をもとに、富士山火山噴火災害時の広域災害医療体制について図示したものが図5-7である。

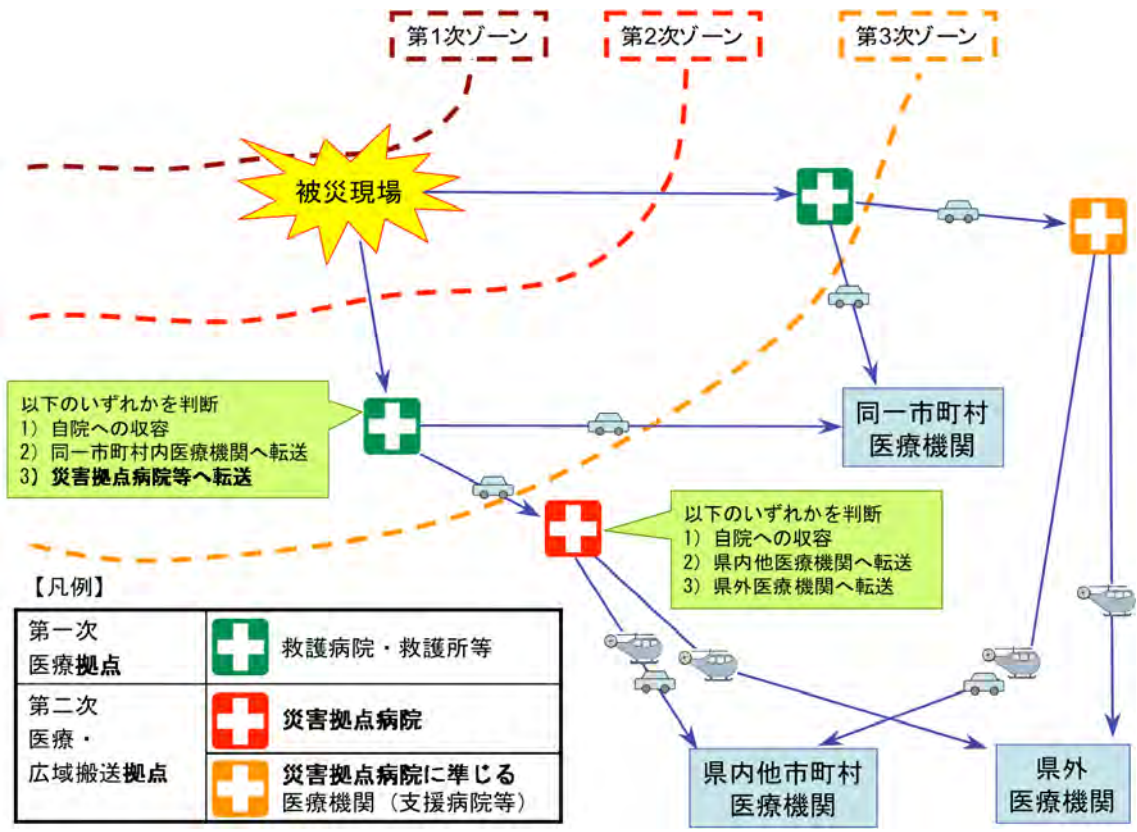


図 5-7 富士山火山噴火災害時の広域災害医療体制イメージ

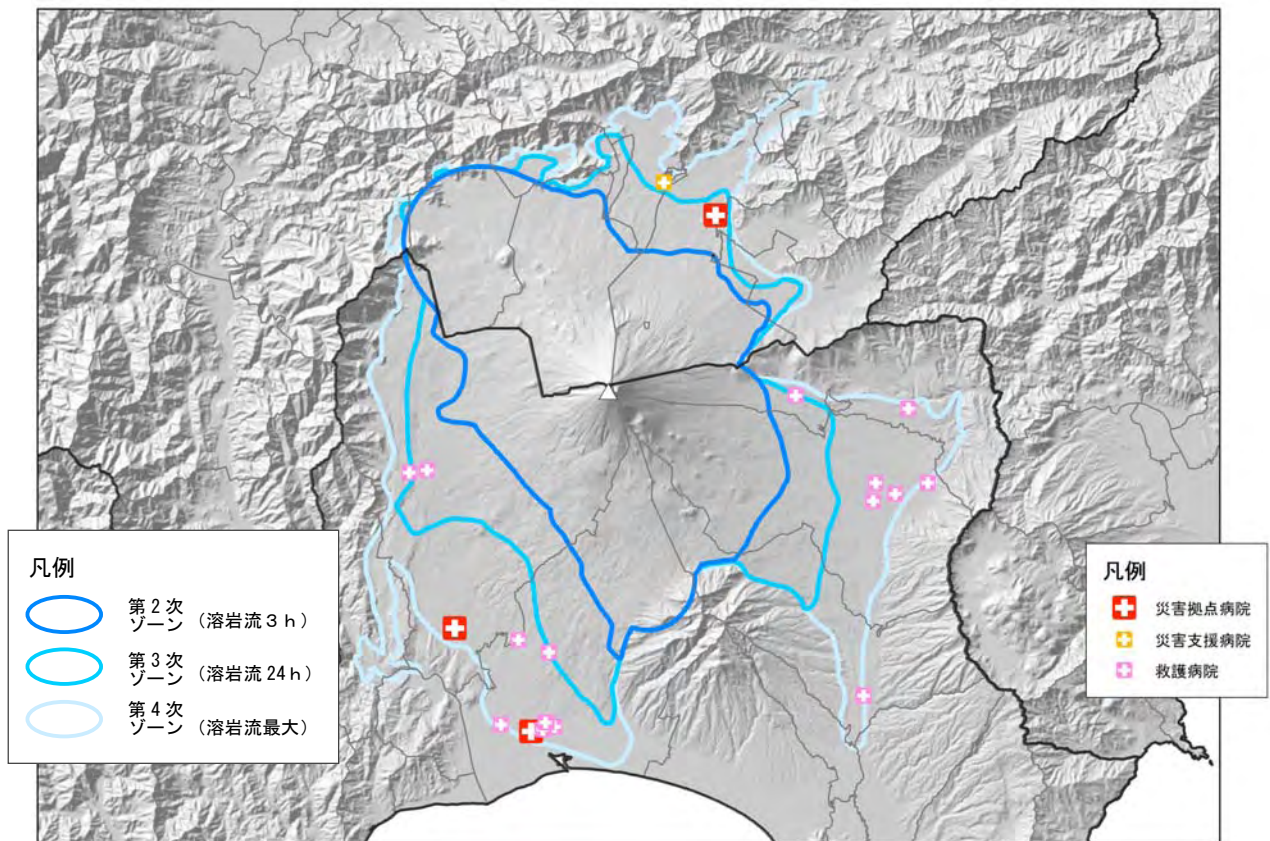


図 5-8 富士山火山噴火災害時の広域災害医療体制 (案)

5-3-3 噴火時の被害拡大防止

(1) 対応方針

噴火時の溶岩流や土石流等による被害拡大を防止するため、実施すべき対策の一例として次のような活動が挙げられる。

<被害拡大防止対策例>

- ・溶岩流流下防止
- ・土石流等流下防止
- ・危険範囲からの危険物等の搬出
- ・降灰による家屋倒壊の防止
- ・洪水防止

火山活動や被災状況を踏まえ、合同現地対策本部において対応の基本方針を速やかに決定し、災害拡大防止のための具体的な対策は、専門家によるチームを結成し対応するものとする。

<チーム構成例>

- ・溶岩流対策専門家チーム
[対策の種類]：溶岩流の流下ルート予測、対策工法検討、資機材の確保
[構成メンバー]：国（国土交通省）、県（土木部局）、学識者（専門家）、ライフライン事業者
- ・土石流対策専門家チーム
- ・危険物搬出専門家チーム
- ・家屋倒壊防止専門家チーム
- ・洪水対策専門家チーム 等

なお、これらの各専門家チームで実施される各種対応に関する全体の調整は、合同現地対策本部において行うものとする。

(2) 溶岩流流下防止

溶岩流の流下時には、合同現地対策本部（溶岩流対策専門家チーム（仮称））は、学識者（専門家）の協力のもと、流下方向を制御し重要施設等を防護するため、以下のような溶岩流の流下防止対策を実施する。

＜溶岩流流下防止対策例＞

- ・溶岩流流下状況の把握
- ・溶岩流流下予測（リアルタイムシミュレーション）
- ・溶岩流流下予測範囲の状況把握
- ・溶岩流制御方針の検討
- ・溶岩流制御の実施（築壘、築溝、溶岩トンネルの爆破、放水活動等）

なお、国、県は、「流下ルートを人為的に変更することにより被害を被ることとなる地権者等への補償のあり方」等、溶岩流流下制御に伴う課題について、あらかじめ検討しておく。

(3) 土石流等流下防止

噴火に伴う山体の荒廃や火山灰の堆積等により土石流発生の危険性が高まった場合、合同現地対策本部（土石流対策専門家チーム（仮称））は、学識者（専門家）の協力のもと、次のような土石流の流下防止対策を実施する。

＜土石流流下防止対策例＞

- ・土石流の原因となる火山灰の堆積状況の把握
- ・土石流発生状況の把握
- ・避難警戒体制の構築
（警戒基準雨量の見直し、土石流検知センサーの設置・増設等）
- ・砂防、治山工事の実施（導流堤、遊砂地等の整備）

(4) 危険物の飛散・流出防止

溶岩流及び土石流の流下が予想されるルート上に危険物が存在し、それらの搬出が必要な場合は、合同現地対策本部（危険物搬出専門家チーム（仮称））において、対応策を検討する。

(5) 降灰による家屋倒壊の防止

県、市町村は、降灰が小康状態のときに、公共施設の屋根の灰下ろし作業を実施する。また、市町村は、大量降灰による家屋の倒壊を防止するため、民間建物所有者にも同様の対応を呼びかける。

なお、広範囲において被害が予測される場合には、合同現地対策本部（家屋倒壊防止専門家チーム（仮称））において、対応策を検討する。

(6) 洪水防止

合同現地対策本部（洪水対策専門家チーム（仮称））は、長期にわたる火山噴出物の流入により河床が上昇し河川の氾濫が予想される場合、浚渫作業を実施し洪水の発生防止に努める。

また、溶岩流等の流入により河道閉塞が生じた場合、その影響を把握すると共に、必要に応じて代替流路の確保等の措置を講じる。

5-4 食料・飲料水及び生活必需品等の供給

5-4-1 対応方針

火山活動の状況により、食料や生活必需品等、物資の販売機構等の混乱が予想され、一方で、噴火前避難等で多数の避難所生活者が発生する。このため、県、市町村等は、保有する備蓄物資の放出、メーカーや小売店等協定を締結している関係業者への要請による物資の供給を実施する。

また、大量降灰による浄水場の配水処理能力への影響がある場合には、給水量の減少が予想されることから、県、市町村等は、避難所等を拠点に給水車等による水の供給を実施する。

火山災害の場合、噴火活動が時々刻々と変化するため、避難の対象範囲もそれに応じて変化することが予想される。また、噴火前の避難についても、火山情報のレベルに応じて段階的に避難範囲が設定されることとなっている。このように避難者数の変動が大きいことを踏まえた食料等の供給計画を策定しておく必要がある。

5-4-2 食料等物資の供給

市町村は、避難者に対し、市町村が保有する食料等物資の供給を実施する。必要量を満たせない場合には、近隣市町村及び県に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行うものとする。

県は、市町村から食料等の供給について要請があった場合、調達協定業者による物資の斡旋により支援する。県の支援によっても必要量を満たせない場合には、合同現地対策本部に支援を要請する。

県等からの支援要請を受けた合同現地対策本部は、関係省庁を通じ、卸売業者、食品、生活必需品メーカー等に調達を依頼する。

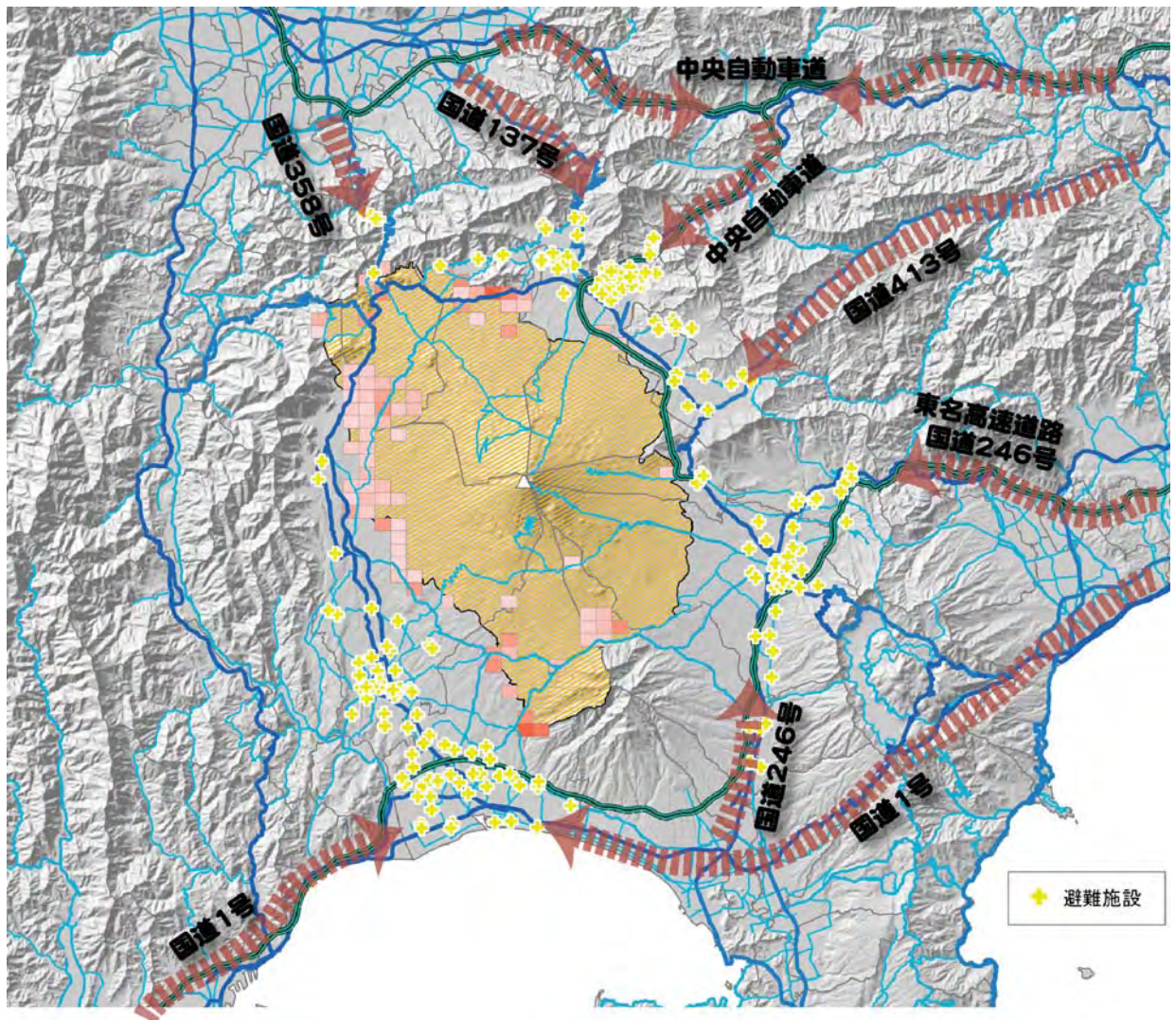
県、市町村は、あらかじめ、想定される避難人口に基づき水、食料、生活必需品の必要供給量を算定し、県備蓄や市町村備蓄（公的備蓄量、協定業者）の過不足を検証しておく。

また、富士山周辺の市町村間の応援協定の締結、広域的な物資搬入計画、噴火場所に伴う搬入経路・物資集積場所の設定等の事前対策を推進する。

5-4-3 給水活動

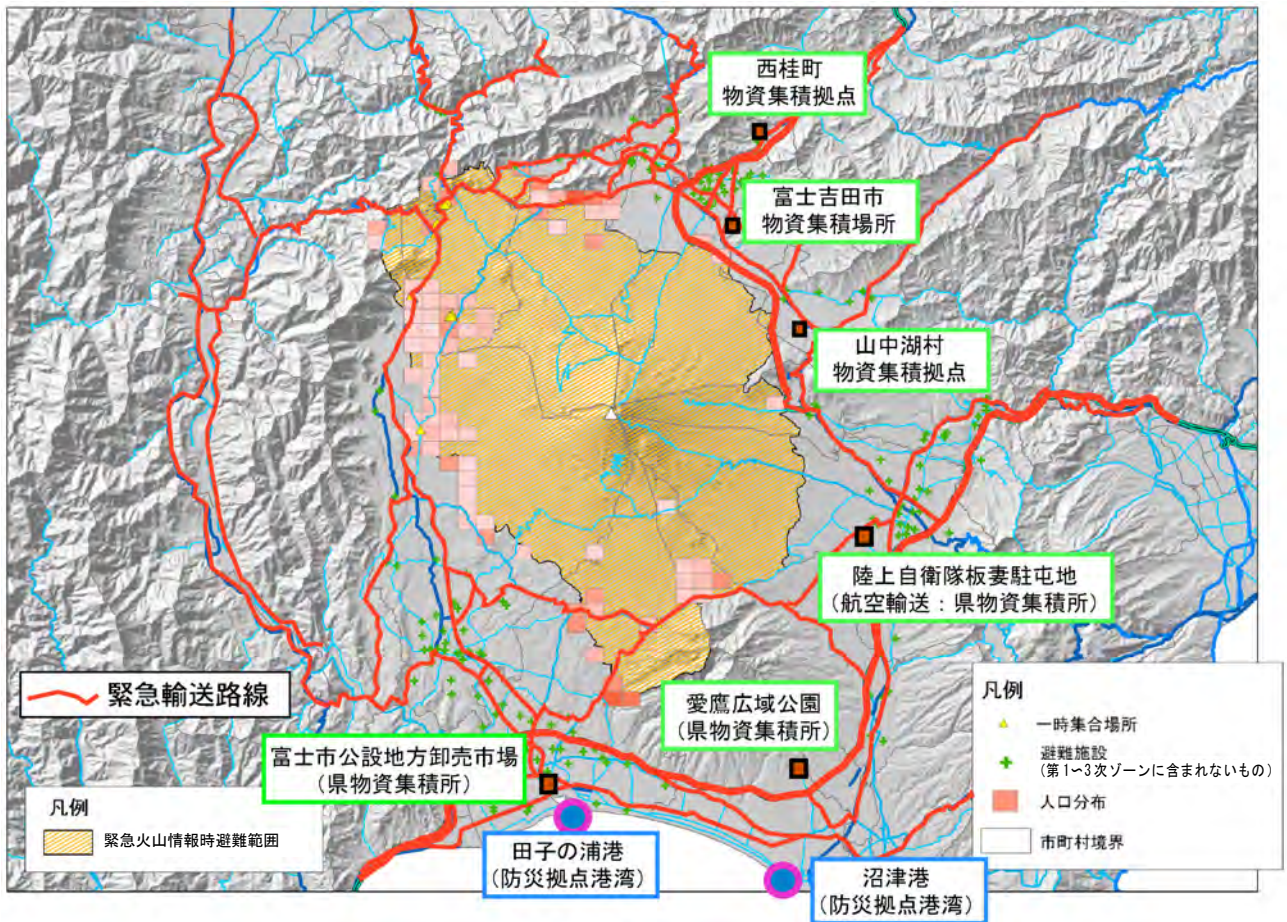
上水道による水の供給に影響が生じる地区においては、市町村は避難所等を給水拠点として定め、給水車等による応急給水を実施する。対象区域での水の供給が出来ない場合や必要量を満たせない場合には、県に給水支援を要請する。

県は、市町村から飲料水の供給について支援要請があった場合には、周辺市町村や、合同現地対策本部を通じて自衛隊等に協力を要請する。



※図に示す「緊急火山情報時避難範囲」は、道路、河川等の地形地物の線を用いて作成（仮定）したものであり、今後、地域の実態に応じた市町村の検討が必要。

図 5-9 噴火前避難の対象範囲と食料物資等の供給イメージ



※図に示す「緊急火山情報時避難範囲」は、道路、河川等の地形地物の線を用いて作成（仮定）したものであり、今後、地域の実態に応じた市町村の検討が必要。

出典：静岡県地域防災計画
 一般対策編 地震対策編 平成14年度修正
 山梨県地域防災計画 平成14年4月
 西桂町地域防災計画 平成9年度版
 富士吉田市地域防災計画 8年度版
 山中湖村地域防災計画 9年度版

図 5-10 緊急輸送路と物資集積拠点

5-5 広域応援要員の受入

5-5-1 対応方針

噴火災害による被害が甚大で、被災地における自治体や関係機関だけでは十分な防災対応ができない場合、広域からの応援を受入れ、協力して応急・復旧活動を実施する必要がある。そのため、自治体間で相互の広域応援体制を協議し、事前協定等を締結しておく。

噴火時には、被災地の自治体等は、被災地外の自治体に対して、支援の内容、派遣先、進入ルート、必要な人員及び装備等について伝達するとともに、受け入れ体制を速やかに整える。

5-5-2 広域応援を必要とする活動（種類と時期の想定）

(1) 噴火前対応

噴火前において広域応援を必要とする活動は、以下のとおりである。

< 噴火前避難活動期へ >

- ・ 交通警察要員：交通規制、避難誘導等の対応

(2) 噴火時対応

噴火時において広域応援を必要とする活動は、以下のとおりである。

< 噴火時へ >

- ・ 医療関係従事者—医療救護活動
- ・ 緊急消防援助隊—避難誘導等の対応、耐熱装甲車、放水車等の出動
- ・ 自衛隊—監視・観測支援、各種救援活動（避難、給水、物資輸送等）、装甲車等の出動

< 中長期へ >

- ・ 他自治体からの応援職員（市町村本部業務支援）
- ・ 各種施設復旧活動要員

5-5-3 受け入れ体制

(1) 活動拠点の確保

県、市町村及び関係機関は、活動拠点の確保のため、あらかじめ、大規模公園、グラウンド、未利用地、大型店舗等の施設をリストアップしておく。

広域応援活動の要員、資機材、車両等の集結拠点（活動拠点）については、ゾーン区分に従い、以下のように考える。

< 活動拠点とゾーン区分の関係 >

- ・ 噴火前：第3次ゾーン（噴火前）の外側
- ・ 噴火時：第4次ゾーン（噴火時）の外側、大量の降灰時における降下物危険・注意範囲外、土石流警戒範囲外

活動拠点として事前に次の条件を満たす施設の候補地を定めておく。また、施設の利用については、事前に管理者、所有者と協議をする。

<活動拠点が具備すべき条件>

- ・ 幹線道路（緊急輸送路）からのアクセス
- ・ 重機、対策車両等の駐車スペース
- ・ 活動要員の待機スペース

噴火時には、合同現地対策本部より火山活動状況、警戒範囲等の情報を収集し、各種応急復旧活動の効果的な実施が図られるように、事前に定められた候補施設から活動拠点を選定し設置する。

(2) 後方支援拠点の確保

県、市町村及び関係機関は、被災地周辺の活動拠点をさらに後方支援するための拠点として、港湾（例：清水港、田子の浦港、沼津港等）、周辺都市（甲府市、沼津市、富士市等）の既存施設を活用する。特に本格的な復旧活動期において予想される多数の活動要員や資機材、重機等の集結拠点として設置する。

(3) 各種復旧活動要員宿泊施設の確保

国、県、市町村及び関係機関は、活動要員のための宿泊施設のリストアップを事前に行う。

5-6 ボランティアの受入

5-6-1 対応方針

富士山噴火災害では、避難生活支援や降灰除去等、多くの人手に頼らざるを得ない活動が発生する。一方で、各方面から多くのボランティア支援が寄せられることが予想される。国、県、市町村は、それぞれボランティアの受入れ体制を整え、連携し、ボランティアの支援を有効に活用する。

5-6-2 ボランティアに期待する活動

富士山噴火災害で想定される対応の中でも、特にボランティアの活動が期待されるのは、以下のとおりである。

<噴火時>

- ・医療救護活動（医療ボランティア）
- ・避難者対応（避難者の世話等）
- ・災害時要援護者介護（避難誘導、介護等）
- ・飼育動物対応（ペットのケア、一時預かり等）
- ・ボランティアコーディネイト 等

<中長期>

- ・医療福祉（保健、心のケア等）
- ・避難者対応（避難者の世話、炊き出し、避難者の要望収集等）
- ・災害時要援護者介護（介護等）
- ・広報活動（広報誌の作成、配布、掲示。避難所外の避難者への情報伝達等）
- ・降灰除去
- ・ボランティアコーディネイト 等

5-6-3 ボランティア受入れ体制

ボランティアの受入れは、原則として県、市町村毎に、社会福祉協議会やボランティア団体によって設置される「現地ボランティアセンター」において実施する。

一方、ボランティア活動の広域的な調整は、「広域ボランティアセンター」において実施する。「広域ボランティアセンター」は、合同現地対策本部との連携も図る。

各「現地ボランティアセンター」は、インターネット等を活用し「ボランティア募集」「必要な装備」「注意事項」等についての広報を実施する。特に、被災地の状況や火山活動状況に伴う必要な装備や活動上の注意事項については、「広域ボランティアセンター」とも協議し、各「現地ボランティアセンター」による広報内容との整合を図る。

なお、県、市町村は、ボランティアの活動のための資機材の確保と提供に努める。

5-7 住宅の確保

5-7-1 応急的な住宅確保

(1) 対応方針

県、市町村は、火山噴火災害により居住継続が困難となった住民のために、住民要望、地域特性、従前コミュニティの維持等に配慮し、応急仮設住宅の建設や公営住宅の提供等応急的な住宅供給を実施する。

火山噴火災害では、火山活動が活発化してから噴火を経て終息に至るまでの期間が長期に及ぶことも考えられる。避難対象となった場合、たとえ住宅が被災していなくても、長期間の避難生活を強いられることから、これらの被災者に対しても応急的な住宅供給を検討する。

(2) 応急仮設住宅の建設

市町村は、あらかじめ、ハザードマップにおける避難者数等をもとに、応急的住宅（応急仮設住宅、一時提供住宅）の供給戸数の試算等を行い、応急仮設住宅建設の場合の候補地をリストアップする。その際、各候補地の土地の形状やインフラの整備状況等についても調査しておく。

応急仮設住宅の建設に際し、県は、建設業者等と連携し、迅速な供給をめざすとともに、降灰対策や高齢者等に配慮した住宅形式を検討する。

(3) 一時提供住宅の供給

応急仮設住宅の建設には、時間を要することが予想されることから、県、市町村は、空き公営住宅の災害時の一時使用や、民間アパート等賃貸住宅を

災害救助法の応急仮設住宅として借り上げる措置により、避難者の生活の場を確保することも検討する。

県、市町村は、公営住宅への一時入居等が迅速に行えるよう、平常時から定期的に公営住宅の空家状況を把握するとともに、迅速に情報収集できる体制を構築しておく。

また、県、市町村は、民間賃貸住宅の利用について、災害発生時に優先的に確保できるよう、平常時から業界団体等と協議を図り、定期的に民間賃貸住宅の空き状況に関する情報を把握しておく。

5-7-2 恒久住宅の供給・再建

(1) 対応方針

応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るためにも、恒久的な住宅の供給を推進する。

県、市町村は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討する。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針やプログラムを定め、被災者に速やかに提示する。

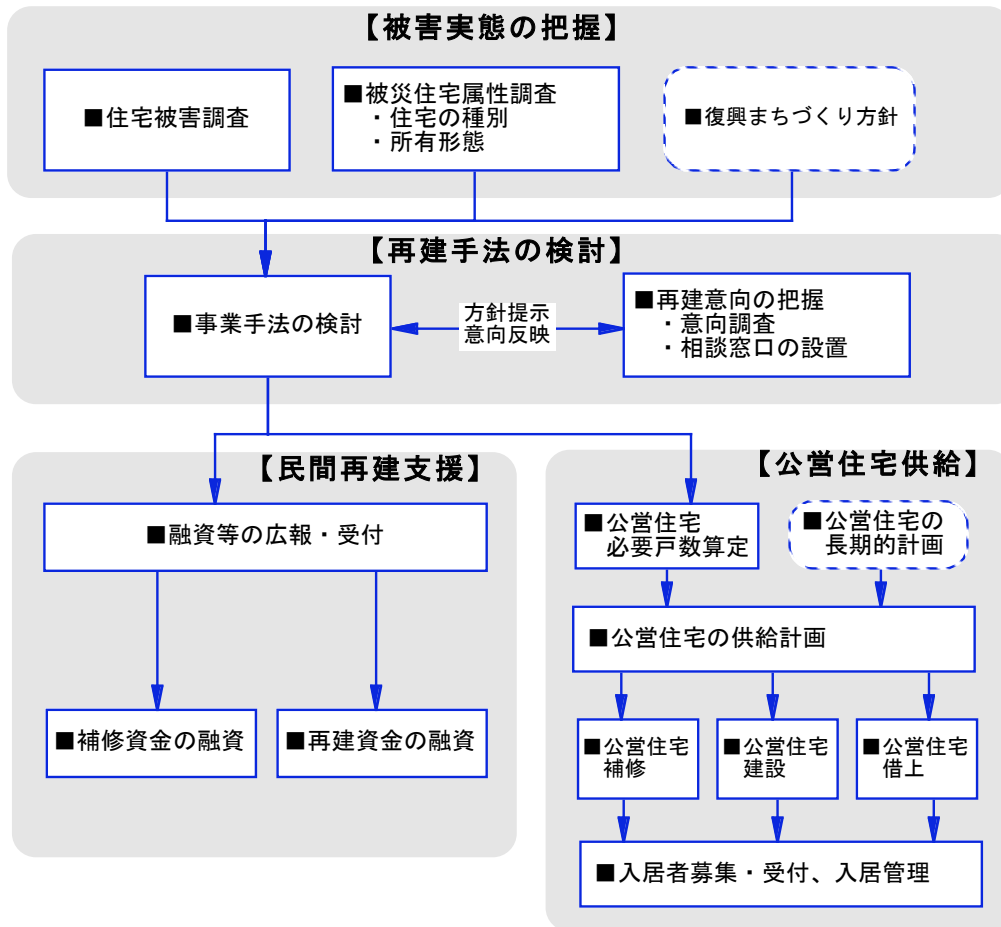


図 5-11 住宅確保・再建支援のフロー（例）

(2) 住宅の供給・再建

県、市町村は、仮設住宅を解消する段階においても、自力で住宅を確保できない世帯に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援する。

また、民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として被災者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として活用することも検討する。

住宅の補修や再建においては、被災者生活再建支援法の居住安定支援制度の適用や住宅再建資金の貸付等により支援を行う。

(3) 移転事業

噴火災害では、集落などの地区全体が被災する可能性もある。噴火に伴う現象により被害を受けた集落・市街地等を安全な地域に移転させるため、集団で住宅団地等に移転する場合には「防災集団移転促進事業」、単独で移転する場合には「がけ地近接等危険住宅移転事業」がある。市町村は、被災形態や被災者の意向を踏まえた上で、これらの事業の活用を検討する。

5-8 被災者への経済的支援

5-8-1 被災者への経済的支援

(1) 対応方針

富士山噴火災害によって被害を受けた住民生活の再建や被災者が日常生活を維持していくために、各種の経済的支援を実施する。噴火後、地域の早期再建を図るために迅速に行うことが必要である。

(2) 各種給付金等による経済的支援

県、市町村は、各世帯の被害調査や生活実態調査等を行い、どのような支援が必要であるかを検討する。既存制度の活用や独自の支援制度の制定を検討し、決定すれば速やかに被災者に対して事業内容の広報を行う。

災害により被害を受けた場合、死亡した者の遺族に対する災害弔慰金、災害により著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金が支給される他、被災者の生活再建に資する支援策として被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付等がある。

また、県、市町村は、経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対しては、地方税の減免・徴収猶予・期限の延長や、公共料金の減免などの措置の適用を検討する。

(3) 義援金の配分

大規模な災害になると、全国から被災者を支援するために被災した地方公共団体等に義援金が寄せられる。県、市町村は、日本赤十字やマスコミその他の関係機関等と共に「富士山噴火災害義援金配分委員会（仮称）」を設置し、被災者に対して公平かつ公正な方法で義援金の配分・支給を行う。

(4) 各種相談窓口の設置

県、市町村は、防災関係機関や弁護士等各分野の専門家の協力を得て、総合相談窓口を設置し、各種支援に関する相談、被災者への情報提供等を行う。

5-8-2 避難生活長期化対策

国、県、市町村は、避難生活が長期に及ぶ場合、家財道具を持ち出すための一時帰宅の実施や、各世帯が持ち出した家財道具を保管するための倉庫の確保等を検討する。過去の火山災害においては、仮設住宅空室の倉庫としての利用や、基金を原資とする倉庫借り上げ費用の助成等の措置がとられたケース等がある。

県、市町村は、避難生活の長期化により、本来の生活拠点での収入の途が断たれ、十分な生活や事業の再開活動を開始できない者に対し、基金を原資とする食事供与事業の実施等、既存制度による支援以外の支援方法についても検討する。

また、避難生活が長期化する場合の生活環境維持の観点から、ホテル・旅館等の避難所としての積極的な活用を検討する。

【各種応急・復旧活動に関わる時系列整理】

主体	実施内容
■事前	
国	航空機安全確保計画の検討・策定
国・県・市町村、 その他道路管理 者、鉄道事業者等	火山防災情報共有化体制構築
国・県・市町村、 その他道路管理者 等	道路降灰除去関連資機材の保有状況把握
国・県・市町村、 その他道路管理者 等	道路降灰作業計画の策定
国・県・市町村	市町村の避難計画に基づく「道路交通規制図」の策定
国・県・市町村	火山灰処分方法の検討
国・県・市町村	宅地降灰除去作業方法に関する検討
国・県・市町村	広域医療体制の構築
国・県・市町村	活動要員のための宿泊施設所在等のデータ整備
県・市町村	医療拠点の設定、後方医療体制の構築
県・市町村	医療従事者・資機材等の確保体制構築
県・市町村	公営住宅、民間賃貸住宅等空き家状況の把握
県	応急仮設住宅建設計画（建設業者との連携体制、住宅形式等）の検討
市町村	登山口等交通規制箇所の事前設定
市町村	避難ルートの設定
市町村	避難計画と交通規制計画に関する住民等への周知
市町村	水・食料等物資供給計画の策定（想定避難者数と備蓄量等の検証、調達方法等）
市町村	応急仮設住宅建設候補地の検討
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報（注意喚起）発表時	
国・県・市町村	主要登山口の閉鎖・登山道の通行止め措置
県	入山自粛：一般道等の要所に立て看板等設置
市町村	入山自粛：立て看板の設置、巡回活動
■臨時火山情報（噴火の可能性）発表時	
国・県・市町村	臨時火山情報時避難範囲での道路全面通行止め措置（避難車両・緊急車両を除く）
国・県・市町村	災害時要援護者避難範囲での避難ルート確保のための交通規制実施
国・県・市町村	交通警備要員等の確保
■緊急火山情報発表時	
国・県・市町村	緊急火山情報時避難範囲での道路全面通行止め措置（避難車両・緊急車両を除く）
国・県・市町村	災害時要援護者避難範囲での避難ルート確保のための交通規制実施（継続）

主体	実施内容
■噴火時～	
合同現地对策本部	溶岩流や土石流等発生状況（被害状況）の把握
合同現地对策本部	新たに設定した避難範囲を基に道路通行規制計画をたて交通規制を実施
合同現地对策本部	一般住民等噴火時避難範囲もしくは降下物危険避難範囲、土石流警戒範囲での道路全面通行止め措置（避難車両・緊急車両を除く）
合同現地对策本部	災害時要援護者噴火時避難範囲での避難ルート確保のための交通規制実施
合同現地对策本部	自衛隊、緊急消防援助隊の出勤
合同現地对策本部	航空機飛行制限区域の設定
合同現地对策本部	必要に応じてNOTAM（ノータム：Notice to airman）発出
合同現地对策本部	道路降灰除去作業等の実施方針の決定と活動調整
合同現地对策本部	残留者・行方不明者等の捜索・救出のための捜索・救出班（仮称）の編成
合同現地对策本部	広域医療活動実施（医療関係従事者の確保、負傷者の搬送等）
合同現地对策本部	負傷者の広域搬送等におけるヘリコプター運用に関する調整
合同現地对策本部	溶岩流や土石流等による被害拡大防止に関する対応方針の検討
合同現地对策本部	溶岩流や土石流等被害拡大防止対応のための専門家チーム編成
合同現地对策本部	活動拠点（応援部隊、資機材等の集結拠点）の設置
合同現地对策本部	各種施設復旧活動要員の広域応援受入
合同現地对策本部 （各専門家チーム）	溶岩流や土石流等被害拡大防止策の実施
気象庁航空路火山 灰情報センター	火山灰の監視、航空路火山灰情報発表
国・県・市町村、 その他道路管理者 等	道路降灰除去作業実施
国・県・市町村等	残留者・行方不明者等の捜索・救出のための「現地指揮所」設置と救出活動実施
国・県・市町村	降灰状況調査・把握
国・県・市町村	降灰による被害影響調査
国・県・市町村	降灰状況に関する住民への広報
国・県・市町村	宅地に堆積した火山灰の排出方法の決定、火山灰袋等の配布、火山灰捨て場、運搬回収体制等の 住民への周知
国・県・市町村	後方支援拠点（応援部隊、資機材等の集結拠点）の設置
県・市町村	鉄道事業者による旅客の代替輸送等を支援
県・市町村	ホテル・旅館等の避難所としての活用
県・市町村	公営住宅、民間賃貸住宅等の確保
県・市町村	住宅被害状況の調査・把握
県・市町村	住宅供給・再建計画の検討
県・市町村	被災地再建事業・復興計画の検討
県・市町村	被災者等への経済的支援策の検討
県・市町村	義援金の配分・支給
県・市町村	被災者等の相談窓口設置
県・市町村（社協）	「広域ボランティアセンター」「現地ボランティアセンター」設置
県	自衛隊への応急活動支援要請（合同現地对策本部においても調整）
市町村	避難者等への水・食料等の物資供給
市町村	避難者等への水・食料等の物資に関する県、協定業者等への調達要請
市町村	他自治体等からの応援職員等受入
市町村	応急仮設住宅入居者募集・選定
高速道路管理者	一般住民等噴火時避難範囲での道路全面通行止め措置（避難車両・緊急車両を除く）
高速道路管理者	土石流警戒範囲：必要に応じて道路全面通行止め措置（避難車両・緊急車両を除く）
鉄道会社	一般住民等噴火時避難範囲での運行中止、折り返し運転等の対応
鉄道会社	土石流警戒範囲：必要に応じて運行中止、折り返し運転等の対応

6 災害に強い地域社会の形成

-富士山と地域社会との共生-

富士山火山周辺地域は、事前の防災対策の推進や、風評被害等を含むさまざまな被害への対策を推進することにより、災害に強い地域社会の形成を図る。

6-1 被災後の経済的支援

6-1-1 実施方針

富士山噴火災害によって被害を受けた地域産業の再建を図るために、各種の経済的支援を実施する。また、直接的な被害だけでなく、人口や観光客の減少による影響も考えられ、地域経済活動の活性化のための方策も計画する。

6-1-2 被災状況等の把握

都県、市町村は、地域産業への支援策を検討するためには、被災状況の把握が必要である。火山活動に伴い発生する各種産業への被害・影響について、関係機関・各種業界団体等と連携を図り調査を実施する。

<調査項目例>

- ・建物、設備系、機械等被害状況
- ・製品、商品、材料等被害
- ・農地被害、降灰等による農作物等への影響
- ・避難勧告対象区域、警戒区域設定等による間接被害
- ・売上の減少額
- ・交通、物流、ライフラインの障害による影響
- ・風評等による影響被害（利用者数、売上の減少等） 等

6-1-3 各種融資制度の周知・経営相談

国、都県、市町村は、各種金融機関等の行う災害復旧資金等各種融資制度に関する情報を事業者や各種団体に周知し、その活用を促進する。また、被災事業者の再建支援のために、商工会議所や農業協同組合等関係団体と協力し、相談窓口を設置し、各種の融資制度や事業再建に関する情報提供、事業者の経営相談等を行う。

6-1-4 被災事業者への経済的支援

国、都県、市町村は、地域の経済状況等を十分考慮の上、災害復旧高度化資金等既往制度の活用や新規融資制度の創設、基金による施設整備のため助成・観光客の誘致事業等、被災事業者に対する適切な経済的支援策を検討し実施する。特に、被災農業者については、天災融資制度の融資等により、農地等の再建や生産力の回復を図る。

また、国、都県、市町村は、事業所や工場等の被災により、事業再開が困難となっている事業者には、事業場（仮設工場・店舗等）の確保・斡旋等の支援も検討する。

観光事業者等においては、あらかじめ噴火による被害を補償するための共済制度の制定についても検討を行う。

6-1-5 観光イベント等の開催

富士山火山周辺地域の主要産業のひとつである観光業においては、噴火や、それに伴う避難等による観光客の減少を元に戻す取り組みが重要である。

県、市町村は、業界団体や他自治体との協力体制を構築し、観光イメージ回復や観光客誘致促進を図るため以下のような活動を支援する。

＜観光客誘致促進活動の例＞

- ・観光客誘致促進のためのテレビ番組製作
- ・観光地情報の提供
- ・イベント（観光フェア等）開催
- ・安全PRのためのビデオ、情報誌、冊子等の製作 等

6-2 防災対応及び観光業支援のためのホテル・旅館の活用

富士山周辺は観光地であるため、多数のホテル・旅館等が存在するが、これらの施設では、風評被害等によって利用客が減少することも予想される。一方、一般に火山災害は長期化することが想定され、その間の避難生活を学校・体育館などに設けられた避難所のみで継続することは、避難者にとって大きな負担となる。

こうした地域経済支援および長期避難対策の観点から、県、市町村は、ホテル・旅館等の避難施設としての積極的な活用を検討する。また、国は、そ

の活用を支援する。なお、あらかじめ、県、市町村は、ホテル・旅館等と協議を行い、施設の利用に関する協定の締結を行う。

6-3 風評被害対策

6-3-1 風評被害の考え方

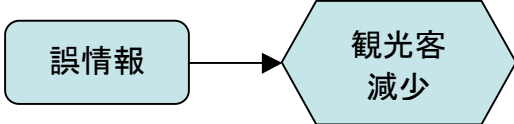
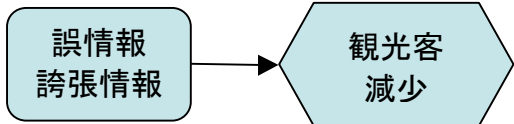
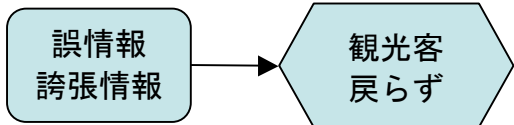
富士山の火山活動活発化や噴火に伴う被害においては、溶岩流や融雪型火山泥流等による直接的な被害のほか、噴火前避難や観光自粛など防災対応に伴う経済被害や、風評被害などが想定される。特に、観光業が主要な産業の1つである富士山周辺地域においては、火山活動活発化や噴火に伴う風評被害の発生をいかに防止するかが重要な課題となる。

一般に「風評被害」とは、「誤った情報、誇張された情報などが広まることによって引き起こされる、地域産業（特に観光業、農業等）の経済被害」と言うことができる。ここで、風評被害としては、以下のような被害発生形態を対象とする。

- ①平常時（火山活動に異常がない時点）において、誤った（科学的根拠のない）情報により、人々が観光等を取りやめることによって生じる被害
- ②火山活動が活発化、もしくは火山活動がほぼ終息した時点において、誤った、もしくは誇張された情報により、人々が観光等を取りやめることによって生じる被害

これらの風評被害に対する対策の中心は、正しい情報を的確に提供することである。しかしながら、火山活動が活発化したり、実際に噴火している段階では、そうした対応だけでは観光客減少を完全に食い止めることはできないため、被害を受けた事業者への支援策も必要となる。また、火山活動が終息した段階においても、単に正しい情報を提供するにとどまらず、噴火終息と観光再開をアピールすることが必要と考えられる。これら風評被害とその対策の全体像を表 6-1 に示す。

表 6-1 風評被害とその対策

火山活動	風評被害	対 策
平 穩		<ul style="list-style-type: none"> ・正しい情報の提供 (誤情報打ち消し)
前兆現象 (活発化) ～噴火		<ul style="list-style-type: none"> ・正しい情報の提供 (誤情報打ち消し) ・事業者支援
噴火終息後		<ul style="list-style-type: none"> ・正しい情報の提供 (誤情報打ち消し) ・安全キャンペーン

6-3-2 風評被害の発生防止対策

風評被害の発生を防止する為には、適切なタイミングで、火山活動状況や防災対応状況等に関する的確な情報を提供することが重要である。

(1) 防災情報の共有化

国、県、市町村は、富士山火山活動に関する情報（監視観測データ・画像等）を迅速かつ正確に共有化するため、富士山周辺の既設の光ケーブル網を有効に活用し、監視観測施設と防災対応の拠点施設や観光拠点施設（ビジターセンター、博物館、「道の駅」等）のネットワーク化を図る（図 6-1）。

これにより、一元的に正確な情報発信を可能とする。

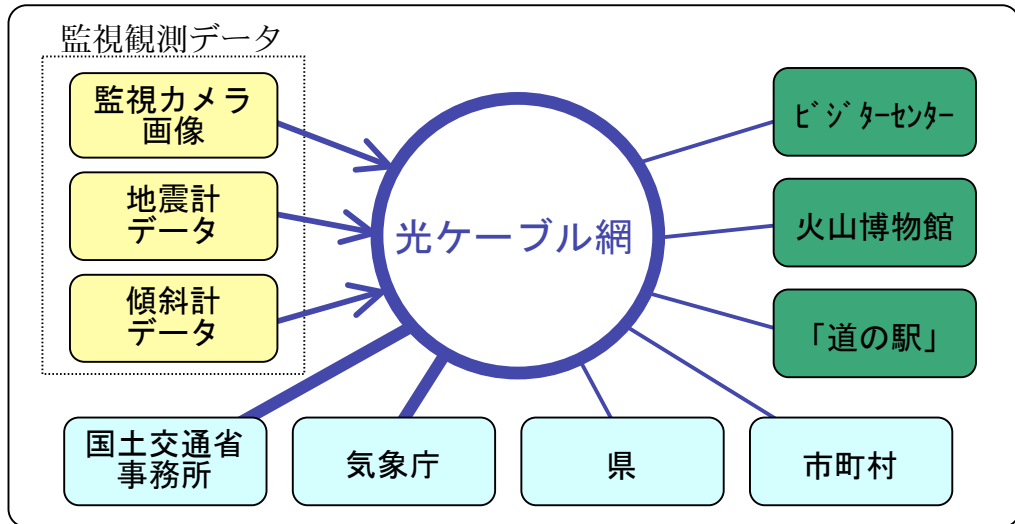


図 6-1 防災情報ネットワーク化のイメージ



※監視カメラの整備状況は「火山地域における観光地安全対策調査報告書 平成16年3月 国土交通省 環境省」による

図 6-2 富士山周辺の学習施設・行政機関庁舎・光ファイバーの現状

(2) 公的機関の役割

国、県、市町村は、風評の流布状況の把握に努め、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、公的機関や火山専門家の公式見解を公表する。これら公式見解の発表にあたっては、報道機関を経由するルートと同時に、チラシ配布やホームページでの情報提供等の直接的な伝達ルートも確保する。

(3) 報道機関の役割

富士山は、国内はもとより海外にも「日本の象徴」として知られた山であり、その火山活動に関する情報は大きく注目される。このため、実際に火山活動が活発化の兆候を示した場合に出される根拠のある情報はもちろんのこと、科学的根拠の薄い情報であっても、それが安易に報道されることで、過去において社会的不安を招いたこともある。

報道機関は、報道を原因とする風評被害の発生を防止するため、行政機関や火山専門家と連携を図り、事実を正確に把握したうえで、その内容が誤解なく伝わるように努めるものとする。

(4) 観光事業者の役割

直接観光客と接する機会が多い観光事業者は、行政機関や報道機関と並び、風評被害の防止の為に果たす役割が大きい。観光事業者は、問い合わせを受けた場合に的確な対応ができるよう、あらかじめ富士山の火山活動に関する知識の習熟を図るとともに、公的機関の発表する公式見解の把握に努める。

(「4-6 問い合わせへの対応」も参照)

6-3-3 風評被害を受けた場合の事業者への支援

風評被害を受けた事業者に対しては、その被害を可能な限り補填し、事業の継続を支援する仕組みが必要である。

具体的には、「6-1 被災後の経済的支援」の内容に準じる。

6-4 火山と共存した地域づくり

富士山火山周辺地域では、ハザードマップに基づく噴火前のゾーン区分を活用し、予想される危険の程度に応じて、必要な防災対策を求める。また、噴火後においては、その被害の程度に応じたゾーニングを行い、建物の建築制限等を含めた適切な土地利用を行う。

6-4-1 富士山火山防災促進地域（仮称）の設定

国、県、市町村は、第1次～第3次ゾーン（噴火前）について、平常時から万が一の富士山噴火に備えて重点的に防災対策を推進する地域（「富士山火山防災促進地域（仮称）」）と定め、火山噴火に備えた防災施設の整備や安全なまちづくりを進めるとともに、その利用者（住民、事業者等）に対し防災対策の充実を求める。特に、「富士山火山防災促進地域（仮称）」に立地する施設（今後新たに立地する施設を含む）の事業者に対しては、万が一の富士山噴火に備えた「富士山火山防災計画（仮称）」の策定を奨励する。なお、計画で取り上げるべき対策項目（例）は、以下のような内容である。

[平常時対策（項目例）]

- ・施設・設備等の安全措置の確認
- ・防災資機材の整備・保管、車両の確認
- ・非常持ち出し品・緊急物資等の備蓄管理
- ・従業員等の配備体制・役割分担等確認
- ・地元自治体の火山防災計画の確認
- ・従業員等の火山防災教育・防災訓練（情報収集伝達、避難誘導等）

[災害時の応急対策（項目例）]

- ・社内対策本部の設置
- ・施設・設備等の点検
- ・従業員の配備
- ・情報収集・伝達、広報
- ・負傷者等の救出・救助
- ・避難対応（施設利用者への避難広報、避難誘導、搬送手段の確保等）
- ・従業員等の安否確認

6-4-2 噴火災害発生後の新たな地域づくり

国、県、市町村は、噴火に伴う被災範囲や被災状況の把握とともに、学識者等専門家の協力を得て安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、災害危険区域の設定等防災の観点から土地利用のあり方を検討する。

なお、土地利用ゾーンの設定に伴う建物の建築制限等の措置は、地権者等に対して大きな利用制限になるため、ゾーン設定前には、被災者に対する十分な居住者等の意向調査の実施や説明会等を開催する。

6-5 火山資源の活用

噴火に伴い新たに創出された火山景観や火山資源を活用して観光振興を図ると同時に、火山噴出物の有効利用を考え、地域経済の再建に役立てる。

6-5-1 自然や歴史資源等のネットワーク化

県、市町村は、噴火履歴を観察できる露頭や火山関係施設、その他既存の自然や歴史資源等のネットワーク化を図る。また、噴火終息後には、災害遺構も加える等、新たな観光事業により、地域産業の活性化を図る。

6-5-2 火山性堆積物（火山灰）の工業製品等への活用

火山地域では、火山との共生策の1つとして火山性堆積物を積極的に工業製品の原料やコンクリート用骨材等に有効利用するための研究が行われている。県、市町村は、富士山噴火災害においても、これらを単なる廃棄物として処分するのではなく、工業製品等への活用方法を検討し、災害後の地域産業の振興に役立てることを検討する。

富士山の「火山灰」の大半は火山灰というべき細粒のものではなく、もっと粗粒のスコリアと火山砂である。スコリアはコンクリート骨材としてきわめて有用であり、実際に日本各地の火山で採掘されている。火山砂は、粒のそろった砂であるため、工業用、園芸用、海浜観光用など、さまざまな利用法が考えられる。

7 火山に関する啓発・教育

-富士山と富士山に関わる人々との共生-

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源である。一方、優れた景観や豊富な動植物、水資源にもめぐまれ、酪農や高原野菜等の多様な農業の生産地でもある。

「富士山を知る」ためには、これら火山による恩恵という分野も欠かすことはできない。地域住民や観光客等には、火山学のみならず、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育や火山防災を広く普及するための啓発・教育活動を推進する。

7-1 啓発・教育の方向性

7-1-1 啓発・教育の目的

富士山火山防災については、すでにこれまで各地でシンポジウム等が開催されてきた。特にハザードマップ公表後は、各県での説明会をはじめ、住民組織による勉強会が開催され、児童・生徒への授業や学校教職員を対象とした研修などにも富士山火山防災をテーマにした取り組みが行われている。また、各自治体においても火山防災計画の検討やハザードマップの作成等が進められようとしている。

このように、富士山への関心が高まっている時期に、住民等に対して、より充実した啓発・教育プログラムを提供し、効果的に火山防災対策の推進を図っていくことが望まれる。

国、県、市町村は、今後もシンポジウムや研修会等の開催、富士山をテーマにした学習プログラムの学校教育への導入を積極的に進め、富士山で想定される災害や必要な防災対策に関する情報提供を行うとともに、火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学など富士山に関する基礎知識も伝え、より一層富士山火山に関する理解・関心を深めるとともに、防災対策の必要性や重要性の意識を高め、各地域の防災体制強化をめざす。

また、国、県、市町村および観光業者は、エコツアー等観光の分野にも、富士山火山防災や富士山に関する基礎知識、火山の恩恵、環境問題等のテーマを取り入れ、全国から訪れる観光客等に、富士山に対する新たな発見やこれまで以上の親しみをもってもらい、広く火山防災対策や環境保全の普及に努める。

富士山に関する啓発・教育内容と期待される効果について整理したものが
 図 7-1 である。

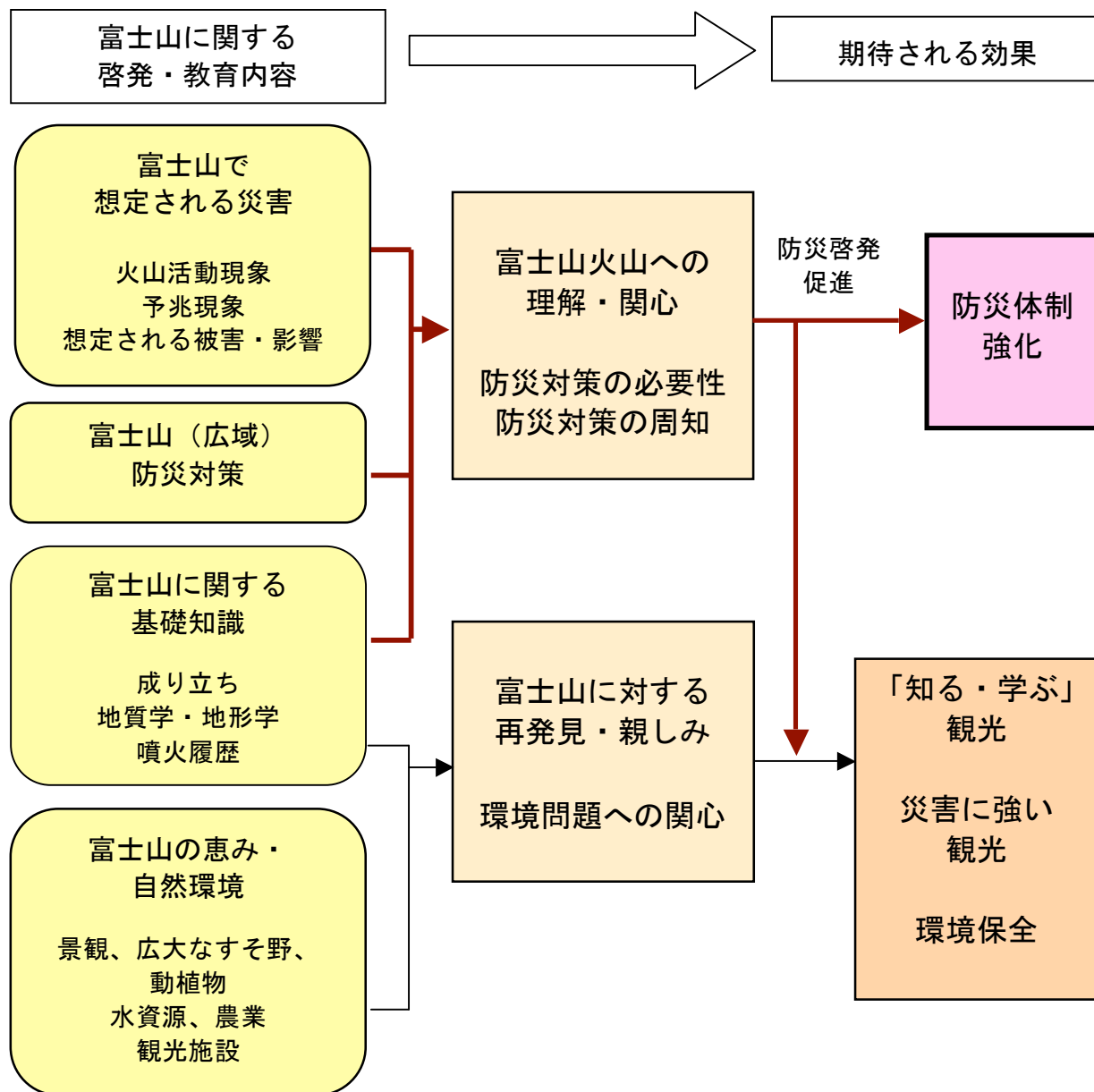


図 7-1 富士山に関する啓発・教育内容と期待される効果イメージ

7-1-2 対象者の属性と啓発・教育内容

啓発・教育の対象者も、地域住民から地元事業者、観光客、児童生徒などさまざまである。これらの対象者に期待される効果をめざした啓発・教育内容が望まれる。例えば、地域を構成する住民等に対しては、具体的な地域防災に重点を置いた教育を行い、災害時の防災力の向上を図る。観光客等他地域からの来訪者に対しては、富士山火山をテーマに広く火山防災の普及をめざした内容にするなど対象者の属性に応じた啓発・教育を行うことが必要である。

県、市町村および観光業者は、地域住民、児童・生徒、観光客等対象者の属性と啓発活動による効果（めざすべき方向性）を踏まえ、富士山火山防災等に関する啓発・教育の具体的なテーマ、プログラムについて検討する。

なお、県、市町村においては、職員に対する防災啓発・教育も計画的に実施していくことが望まれる。

(1) 地域住民

富士山地域において最も身近に生活している存在であり、地域には自主防災組織のほか、さまざまな団体、グループ、サークルなどが存在する。県、市町村は、そうしたグループを活用し、火山防災や環境教育等啓発事業を展開させる。

特に、火山防災に関心をもってもらうこと、地域のことをよく知ってもらうことなどが重要であり、地域の防災リーダーを育成するという方針で啓発を実施する。

(2) 児童・生徒

県、市町村は、火山防災学習等を学校教育の一環として、授業（課外授業等も含む）の年間予定の中に組み入れることを検討する。授業に取り入れることで、富士山に関する効果的な学習が期待できる。

富士山火山防災や環境教育をテーマにした防災図書やビデオ等を活用した授業、火山災害に関する実験（例えば、土石流災害など）、噴火に伴う現象の履歴、砂防施設等の現地視察などを行う。

(3) 企業・事業所（観光業も含む）

基本的には、前述の地域住民等を対象としたプログラムを展開させる。企業・事業所も地域を構成する重要な立場にあり、むしろ地元の住民組織との連携を図る目的で研修への参加を呼びかける。

特に観光業者には、富士山防災マップについて、十分に理解し、避難対策等火山防災や環境教育によって自然との接し方などを観光客に正しく伝えることが必要である。県、市町村は、観光協会等とも連携し啓発事業を展開していくことが望ましい。

(4) 観光客

多くが他地域より来訪する人たちであり、富士山の観光を通じて得たことを自分たちの地域に伝え、普及させる存在でもある。楽しみながら「火山を学ぶ」「火山を知る」ために、また団体や家族、個人などさまざまグループに適した観光コースやプログラムを提供し、火山についての知識の習得をはじめ、防災や環境保全への意識を高めていく。

(5) 自治体職員

県、市町村は、職員に対する啓発・教育も計画的に行い、特に火山防災に関する意識の向上や行政職員としての役割の周知を図る。

まず、防災に関する専門家や過去の噴火災害を経験した他自治体職員等による研修会・講演会等を開催し、職員の火山防災に関する知識の向上を図る。また、富士山ハザードマップの結果を前提にした、職員による防災訓練や演習（情報収集・伝達訓練、本部運営等の図上演習等）を実施し、職員の富士山火山災害に対する防災行動力・判断力の向上をめざす。

7-2 地域住民（住民組織）への啓発・教育

7-2-1 対応方針

地域住民への啓発・教育は、住民組織等地域コミュニティを活用し計画的に実施し、火山に関する知識の普及と地域の防災力向上をめざす。

7-2-2 実施体制

市町村は、まず地域を構成する複数の町会・自治会等を中心に、その他婦人会、事業所、商工会（協会、組合等も含む）、学校教職、PTA等の参画を呼びかけ、地域ネットワークの立ち上げを支援し、地域コミュニティの充実と広域的な地域防災力の向上を図る。

このネットワークを活用し、平常時においては、防災、環境教育、火山学等に関して学識者や各専門家による講習や研修会、ワークショップの開催、訓練実施等を行い知識の普及や防災組織としての活性化を図る。災害時には、この組織をもとに、情報収集・伝達や避難行動等における協力体制を構築する。

また、県、市町村は、防災リーダーの育成や地域の火山防災マニュアルの策定等具体的な成果が得られるように、地域を構成する住民、地元事業者等を対象とした富士山に関する基礎知識、防災教育、環境教育等に関する啓発・教育プログラムを作成し、計画的に防災啓発事業を進める（図7-2）。

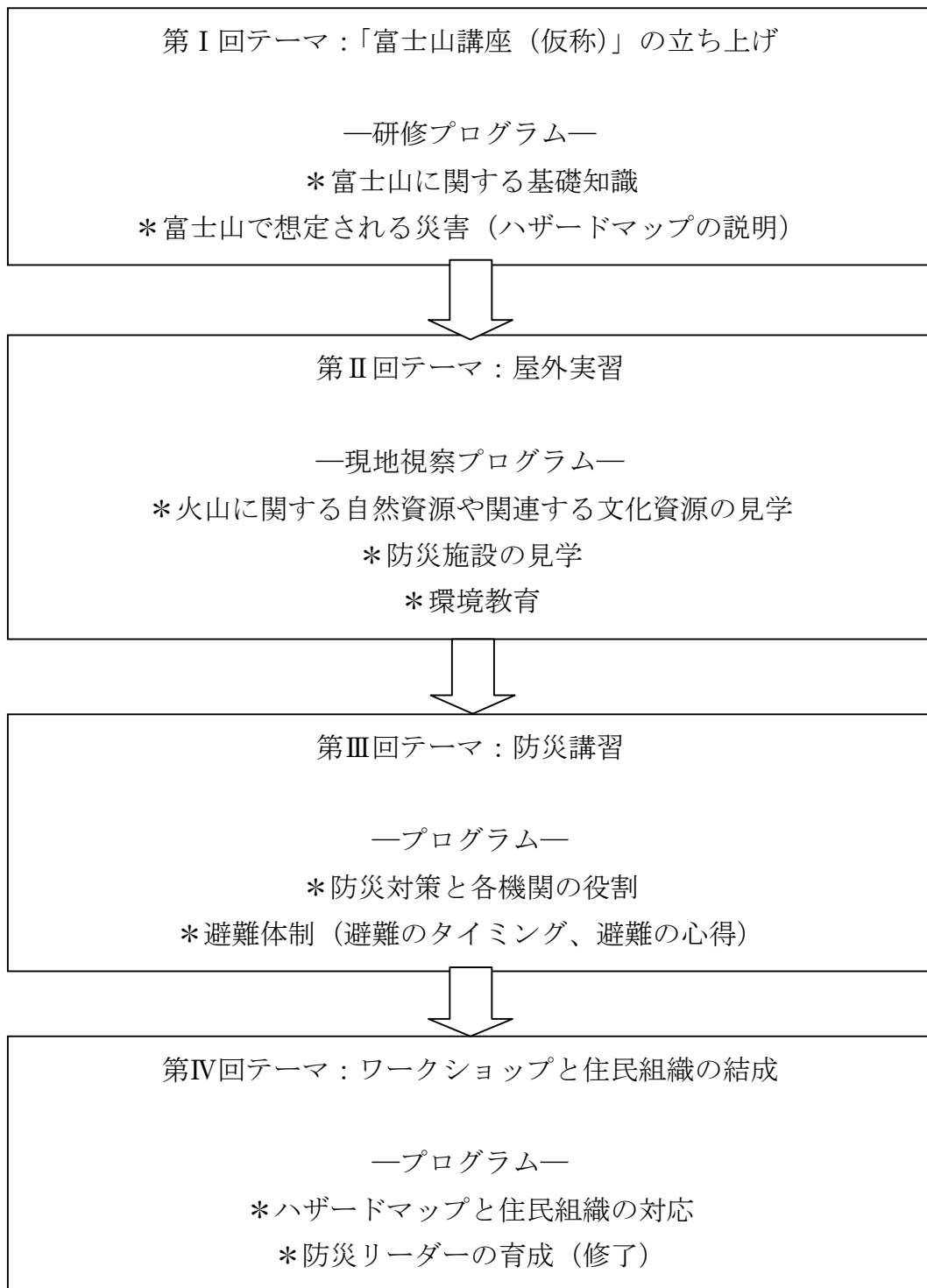


図 7-2 「富士山講座（仮称）」の開催：住民組織の立ち上げと防災教育等についてのプログラム（イメージ案）

7-3 観光客への学習機会の提供

7-3-1 対応方針

全国から訪れる観光客のために、「富士山に対する再発見」や「知的好奇心」を豊かにする観光プログラムや観光コースの充実を図る。火山学や火山の恵み、自然環境等さまざまな角度から富士山への理解を深め、環境教育や火山防災の重要性への周知とその普及を図る。

7-3-2 幅広い学習テーマによる学習機会の創出

富士山には、火山の成因と関連して、洞窟や溶岩樹形等独特な地形が多く、その地形のために特徴ある動植物が生育している。また、豊富な水資源や多様な土地利用型農業の生産現場（酪農・茶・水稻・高原野菜等）の提供など、自然の不思議さや面白さ、かけがえなさを学ぶ貴重な資源になっている。さらに、富士山麓には、富士山ゆかりの神社や史跡なども多く、歴史的資源にも恵まれている。

富士山地域に多様かつ広範囲に分布するこれらの特徴ある資源を活用し、県、市町村、観光事業者は、エコツアー等観光プログラムのさらなる充実とその導入を図る。つまり、全国各地から訪れる観光客のために、富士山のもつ火山地形や自然環境、富士山と人との関わりなどの理解を深め、その上で環境保全や火山防災への意識を高めて広く普及していく学習機会の創出をめざす。

また、県、市町村は、噴火履歴を観察できる露頭や火山関係施設、その他既存の自然や歴史資源等のネットワーク化を検討し、地域全体をミュージアム（フィールド・ミュージアム、エコミュージアム）として、噴火の伝承や火山学習（観光）の推進を図る。

7-3-3 観光ガイド・インタープリター等人材の育成

県、市町村は、観光事業者（ツアーガイド、宿泊施設、交通事業者等）を対象に、学識者等専門家の協力を得て、火山学や火山防災、環境問題等の分野も取り入れた自然ガイド講習を企画・実施し、各分野に精通した観光ガイド・インタープリターの人材育成を図る。

また、国、県は、富士山の自然環境の中で、観光ガイド・インタープリターが観光客等に正しい情報や知識を提供し、観光客等の行動を適切に誘導す

るための技術の向上を図る目的で、観光ガイド・インタープリターの認定制度等についても検討する。

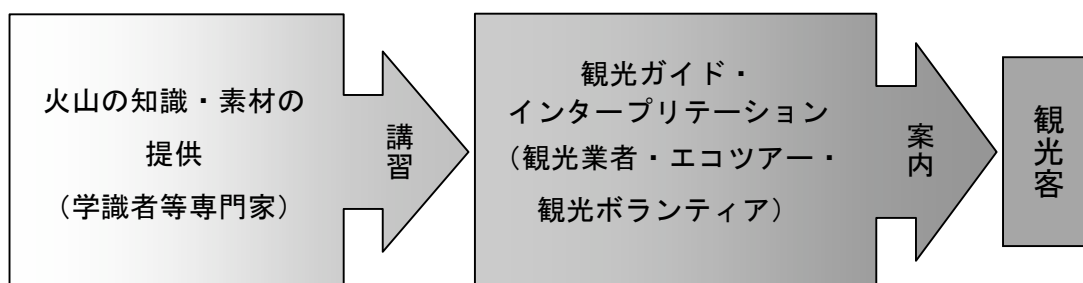


図 7-3 観光ガイド・インタープリターの育成と観光客への情報提供(イメージ)

7-4 学校教育への導入

7-4-1 対応方針

富士山火山に関するプログラムを学校授業（課外授業等も含む）の年間予定の中に組み入れ、啓発・教育を進める。

7-4-2 実施体制

国、県、市町村は、小学低学年、高学年、中学生等学年別に、富士山火山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み・自然環境等に関するプログラムを学習内容等に組み入れ、火山に関する総合的な教育の推進に努める。

具体的には、火山防災をテーマにした防災図書やビデオ等の活用、火山災害に関する実験（例えば、土石流災害など）、噴火履歴を観察できる露頭や防災施設等の現地視察等を、授業の中に取り入れ、児童・生徒の興味や関心を高める。

なお、県、市町村は、小中学校の教職員を対象に、学識者等火山専門家による講習を実施し、富士山火山に関する知識の普及に努める。

7-5 啓発・教育ツールの整備

7-5-1 整備方針

富士山火山に関する情報や知識を、より興味深く、また正確に伝えるための啓発・教育ツールを整備する。

7-5-2 整備内容

(1) ハザードマップおよび解説書

国、県、市町村は、ハザードマップ（住民、防災関係機関、観光客向け）の整備を進めるとともに、住民等への説明が正確に、わかりやすく行われるように、行政職員向けの解説書（指導書）を作成する。

(2) 総合的ガイドブック

国、県、市町村は、富士山の噴火災害や防災対策について、ハザードマップや防災計画の解説のみならず、富士山火山の基礎知識、恵み・自然環境などを総合的に捉えたガイドブック等を作成し、火山知識の普及と防災教育の推進を図る。

(3) 教科書への記載

国、県、市町村は、学校教育での推進を図るため、学習指導要領による理科や社会科のみならず、火山学や火山防災の関わりなど総合的に必要な知識が身に付くように国語の教科書にも取り入れられるよう必要な題材の提供を検討する。

(4) 出前講習用教材ユニット

国、県、市町村は、出前講習のための教材ユニットを整備する。学校教育プログラムをさらに推進させるために、各学校で子供たちに富士山をより興味深く教えるための講座とその教材（岩石の標本、写真、ビデオ等）を整備する。

7-6 拠点施設の整備

(1) 情報発信拠点等の整備

国、県、市町村は、富士山に関する各種火山情報（気象情報、火山情報・監視映像、観光情報等）について、既存施設（研究施設、ビジターセンター、博物館・資料館等）を拠点に、地域住民や観光客等に情報発信サービスを行うために、各施設を結ぶ情報ネットワーク化を検討する。

これらの拠点施設は、平常時においては、ビジターセンターとしてエコツアーなどの観光拠点としても活用しつつ、緊急時には、地域住民等への火山情報、緊急情報の発信拠点としても機能させる。

(2) 各種防災対策施設の整備

富士山の噴火の頻度からすると、火山防災のみに用途を限定した施設の整備は現実的ではない。このため、災害時には防災施設（避難場所・監視観測拠点等）としての機能を果たす一方で、平常時には、地元住民の集会施設や火山学習やエコツアーの拠点としてのビジターセンターとして、地域生活や産業に有効活用される施設を整備する。

また、避難地、避難路、土砂流出対策施設等、各種防災対策施設の整備にあたっては、観光地としての景観を壊さないよう配慮することはもちろん、公園やエコツアーのフィールドとして活用されるように十分配慮する。

8 今後の防災計画のあり方

本報告の検討結果については、まず、関係自治体における地域防災計画に反映されることが望まれる。一方、国は、富士山火山広域防災に関する基本方針を定め、国としての応急対策についての検討を進めるものとする。また、関係自治体においては、国の基本方針を踏まえ、相互間地域防災計画の策定が図られることを期待する。

8-1 富士山火山広域防災基本方針（仮称）の策定

国は、本報告の結果については、今後、関係省庁や関係地方公共団体等の意見も踏まえて、富士山火山広域防災に関する基本方針（「広域防災基本方針（仮称）」）を定めるものとする。

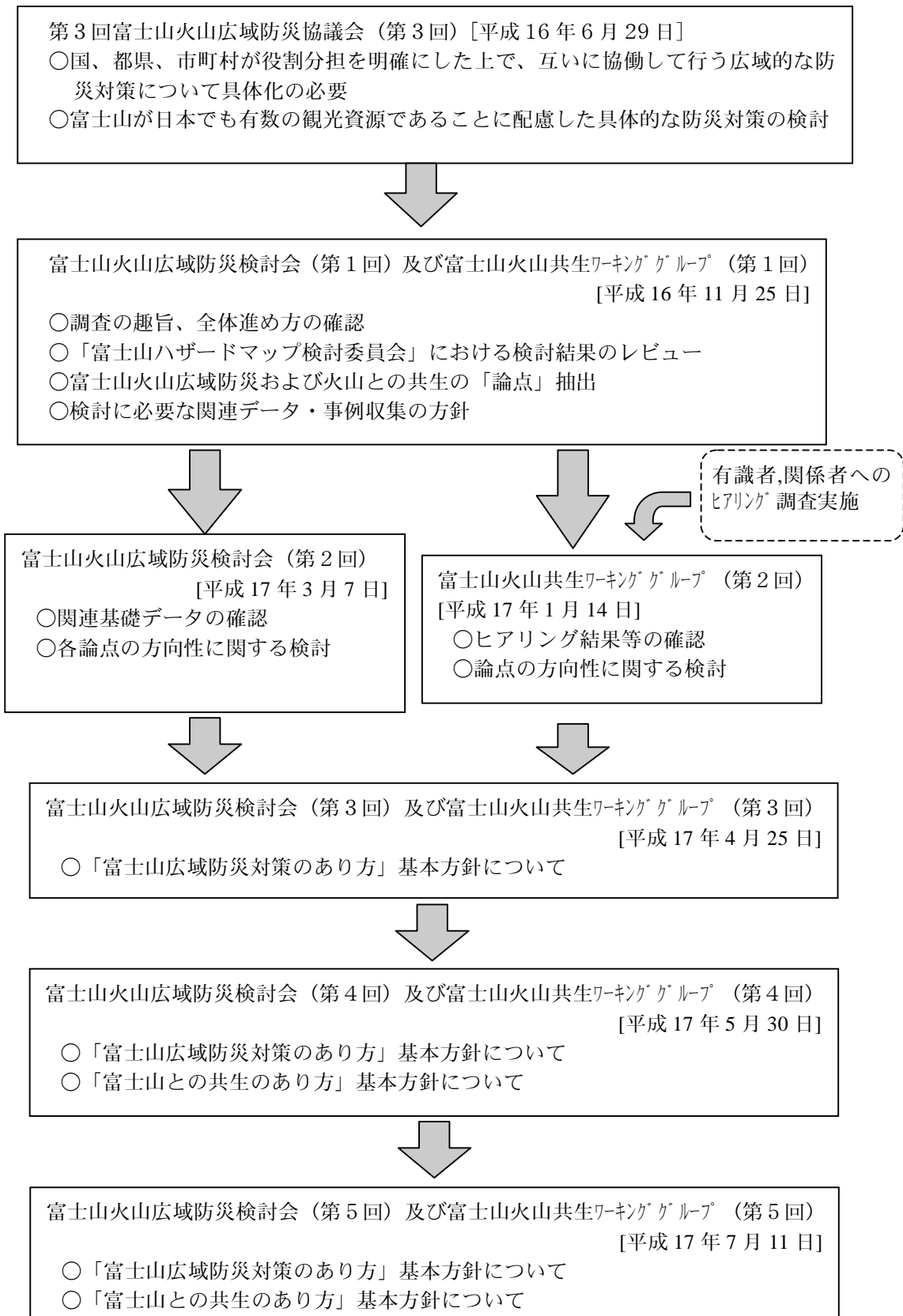
また、富士山噴火災害による多数の被災者への食料等物資の供給、熱傷等への特殊医療の実施、広範囲な被災現場における復旧活動等において、各機関による活動要員の派遣や物資・資機材の投入は、全国的な規模での対応になることから、国は、広域防災基本方針（仮称）を踏まえて、応急対策に必要な事項について別途検討するものとする。

8-2 相互間地域防災計画の策定に向けて

富士山噴火災害は、噴火に伴う現象によって、被害や影響が広範囲に及び、また噴火活動が継続することにより避難生活なども長期化することが想定される。こうした状況での避難対策をはじめとする各種応急・復旧活動は、関係自治体相互が連携し、一体となって対応していくことが望まれる。

まず、関係自治体は、広域避難等に関する合同訓練を実施するなど、富士山噴火災害に対する意識を高め、互いの連携を強化していくことが必要である。そして、国の広域防災基本方針（仮称）を踏まえ、富士山噴火災害に備えて、近隣都県、市町村に係る相互間地域防災計画を策定していくことが望まれる。

□検討の経緯



おわりに

大規模な災害に備えて、都道府県の枠を越えた広域防災対策を確立しておくことの重要性や必要性については、すでに阪神淡路大震災以降、指摘されてきたことであり、本報告の富士山噴火災害をはじめ、東海地震や東南海・南海地震などでも検討が行われてきた。

とりわけ、火山噴火災害は、多様な現象を伴い、被害の拡大とともに状況が時々刻々と変化していく特徴がある。しかも、火山活動が継続することで、被害が長期にわたって繰り返し発生する可能性もある。すなわち、防災計画の策定に当たっては、その目標の定め方が非常に難しい災害である。

しかし、富士山においては、これまでの富士山ハザードマップ検討委員会等の調査によって、富士山における噴火現象の全容がかなり解明されてきた。本報告では、これらの結果を対策の前提として最大限生かし、広域避難等自治体の枠を越えた広域的な防災体制の確立を関係機関が連携して取り組むための、より具体的な富士山火山広域防災対策の検討を行うことができた。

特に、「火山広域防災」に関する本報告の成果は、各防災対策について、国、県、市町村及び関係防災機関の役割を明確にしたこと、火山情報を判断基準に、噴火前からはじまる各種対応の実施時期を整理し、さらにハザードマップ等の結果を生かし、避難等の対象範囲や対策を講じるべき範囲を明確にしたことなどが挙げられる。また、これらの活動をより円滑にするために、火山防災情報の共有体制や、富士山噴火災害の影響の大きさから、被災地のみならず国内外に向けての情報発信、そして広域応援体制のあり方等を具体化したことも大きな成果である。

一方、噴火活動によって発生する被害をできるだけ防ぐ、あるいは拡大させないという観点から、災害に強い地域社会の形成をめざし、ハザードマップを踏まえた火山防災促進地域の設定や被災した地域産業への経済的支援体制等の構築、さらに、地域住民や観光客等を対象とした火山啓発・教育の充実化を提言しているのは、富士山火山と地域が、もしくは、富士山と関わる人々がいかに共生していくかというテーマにも着目し取り組んだ点である。

今後、本報告の結果を踏まえ、富士山噴火災害に対する国としての基本方針及び自治体の相互間地域防災計画の策定へと展開していくことを望むものである。一方、ハザードマップに関しても、今後、新たな調査活動等により見直しを図り、また、訓練や図上演習等の実施により、常に富士山火山防災への関心を維持し、防災計画の検証や見直しの体制を構築していくことが必要であると考えられる。

最後に、今回の富士山における検討が、全国各地の火山防災対策に活用され、我が国の火山防災対策がさらに充実されれば幸いである。